

刑務所図書館サービスの理念と制度：  
アメリカおよびイギリスに焦点をあてて

筑波大学

図書館情報メディア研究科

2017年3月

能勢 ゆかり

## 目次

1. 序論.....	1
1.1 問題意識.....	1
1.2 研究背景.....	2
1.2.1 日本の刑務所における読書環境の歴史的概観.....	2
1.2.2 公共図書館によるサービスの提供.....	10
1.2.3 日本における刑務所図書館に関する研究.....	12
1.2.4 海外の刑務所図書館概要.....	13
1.3 用語の説明.....	15
1.3.1 刑務所.....	15
1.3.2 対象者の定義.....	15
1.3.3 刑務所図書館.....	16
1.4 先行研究の検討.....	17
1.5 研究の目的と意義.....	21
1.6 研究方法.....	21
2. 刑務所図書館サービスの理念.....	25
2.1 国際人権章典における情報アクセスに関する規定.....	25
2.1.1 「世界人権宣言」.....	25
2.1.2 「国際人権規約」.....	26
2.1.3 国際人権章典と表現の自由に関する規定.....	27
2.2 拘禁状態にある者の情報アクセスに関する規定.....	28
2.2.1 「ネルソン・マンデラ・ルールズ」.....	29
2.2.2 「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則」 .....	32
2.2.3 「被拘禁者取扱いのための基本原則」.....	33
2.2.4 被拘禁者の情報アクセスにかかわる規定.....	33
2.3 地域的人権保障条約における情報へのアクセスに関する規定.....	35
2.3.1 「人権および基本的自由の保護のための条約」.....	35
2.3.2 「ヨーロッパ刑事施設規則」.....	36
2.3.3 ヨーロッパ刑事施設規則における刑務所図書館サービス規定.....	39
2.4 IFLA による被拘禁者に対する図書館サービスに関する規定.....	39
2.4.1 「ユネスコ公共図書館宣言」.....	39
2.4.2 「情報へのアクセスと開発に関するリヨン宣言」.....	40
2.4.3 被拘禁者の情報アクセスに関する文書.....	42
3. 「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」.....	46

3.1 ガイドラインの策定経緯と変遷 .....	46
3.2 ガイドラインの概要.....	53
4. 刑務所図書館サービスの制度.....	60
4.1 アメリカにおける刑務所図書館サービス.....	60
4.1.1 アメリカの矯正施設 .....	60
4.1.2 アメリカにおける刑務所図書館サービスの制度的変遷 .....	61
4.1.3 アメリカ図書館協会による刑務所図書館サービスに関する活動 .....	68
4.1.4 アメリカ図書館協会による図書館基準の策定 .....	70
4.1.5 アメリカの刑務所図書館における被収容者を対象としたサービス.....	72
4.2 イギリスにおける刑務所図書館サービス.....	73
4.2.1 イギリスの矯正施設 .....	73
4.2.2 イギリスにおける刑務所図書館サービスの制度的変遷 .....	74
4.2.3 英国図書館・情報専門家協会による刑務所図書館サービスに関する活動 ..	80
4.2.4 イギリスにおける刑務所図書館サービスのガイドライン.....	81
4.2.5 イギリスの刑務所図書館における被収容者を対象としたサービス.....	83
5. 結論.....	91
5.1 刑務所図書館サービスの理念.....	91
5.1.1 被拘禁者処遇関係文書に見る刑務所図書館サービスの理念 .....	91
5.1.2 図書館関係文書に見る刑務所図書館サービスの理念.....	92
5.1.3 刑務所図書館サービス理念の総括 .....	93
5.2 刑務所図書館サービスの制度.....	93
5.2.1 アメリカの刑務所図書館サービス制度 .....	94
5.2.2 イギリスの刑務所図書館サービス制度 .....	95
5.2.3 アメリカおよびイギリスにおける刑務所図書館サービス制度の総括 .....	96
6. おわりに.....	97
謝辞.....	100
参考文献一覧.....	101

## 表目次

表 1-1 矯正図書館基準案の構成.....	6
表 1-2 刑務所図書館サービスの類型.....	19
表 3-1 特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会の組織編成と活動経緯 .....	46
表 3-2 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドラインの構成.....	49
表 3-3 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン（第 2 版）の 構成.....	51
表 3-4 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン（第 3 版）の 構成.....	54
表 4-1 アメリカの刑務所図書館サービス制度をめぐる動向.....	62
表 4-2 成人矯正施設のための図書館基準（1992 年）の構成.....	71
表 4-3 イギリスにおける被収容者に対する図書館サービスをめぐる動向.....	74
表 4-4 刑務所図書館サービス手引書の構成.....	81

## 図目次

図 3-1 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドラインのウェブペー ジ.....	53
図 4-1 被拘禁者の読む権利を掲載した ALA ウェブページ.....	69
図 4-2 CILIP 刑務所図書館グループのウェブページ.....	80
図 4-3 バーミンガム刑務所図書館のウェブページ.....	83
図 4-4 Storybook Dads のウェブサイト.....	85

## 1. 序論

### 1.1 問題意識

刑務所出所者の再犯罪の防止は古くから刑事政策における重要なテーマのひとつとなっており、日本においても刑務所出所者の再犯罪の防止についてはこれまで広く議論がなされてきた。2012年7月には犯罪対策閣僚会議によって「再犯防止に向けた総合対策」<sup>1</sup>が策定された。同対策では刑務所出所者等の再犯防止に向けた対策が示され、再犯罪の防止が非常に重要な政策課題であるということが確認された。またその上で、再犯罪の防止に資する受刑者処遇の充実・強化の必要が明らかにされている。

刑事施設やその被収容者等の処遇について定めた法律である「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下：刑事収容施設法）」の第30条は受刑者の処遇について「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行う」と定めている。つまり、受刑者処遇は受刑者が社会に復帰した後に社会での生活に適応することが可能となるような能力を育成することを目的としている。

上記規定で述べられた受刑者の社会適応能力は、受刑者の円滑な社会復帰のために必要な能力である。そしてこのような能力を育てるには受刑者の情報アクセスが必要不可欠となる。例えば社会では今何が起きているか、どんな変化があったかなど、外部の最新の情報を常に得ておき、出所後に戻る刑務所の外の状況を把握しておくことは非常に重要である。なぜなら、受刑者が長期間、情報にアクセスすることができない環境に置かれ長らく社会の状況を把握することができなければ、出所後に社会に適応することが困難となり、結果として社会から孤立してしまい再び罪を犯してしまう危険があるからである。また受刑者の円滑な社会復帰を考えると、出所前から就労や居住に関する資料や情報を収集するなど、受刑者が自ら情報にアクセスし、資料や情報を入手して出所後の生活に備える必要がある。

以上の理由から、受刑者が多様な資料や情報へアクセスすることができるように、刑務所は環境や制度を整備することが求められている。しかし現在日本の刑務所では資金不足や職員確保が困難であることから、受刑者のニーズに応える情報アクセスを保障する環境や制度は整っていない状況にある。

日本では受刑者の情報アクセスが困難である一方で、アメリカやイギリスでは既に受刑者の情報アクセスを保障する機関として刑務所内に図書館が設置されている。図書館にはコレクションが備えられ、受刑者への資料の貸出や図書館職員によって受刑者の社会復帰を支援するためのプログラムが提供されるなど、多様なサービスを展開する施設が存在している。このような刑務所図書館は欧米諸国では広く普及しており、各国内の図書館団体が刑務所図書館の運営をサポートしている事例や、矯正施設被収容者に対する図書館サービス実施のためのガイドラインを策定している例もある。

先に述べたように、日本の刑務所において受刑者の情報アクセスを保障し、受刑者が必要とする資料や情報を入手することができる環境を整備することは、重要な課題である。

また刑務所に限らず、広く市民の情報アクセスを保障する社会的機関である図書館にとっても、受刑者に対して図書館サービスを提供し、彼らの情報アクセスを保障することは、喫緊の課題である。なぜなら、2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」<sup>2</sup>が施行されることを受けて、2015年12月に日本図書館協会が協会宣言として発表した「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」<sup>3</sup>では、全国の図書館と図書館職員が図書館利用における障害者差別の解消に取り組むことが明言された。そして同宣言の実践例を示した「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」<sup>4</sup>では、受刑者等の矯正施設被収容者をはじめとする、図書館利用において不利な立場にある人々に対する積極的な図書館サービス提供の必要が提示されている。以上のことから、図書館の利用が困難な受刑者に対する図書館サービスの提供は、図書館が今後取り組むべき主要な課題の1つであるといえる。

## 1.2 研究背景

本節では、研究背景として日本の刑務所における読書環境と海外の刑務所図書館の概要を記す。

### 1.2.1 日本の刑務所における読書環境の歴史的概観

現在日本の刑務所で受刑者が閲覧することのできる図書は「自弁の書籍等」と「備付書籍等」の2種類である。「自弁の書籍等」は受刑者が自費で購入したり外部からの差し入れによって入手した書籍や雑誌のことで、私本とも呼ばれる。そして「備付書籍等」とは、刑務所が官費で購入あるいは収集して、受刑者に貸与するために施設に備え付ける図書のことで、官本ともいわれる。

本項では刑務所における閲読に関する制度に焦点を当て、日本の監獄および刑務所における読書環境を、当時の刑事施設運営根拠法である(1)監獄則時代、(2)監獄法時代、(3)刑事収容施設法時代に区分し、概観する。なお以下で用いられる「囚人」および「在監者」とは、法令によって監獄に収監され拘禁された者のことを指す。

#### (1) 監獄則下の読書環境

日本の刑事施設で初めて図書の貸与が行われたのは、1870年のことである。当時、東京府佃島徒場では、四書、五経などの修身書を購入して徒罪人<sup>5</sup>へと貸与しており、これが官本貸与の始まりであった<sup>6</sup>。2年後の1872年11月各庁府県に対して頒布された「監獄則並図式(以下:監獄則)」<sup>7</sup>では図書の閲読に関する規定が盛り込まれた。雑則中に設けられた規定では「監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ蔵シ以テ囚人ノ誦読ニ供ス」<sup>8</sup>

と定めており、囚人の誦読のため監獄に書庫を設置し書籍を備え付けることを指示していた。このような指示があった背景について中根憲一は、以下のように述べている<sup>9</sup>。

書を通じての教化思想はすでにあつたのであり、わが監獄則が、囚人の書籍閲読の手段として官有書籍の備付けにつき規定したのは、それら流れからいって、必ずしも唐突なことではなかつた。有用な書籍を備え、囚人をしてこれを閲読せしめ、その教化・改善をはかるのは、いわば教育的処遇の一つと観念されていたのである。

このように、当時主流であつた教化主義的刑政においては、教育的処遇の一環として官本の備付けが指示されていた。しかし、実際にはいずれの府県監獄とも官本購入の費用を捻出することが大変困難な状況にあり、官本の整備は進んでいなかった。このような状況を受け各監獄では、自費での購入や外部からの差入れなどによって得た私本の閲読を許容していた。官本の不足状態は監獄則の施行中止なども影響し、その後、長らく続くこととなる。

1872年制定の監獄則では私本閲読に関する具体的な規定を有しておらず、さらに図書書の閲読範囲や基準についての規定を置いていなかったため、それらは各監獄の裁量に委ねられていた。しかし、囚人の閲読は教育的処遇の一環と認識されていたため、当時の閲読許可書目は修身書と宗教書など、教育的なものが中心となつていた。ただし、それらを内容に含む書籍以外にも、新聞紙や小説等の閲読を許可していた監獄も存在しており、閲読に関する規制は緩やかな状況にあつた。

このような状況から一転して閲読に規制が加えられるようになったのは、1875年1月に新聞紙の差入れが禁止されたことに始まる。1874年6月に新聞紙の差入れが司法省の指示によって初めて正式に許可されたものの、直後に自由民権運動が活発化し、これにより多数の政治犯を監収して獄内に不穏を招いたため、獄内の運営について規律保持を重視するようになり、新聞紙の差入れが禁止された。このことが契機となり、政治や時事に関する記述の有するものについて閲読に制限が課されるようになった。以降、新聞紙の閲読については特別な扱いとされるようになり、図書とは区別して取り扱われるようになった<sup>10</sup>。

1881年9月、監獄則の改正が行われた。1881年改正監獄則では、閲読図書の許否基準や購入、差入れについての規定が置かれた。閲読図書については、新聞紙や時事論説を掲載するものを除いて、修身や営業に必要となるものに限つてその閲読を許可することを定めた<sup>11</sup>。当時の閲読について中根は、図書の閲読は不許可が本則であつたことを前提に、閲読が許されるものについては「感化徳育上の観点から修身書を、釈放後の経済的基盤の確立という観点から営業に関する書籍を、それぞれ例外的に、しかもそのすべてではなく、個人的諸般の事情を省察して必要なものに限りという条件のもとに、制限的に許される」<sup>12</sup>ものであつたとし、図書教化の視点から、感化上有益であると判断

されたものに限って閲読が認められたことを明らかにしている。

1889年7月、監獄則は再び改正された。「1889年改正監獄則」の第32条第1項では、すべての在監者に法律命令書の閲読を許可することとした。この理由を中根は「大日本帝国憲法において、『臣民権利義務』が規定されたことに伴い、在監者といえども国民の一人として法律・命令を知らしめる必要が認められたためであろう」<sup>13</sup>と述べており、当時在監者が情報を知ることについて、ある程度必要性が認められていたことを知ることができる。しかし実際の閲読には多くの条件が存在しており、条文は形式的で、在監者の閲読は十分には保障されていなかった。1889年改正監獄則では、法律書以外に、従来の修身書、営業書にくわえて新たに宗教書と教育書の閲読が許可され、閲読図書の許可範囲の拡大が行われた<sup>14</sup>。この頃から、徐々に各地の監獄に書庫が開設され始めていた。

1899年7月、監獄則は3度目の改正を受けた。1899年改正監獄則では、閲読許可範囲の拡大が示され、従来許可されていた修身書や宗教書などの教育的書籍に限らず、感化もしくは紀律に妨げがないと認められたものであれば小説等の閲読も許可されるようになった。しかしこれによって無制限に閲読が許可されたのではない。実際には閲読が許可されるのは感化上害がなく有益なものに限定され、さらに閲読の目的や必要性、囚人の個別的事情などが考慮された上で許否が判断されていた。新聞紙については、感化や紀律に妨げがないと認められる場合は書籍の例に準じて閲読が認められるようになった。

1899年の改正の後、獄制改革が急進し多くの変化がうまれた。備付け図書に関しては、1899年改正から次第に整備が行われるようになった。1902年には東京集治監に図書室が設置され、3年後の1905年には巢鴨監獄が図書室を開室した。図書室の運営や管理は主に被収容者に宗教教誨を行う教誨師が行っており、教誨師によって書籍出納や読書指導が行われた<sup>15</sup>。

## (2) 監獄法下の読書環境

1903年監獄官制公布によって、すべての監獄が司法省の直轄となった。次いで1908年には明治期の監獄則改正を経て、監獄法が制定した<sup>16</sup>。同法では、書籍の閲読を教誨や教育を補助するものとし、在監者の閲読に関する規定を「教誨及ヒ教育」の章に設けた。同法第31条では「在監者文書、図画ノ閲読ヲ請フトキハ之ヲ許ス」「文書、図画ノ閲読ニ関スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と定めた<sup>17</sup>。さらに、監獄法施行規則第86条では、閲読する図書について、文書などの閲読は刑事施設の規律に害のないものに限って許すことを定めた<sup>18</sup>。このように、施行規則では具体的な閲読許可の基準は定めておらず、刑事施設の規律に害を及ぼさないものに限って閲読を許すことだけを規定していた。閲読許可の基準は各施設の裁量に任せられており、各監獄の事情等を鑑みて判断が下されていた。しかし、図書の閲読に関する規定が教誨及び教育の節の下に置かれてい



たことから、当時は図書の閲読が教誨や教育を補助する手段として認識されており、閲読される書籍についても教誨や教育に資するものが中心であったと考察される。

監獄法の制定後、備付け書籍である官本が徐々に整備されこれが充実したことから、在監者の閲読する図書は官本を中心とするべきであるという考えが主となり、私本の購入・差入れは原則として制限する方針が採られ、1913年から制限が課された。当時このような官本中心主義が採用された背景には、当時の監獄局長であった谷田三郎の海外視察の経験が大きく影響している。谷田は1909年3月から1年間欧米諸国を訪れ監獄視察を行った。その視察の際に、在監者に閲読させる図書が原則として監獄備付けの図書であったことや十分な蔵書を備えた監獄図書館の存在を目の当たりにしたことで、帰国後日本にも同様の制度を導入したいと考えるようになり、このことから官本中心主義を宣言したと言われている<sup>19</sup>。

大正時代に入ると、教育刑思想派の人物が獄務を担うようになり、これまでの内面改良を主とする倫理至上主義ではなく、監獄内での処遇を社会の場に適するような社会復帰を目標とし、その目標を達成するために教育を行うべきであるとの考えに変化していった。このような変化に従って、監獄では各種の教育が取り入れられるようになった。監獄内での読書活動について当時獄務の中心を担っていた検事の正木亮は、監獄法規定のような消極的姿勢ではなく、積極的に図書館活動を行うよう主張し、正木の尽力のもとで官本が整備され、雑誌を含む様々な図書が閲読できるようになっていった。さらに、従来各監獄の教誨師によって選定されていた官本は、当時の監獄局長である泉二新熊を中心とした官本審査科が監獄協会内に設置されたことによって、本省直々に選択するよう改められた<sup>20</sup>。1922年以降、組織法上これまで用いられてきた「監獄」に代わり新たに「刑務所」という名称が使用されるようになった<sup>21</sup>。

昭和初期の官本の取扱いについては、1927年9月に「受刑者ノ看読書籍ニ関スル件」と題する通牒が行刑局から発出された。通牒では改めて官本中心主義の方針を採ることが主張された。私本については1925年の治安維持法制定後に思想犯が多数収監されるようになったことが影響し、規制が厳格化されたことから、経典と辞典を除く私本の購入・差入れが禁止された。続いて1928年5月には、通牒「収容者看読用書籍取扱方ノ件」が発出され、本章の審査を経た看読図書を一般用図書である甲種と専門図書である乙種の二分化することと、それぞれの利用方法について定めた。1931年には官本の数が飛躍的に増加したことに伴い、循環貸与を効率化して図書教化の機能を十分に発揮させるため、司法省訓令「収容者閲読図書取扱規程」が制定された。1933年には司法省令「行刑累進処遇令」では累進処遇において、規律を遵守する優秀な受刑者に対しては閲読や図書室利用について様々な優遇措置を講じることを規定した<sup>22</sup>。

第二次世界大戦後、刑務所の復興が行われる中で、刑務所内の図書室についても徐々に充実化が図られた。

1946年10月、司法省行刑局から発出された「行刑教化の充実について」では、第2

編で、看読図書の充実、図書室の設置などについての具体的な方針を示しており、この通牒を受けて図書館基準の立案や各施設の図書担当職員への司書教育が活発に行われるようになった。1949年には法務府矯正総務局教育課によって「矯正保護図書館規程案」が立案された。同案は立ち消えとなってしまったが、1953年には当時法務省矯正局教育課長であった菊池省三と、同課の事務官井田慈清らが中心となって、公共図書館法・学校図書館法を範として新たに「矯正図書館基準案」を制定しており、再び矯正図書館基準が立案されている。両案はいずれも財政上の理由などから採択されず、実現することはなかった<sup>23</sup>。しかし、短期間に続けて2度も立案されていることから、当時、一部の矯正施設関係者が刑務所図書館を矯正の現場に必要なものであると認識していたのではないかと推測することができる。1953年に立案された「矯正図書館基準案」は、全10章49条から成り、各章題は表1-1の通りであった。

表 1-1 矯正図書館基準案の構成

第1章 総則
第2章 矯正図書館の職員
第3章 矯正図書館の施設と設備
第4章 矯正図書館資料の整理と保管
第5章 図書の選択
第6章 読書指導
第7章 閲覧室の運営
第8章 館内閲覧
第9章 館外閲覧
第10章 報告

出典：中根憲一（2010）p. 184-200 に掲載の「矯正図書館基準案」をもとに筆者作成  
 中根憲一．刑務所図書館：受刑者の更生と社会復帰のために．出版ニュース社，2010，p. 184-200.

各章下の規定では、矯正図書館の満たすべき条件を詳細に定めており、各施設に矯正図書館主任および司書を配置することや公共図書館と連携して被収容者に対して読書指導を行うことなどを定めている。基準案の内容は、当時では非常に先進的なものであった。基準案が高い理想を示しており、その実現に多額の費用がかかり、またそもそも実現が困難であったことも、採択が見送られた原因のひとつとなったと考えられる。

1952年には矯正施設の職員を対象とした司書業務研修である第1回刑務所図書担当官研修会が初めて開催された。研修は全国の拘置所や刑務所などで図書を担当する職員30名を集め、法務省中央矯正研修所において開催された。研修会では国立国会図書館

の職員を講師として招き、読書指導や図書の選択と受入などの指導が行われた。この研修会は1953年、1954年と継続して開催された。このように、当時の各刑務所の読書環境は整備が徐々に行われるようになった。しかし戦災による備付図書の焼失や、戦後に非民主的内容の図書を廃棄したことが影響し、刑務所は深刻な図書不足の状況にあった。そこで図書不足を解消するために、外部への図書寄贈依頼を積極的に行うようになり「愛の献本運動」や「読書のめぐみ運動」などの運動が多数実施され、施設への図書の寄贈が広く呼びかけられた。実際に運動を通して図書が寄贈されるようになり、矯正施設に対する図書の寄贈は現在でも行われている<sup>24</sup>。

1940年代後半から1950年代にかけては、公共図書館が館外サービスに力を入れ始めたこと、矯正当局が刑務所内の図書不足を補おうとしたことから、刑務所と公共図書館の連携が行われるようになった。当時全国33の施設が公共図書館から図書の借用を受けていたことが記録されている。1951年には長野県立図書館の支援を受けて長野刑務所図書館が開館している。この刑務所図書館の設立は、当時、長野刑務所長であった菊池信之丞の指示の下で行われた。開館準備には近隣の長野県立図書館の図書館長であった叶沢清介が積極的に協力し、開館準備期間には指導協力のために同図書館の司書が派遣されている。3か月の準備期間後に開館した長野刑務所図書館の開館時の蔵書数は約8,500冊で、2階建ての建物の2階部分すべてを自由接架式の図書室とし、そのほかに2つの閲覧室と事務室が設けられた、独立型の刑務所図書館であった<sup>25</sup>。これが日本に初めて設置された刑務所図書館である。しかしこの図書館は数年後に、菊池刑務所長が退職したことで刑務所の移転に伴って閉架式の書庫となった<sup>26</sup>。

1966年11月、監獄法施行規則の一部改正が行われ、改正によってこれまで禁止されていた一般日刊新聞と時事論説を掲載した雑誌等の閲読が一定の条件の下であれば許されるようになった。また、施行規則の一部改正とともに1931年に発出された「収容者閲読図書取扱規程」が廃止された。同年12月には新たな図書取扱い規程である「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程」と、その運用細則である「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用について」が定められ、以降この規程と運用通達に則り実務が行われることとなった。2006年からは「被収容者の書籍等の閲読に関する訓令」と「被収容者の書籍等の閲読に関する訓令の運用について」が制定・発出され、これが適用されている<sup>27</sup>。

### (3) 刑事収容施設法下の読書環境

2002年に明らかになった名古屋刑務所受刑者暴行死傷事件がきっかけとなり、1908年に制定された監獄法を改正する機運が高まった。2006年から施行され2007年に現在の名称となった「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」は、刑事施設の管理や運営、被収容者の処遇等について定めた法律である。

同法では、第8節に書籍等の閲読に関する規定が設けられている。以下に刑事収容施

設法第 8 節書籍等の閲覧部分を一部抜粋する<sup>28</sup>。

## 第八節 書籍等の閲覧

### (自弁の書籍等の閲覧)

第六十九条 被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第十二節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第七十条 刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- 一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 三 被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができる。この場合において、被収容者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。

### (新聞紙に関する制限)

第七十一条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

### (時事の報道に接する機会の付与等)

第七十二条 刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、第三十九条第二項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。

刑事収容施設法では、以上のように被収容者の閲覧についての規定が設けられている。監獄法に比べると閲覧に関する規定は大幅に増えており、さらに被収容者の書籍等の閲覧に関して具体的な規定が盛り込まれた。

刑事収容施設法では、監獄法で各施設の裁量とされていた閲覧について第 69 条で「被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第 12 節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない」と規定し、自弁の書籍等について被収容者の

閲覧する権利を認めている。この点について、第 70 条では、閲覧の制限要件も明確化されている。

刑事収容施設法のほかに、書籍等のより詳細な取扱いについては「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」<sup>29</sup>や「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」<sup>30</sup>ならびに「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」<sup>31</sup>などの下位法令によって定められている。

刑事施設等の被収容者の閲読については、次の重要な判決とともに語られることが多い。その判決とは、在監者の新聞閲読の制限について争われた最高裁昭和 58 年 6 月 22 日判決、所謂「よど号ハイジャック記事抹消事件」である<sup>32</sup>。同判決では閲読の自由について、公共の利益のための必要から一定の合理的制限を受けることがあるとの考えとともに、以下の見解が示された<sup>33</sup>。

およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要なところである。それゆえ、これらの意見、知識、情報の伝達媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法 19 条の規定や、表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであり、また、すべての国民は個人として尊重される旨を定めた憲法 13 条の規定の趣旨に沿うゆえんでもあると考えられる。

このように、判決では、個人の情報アクセスに関する基本的な考え方が記された。個人の思想・人格の形成や発展のためには多様な情報にアクセスすることが必要であることが明らかにされ、さらに閲読の自由が保障されるべきことを明らかにした。

判決の中で記されたような個人の情報アクセス、特に読書を通じた情報の獲得について、刑事施設がどのように捉えているのか、そして現在どのような対応がとられているのかは法務省矯正局が作成したパンフレット「日本の刑事施設」から知ることができる。同パンフレットでは、刑事施設における被収容者の閲読について以下のように説明している<sup>34</sup>。

被収容者にとって読書は、「知る自由」として保障されるものであるとともに、教育の補助手段、余暇時間帯等の利用方法として有効なものであるので、十分な機会を与える必要があります。そのため、被収容者には、施設備付けの図書、新聞紙のほかに、購入や差入れによる自弁の書籍等の閲読が許されています。

以上の記述から、刑事施設における図書等の閲覧は教育の補助手段であり、また余暇時間の利用に役立つものと認識されていることがわかる。さらにパンフレットでは、読書が被収容者の知る自由を支える行為として保障されるものであるとしている。

パンフレットで記された知る自由については、日本図書館協会が1954年に採択した「図書館の自由に関する宣言」のなかで詳細に説明されている。宣言では「知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する」<sup>35</sup>と述べられており、憲法で保障される個人の表現の自由が成立するためには、知る自由を保障することが必要不可欠であることを説明している。前出の判決文によれば、知る権利の一環としての閲読の自由は、憲法上の保障を受ける権利とされている。そのため、基本的人権が保障されることが否定されない被収容者に対しても、閲読の自由が権利として保障されなければならないと言える。しかし「日本の刑事施設」で説明された閲読についての記述を見ると、その機会が与えられるものであること、そしてそれが許されている行為であると表現されており、個人の読書が当然に認められている権利よりもむしろ、与えられる権利として表現されている。

これまで見てきた規定や説明では、自費で購入したものや差入れによって入手する自弁の書籍等について多く言及されてきた。自弁の書籍等を手に入れることができない、私的組織が貧困な被収容者の知る自由を保障するものが、刑事施設によって備え付けられる書籍である。刑務所をはじめとした刑事施設は、広く一般に公開されている施設ではない。そのため各刑務所内の読書環境の実際、例えば刑務所にある備付け書籍等の冊数や内容を詳しく把握することは困難である。しかし、法務省矯正局が出所受刑者を対象として実施している「受刑者に対する釈放時アンケート」では、刑務所に備えられた図書についての設問で「種類が不足していた」「古い本が多かった」という回答を選択した受刑者が50%以上にのぼった<sup>36</sup>。この回答結果から、刑務所ではすべての受刑者の情報ニーズを満たす最新の情報や資料の提供、彼らの知る自由の保障が十分にされていないと言える。今後刑務所では、受刑者の情報ニーズに応えられるような環境の整備に努める必要がある。

### 1.2.2 公共図書館によるサービスの提供

これまで、刑事施設が被収容者の情報アクセスを保障する必要があることを述べてきた。けれども実際には、受刑者の更生などを行うことを目的とした施設である刑務所が彼らの多様な情報ニーズを把握すること、そして情報アクセスを保障するための環境を整備することは容易なことではない。このため、受刑者の知る自由を保障するためには、外部の機関との連携や協力が必要となる。特に、広く市民の知る自由を保障する機関である公共図書館との連携が必要である。

書店や図書館などにアクセスする能力が奪われている受刑者の知る自由を保障するためには、施設側が図書等の資料を受刑者の必要に応じて提供することが必要となる。日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」では、冒頭で「基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」と記しており、すべての国民に対する資料の提供を図書館の任務としている。

被収容者に対する図書館サービスは、公共図書館の障害者サービスに位置付けられている。日本図書館協会によって発表された『図書館利用に障害のある人々へのサービス全国調査(公共図書館編)報告書』では、公共図書館における障害者サービスの対象は、図書館の利用に障害のある人として、以下の人々を挙げている<sup>37</sup>。

1. 入院や入所などで図書館にくる事の出来ない人、開館時間中に利用が困難な人(施設入所者・入院患者・矯正施設入所者など)
2. 様々な要因からその人に利用できる資料、ふさわしい資料がない人(視覚・聴覚・肢体・知的・学習障害者など)
3. 何らかの理由で資料にアプローチすることが出来ない、しにくい人(車椅子利用者・内部・知的・学習障害者など)
4. その何らかの理由の中にコミュニケーションの障害を含む人(これは全ての人に該当する)

このように、直接図書館にアクセスする能力が奪われている矯正施設被収容者は、図書館の利用に障害がある人に該当しており、公共図書館が行う障害者サービスの対象とされている。さらに報告書では、障害者に対するサービスについて「個々の利用者にとどのような図書館利用の障害があるのかを見つけ出し、その障害を取除いていくことが障害者サービスの大きな課題である。何らかの図書館利用の障害のある人が存在するとしたら、その障害は利用者側に属する障害ではなく、図書館側の障害なのである」<sup>38</sup>として、障害者サービスについての基本的な考えを明らかにし、公共図書館が図書館の利用に障害がある人々に対して行うべき図書館サービスの責任を明らかにしている。同報告書では、矯正施設被収容者など、図書館の利用に障害がある人に対するサービス提供の必要性が述べられた。しかし、同時に、矯正施設に対して図書館サービスを行っている公共図書館は極僅かであり、矯正施設被収容者に対するサービスの提供はほとんど行われていない事実も明らかとなった。

矯正施設という施設の特異性から、現在でも公共図書館が矯正施設に図書館サービスを提供している例や連携して活動を行っている例は多くない。しかし、2010年9月には、出版関係者や刑事政策の研究者等が所属する矯正施設と図書館の連携や矯正施設内の読書環境の整備を目的とした任意団体である「矯正と図書館サービス連絡会」が発足するなど、監獄法の改正に伴って矯正施設内の読書環境の整備に向けた活動が始まって

いる<sup>39</sup>。矯正と図書館サービス連絡会は、2014年12月に第1回研究会「少年院・少年鑑別所の読書環境～全国調査から見えてきたもの～」を開催し、少年院や少年鑑別所の読書環境に関する調査結果を発表している。同連絡会が主催する研究会は定期的で開催されており、矯正施設内の読書環境の充実化に向けた活動が行われている。さらに、前出の通り2016年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について、日本図書館協会は「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」とその実践例「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を作成した。これを受け、公共図書館の利用に障害があり公的サービスである図書館サービスを受けることができない、受刑者をはじめとする矯正施設の被収容者に対してサービスを提供しようとする動きが活発化している。

### 1.2.3 日本における刑務所図書館に関する研究

日本でこれまで発表されてきた刑務所図書館に関する文献は、アメリカやイギリスで発表されてきたそれらと比較して非常に少ない。これまで実際に日本の刑務所に図書館が設置された事例は、長野刑務所図書館以外に確認されておらず、刑務所図書館が全国に普及しなかったということもあり、日本で刑務所図書館に関する研究を行ってきた研究者は多くない。日本において行われてきた刑務所図書館に関する研究を以下に記す。

日本で初めて刊行された刑務所図書館に関する文献は、京都大学司書官であった竹林熊彦によって執筆された『行刑文庫序説』で、1941年に刊行された。さらに竹林は、1955年には「行刑文庫概説」を、『特殊図書館』のうちの一編として著している。1940年代後半からは、竹林のほかに、戦後奈良少年刑務所で司法事務官として働き、その後京都医療少年院で法務教官を務めた村田弘が刑務所図書館研究を行った。1949年7月には、京都で行刑図書館研究会が発足した。研究会の事務局は同志社大学内に置かれ、竹林が会長となり、村田は理事長に就任した<sup>40</sup>。村田は主にアメリカの刑務所図書館に主眼を置いて研究を行っており、研究会が発足した年には「刑務所図書館経営に関するメモ：Cory氏とLieberman氏からの書翰を中心として」を発表している。論文では、アメリカ図書館協会（American Library Association 以下：ALA）のJohn Mackenzie CoryとIrving Liebermanに当時のアメリカ国内の刑務所図書館の運営状況について質問し、その結果両氏から得られた回答を『図書館雑誌』で発表して、当時のアメリカの刑務所図書館の運営状況を紹介している<sup>41</sup>。同論文の冒頭で村田は、刑務所図書館が矯正教育に大いに役立つ機関であることを主張しており、さらに「『刑務所と図書館』と並べて言うと一般の多くの人々は変な顔をして首をかしげるのだが、自由社会に公共図書館があり、学校に学校図書館があるように、刑務所にも受刑者の為の図書館があつてよいのではなからうか」「矯正当局者も図書館員達も自由市民諸君も、もっと刑務所図書館に注目すべきではなからうか」<sup>42</sup>と述べている。1952年には、今後日本で刑務所図書館の建設や運営がされるには、多くの研究や実験が行われる必要があるとして、



1876年以降に世界で発表された刑務所図書館に関する文献を集めた「刑務所図書館文献目録」を発表している。同目録には、日本に限らず、中国・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・チェコで発表された文献も掲載された<sup>43</sup>。

1950年代からは当時法務省中央矯正研修所の司書として働いていた加藤正明が刑務所図書館研究を行い、日本における刑務所図書館に関する年表を作成するなど数多くの業績を残している。特に1966年に加藤の発表した「矯正施設における図書館活動: Prison Library in Japan-Past and present [ママ] 一過去と現在一」では、日本における刑務所図書館の歩みを①厳刑時代＝図書館活動不振の時代②監獄改良の時代＝図書館活動の萌芽時代③教育刑時代＝図書館活動発展の時代④戦後矯正時代＝図書館復興時代と4期に区分して概説しており、同論文を通じて、これまでの日本の受刑者の読書環境のあらましを知ることができる<sup>44</sup>。

1970年代からは元国立国会図書館職員の中根が刑務所図書館に関する論考を多数発表している。中根の文献でも特に「日本の刑務所図書館: 行刑施設被収容者の『本と読書』をめぐる制度と現状」では、日本の刑務所図書館の制度と現状について詳細に記しているほか、各国の刑務所図書館に関する法律や邦語文献目録が付されており、参考とすることができる。また、1983年には雑誌『ジュリスト』に「被拘禁者の図書、新聞紙等の閲覧規則と実態」と題する記事が掲載され、同記事において被拘禁者の図書等の閲覧に関する当時の外国立法例が多数紹介された。

中根に加えて、近年では日置将之が矯正施設での読書に関する研究を行っている。日置による多数の論考のうち、2012年に刊行された『図書館サービスの可能性: 利用に障害のある人々へのサービスその動向と分析』の一編として日置が著述した「矯正施設の読書環境と図書館サービス」は、日本の矯正施設における読書環境を詳しく知るための有用な資料となっている。このように、近年では中根、日置、両氏の文献から近年の日本の矯正施設の読書環境が明らかにされている。

#### 1.2.4 海外の刑務所図書館概要

これまで述べてきたように、日本ではこれまで被収容者の情報アクセスについて活発な議論が行われてこなかった。しかし世界に目を向けると、被収容者に対して図書館サービスを提供し、これにより彼らの情報アクセスを確保している国々がある。特に欧米諸国では広く刑務所図書館が普及しており、被収容者に対する図書館サービスについて長い歴史を有している。

欧米諸国をはじめとして、現在刑務所図書館を有する多くの国では、刑事施設の創設後、すぐに施設に図書が置かれるようになり、ほどなくして被収容者に対する図書の貸与が始まっている。当初、被収容者に対する図書の貸与は、被収容者の道徳改善を目的として行われていた。そのため、図書の提供は教誨師によって行われ、聖書をはじめとする宗教的内容の図書が提供されていた。このような教誨師による被収容者に対する宗

教書の提供が進展して、現在の被収容者に対する図書館サービスへと至っている。Larry Sullivan は、18 世紀後半から近年まで、刑事施設における被収容者に対する図書の提供と刑務所図書館は、被収容者が知的生活を送れるようにし、またそれを豊かにするものではなく、むしろ人々の行動制御、改善、道徳教育、支配のためのツールとされてきた。刑務所図書館の創設初期にはすべての図書館が道徳改善を共通の目標として定めていたといえる、としている。さらに、公共図書館などと違って刑務所図書館の利用者が蔵書を選択する余地が無かったことが特徴であると指摘している。これはなぜなら、刑務所図書館の図書はすべて明確な目的のもとに設置されていたからである。その目的とは、被収容者に対して支配階級の文化ヘゲモニーを強制的に押し付けるということである。しかし、このような明確な目的のもとに設置された図書館であっても、被収容者が図書館を利用する時間は十分には確保されていなかった、と刑務所図書館の歴史を説明している<sup>45</sup>。

続いて Sullivan は各国の刑務所図書館の状況について、刑務所図書館は今日世界で広く普及しているが、国によってコレクションの規模やサービスのレベルは異なっている。例えば刑務所への図書館の設置が法律で定められており、公共図書館と同程度のコレクションやサービスを提供し、それらについてガイドラインが策定されている国がある一方で、被収容者に対する図書の提供が行われていない、または財政的事情から行うことができない国も存在している、とした上で、各国の刑務所図書館の状況を次のように説明している。

図書館が刑務所内に設置されるという特徴から、世界の刑務所図書館の実態を正確に把握することは困難である。しかし今日欧米諸国をはじめとする多くの国が刑事施設内のリーディング・プログラムの必要性を認識しており、イギリスや、イギリスの植民地であったオーストラリアやニュージーランドでは、古くから刑務所内に図書館を設置している。さらにスカンジナビア諸国は、刑務所図書館に比較的豊富なコレクションを有している。一方で、新興国の多くは、図書や教育プログラムについて十分とは言えない状況にあるということが明らかになっている。また、刑務所図書館が存在していると確認されているいくつかのアフリカの発展途上国では、図書の購入についての深刻な費用不足が指摘されている。このように、国によって刑務所図書館サービスやプログラムのレベルに格差があること、被収容者に対する情報の提供を考慮していない国があることを危惧した IFLA は「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン (“Guidelines for Library Services to Prisoners”）」を策定している<sup>46</sup>。

先に述べたように、日本ではこれまで注目されてこなかった刑務所図書館は、欧米諸国では早くから実際に設置され、そして図書館関係者によって議論が重ねられてきた。1985 年 IFLA 年次大会で矯正施設被収容者に対する図書館サービスワーキング・グループ分科会に参加した天満隆之輔は「刑務所図書館の存在とその必要欠くべからざる施設であることの認識が定着し、その前提のもとにこのサービスの確立と発展努力を累ね

てきた欧米の図書館関係者の姿が浮彫りになってくる。いやでもわが国の実態とのへだたりを実感させられるのである」<sup>47</sup>と述べ、日本とは異なり、欧米の図書館関係者の間では刑務所図書館が早くから注目されてきたことを明らかにし、1985年の時点で日本の状況とは異なっていることを指摘している。

### 1.3 用語の説明

本研究で調査対象とした国について、各国によって法律的・社会的条件が異なっていることから、本稿で使用する用語の概念には差異がある場合がある。日本語で発表・刊行されている海外の法律やガイドラインについては、既に翻訳され広く知られている名称や訳語をそのまま使用する。引用部分については引用元の表記に従うが、それ以外の部分については状況に応じて適する訳語を使用することとする。以下に本研究で用いる重要な用語の概念を整理しておく。

#### 1.3.1 刑務所

矯正施設 (correctional institution) とは、犯罪者や非行少年等の改善や更生を目的とし、そのための教育や訓練を行う施設のことである。例として、日本では法務省矯正局の所管する矯正施設として、刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院があり、このうち刑務所・少年刑務所・拘置所をあわせて刑事施設 (penal institution) と称している。

本研究は、矯正施設のなかでも、刑務所 (prison) に焦点をあてる。刑務所とは「刑事裁判等で懲役刑等の自由刑に処せられた者を収容する刑事施設」<sup>48</sup>であり、一般に有罪判決を受けた後に長期にわたる拘禁に用いられる成人受刑者のための施設である。本稿で用いる刑務所という言葉には、かつて監獄 (gaol, jail)、懲治監 (penitentiary) と呼んでいたものを含む。

#### 1.3.2 対象者の定義

本稿では、被拘禁者・被収容者・受刑者の語が用いられている。それぞれの定義を以下に整理する。

##### (1) 被拘禁者

拘禁 (custody, detention, imprisonment, incarceration) とは「司法上の目的をもってする、自由な社会生活の場からの強制的な隔離と、それに伴う行動の自由の制限」<sup>49</sup>のことで、身体の継続的拘束のことを指す。本稿では、原則として被拘禁者を「司法上の目的をもって身体を拘束されている者」と定義して使用する。

例外として「被拘禁者」の語について、各原則やガイドライン中で独自の定義を定め使用している場合には、それぞれの定義を明らかにしたうえで、各定義に従って語を使

用する。

(2) 被収容者

本稿では、矯正施設に収容されている者を被収容者と表す。

(3) 受刑者

本稿では、確定判決に基づいて刑の執行を受けている者を「受刑者 (convict、prisoner、inmate)」と表記する。

“prisoner” の訳語としては、しばしば「受刑者」が当てられる。しかし “prisoner” の語は、広義として、被収容者あるいは被拘禁者を指して用いられる場合がある。IFLA のガイドラインである「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」においても、ガイドライン名に用いられている “prisoner” の語は、中根によって「被拘禁者」と訳されている。

### 1.3.3 刑務所図書館

刑務所図書館 (prison library) について『図書館情報学用語辞典』では、以下のよう  
に説明されている<sup>50</sup>。

刑務所などの矯正施設に設置される図書館。矯正施設被収容者に対し、資料の提供を通じ、情報、教養、文化、娯楽を供するとともに、矯正施設の教育的設置趣旨に照らし、その教育、社会復帰の援助に資する図書館である。今日、欧米諸国の矯正施設では図書館は広く普及を見ているのに対し、日本においては、「館」としての規模や施設を持つものはごく少数であり、その他の多くでは矯正施設保有の図書(官本という)を収蔵する図書室規模のものが一般的である。刑務所図書館の発達している諸国では、公共図書館との協力も積極的に行われている場合が多く、日本においても近年わずかずつながら、矯正施設へのサービスを行う公共図書館が増加しつつある。

このように『図書館情報学用語辞典』では、刑務所図書館のことを刑務所に限定せず矯正施設に設置される図書館のこと、と定義している。1985年にIFLAの刑務所図書館ワーキング・グループの分科会に参加した天満も「刑務所図書館とは広義にとって、刑務所を中心とする矯正施設の図書館の意味としておくのが妥当であろう」<sup>51</sup>と述べており、実際に今日刑務所図書館は、刑務所に限らず広く矯正施設に設置される図書館と認識されている。先述のように、IFLAは矯正施設被収容者に対する図書館サービスについてのガイドライン「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を策定しているが、ガイドラインにおいて刑務所図書館サービスという語は用いら

れていない。近年では「刑務所図書館サービス」という語に代わって「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービス」という語が用いられることが多くなっている。

矯正施設に設けられる図書館は、独立した施設として設けられるのではなく、基本的には刑事施設の内部に設置されている。多くの場合で矯正施設における図書館 (library) とは、独立した「館」ではなく、矯正施設内部の図書等の資料を配した空間のことを指している。その空間の規模は一様ではなく、形態についてもさまざまである。

#### 1.4 先行研究の検討

刑務所図書館サービスの理念をテーマとした先行研究は存在せず、さらに刑務所図書館サービス制度の詳細を明らかにした先行研究も存在していない。そのため、広く矯正施設被収容者に対する図書館サービスについて記した以下 3 点の文献を本研究の先行研究とする。

(1) Coyle, William J. アメリカの刑務所図書館. 中根憲一訳. 日本図書館協会, 1994, 157p.

同書は、刑務所図書館員として働いていた Coyle が、アメリカにおける刑務所図書館の歴史を研究し、刑務所図書館の役割や機能を考察したものである。Coyle は、アメリカの刑務所図書館の創設から 1980 年代までの発展経緯を、当時の時代背景を踏まえた上で詳細に記述しており、これによりアメリカの刑務所図書館の発展経緯を知ることができる。

Coyle は、刑務所図書館で実施されるサービスに求められる目的や役割が、その当時の刑罰思想に大きな影響を受けており、時代によってそれらが変化してきたことを明らかにしている。具体的には、一貫した役割・目的のもとに刑務所図書館の歴史が積み重ねられてきたのではなく、時代とともに常にそれらが変化してきたことを明らかにしている。その上で、受刑者に対して図書が提供され始めた当初は、その目的が主に受刑者の道徳感化などにあったが、後にそれは時の刑罰思想の影響を受けながら教育援助や社会復帰の支援へ変化していったことを明らかにしている。

同書で明らかにされたアメリカの刑務所図書館の発展過程を見ると、アメリカに刑務所図書館が発生したその時から、刑務所図書館は刑務所内の一組織として、その役割や価値が常に厳しく追求されてきたことがわかる。その理由は、刑務所図書館が必ずしも必要な組織であるとは認識されておらず、非常に脆弱な存在であるからである。実際にアメリカの刑務所図書館の歴史を振り返ると、時代のあらゆる条件、例えば刑罰思想や経済状況、市民の関心等といった影響を真っ先に受けてきた組織であるといえる。アメリカの刑務所図書館が存続や発展のために、常にその役割や価値を明確にして発信し続けてきた点は特徴であり、刑務所図書館という組織が社会的にどのように認識されてい

るのか、また刑事施設内でどのような立場にあるのかを示している。

同書において Coyle は、刑務所図書館を利用する被収容者や刑務所図書館を抱える矯正施設に対して、刑務所図書館の価値や目的についての理念上のコンセンサスが欠落していることを重要な問題として指摘している。

アメリカにおける刑務所図書館サービス制度について Coyle は、1915 年にアメリカ図書館協会がマニュアルを刊行したことを皮切りに、その後いくつかのマニュアルや刑務所図書館に関する諸基準が策定されたことを記している。しかし、当文献は刑務所図書館サービス制度の解明を目的としたものではないため、刑務所図書館サービス制度の変遷を詳しく知ることはできない。

(2) 中根憲一. 刑務所図書館: 受刑者の更生と社会復帰のために. 出版ニュース社, 2010, 233p.

同書は 2008 年まで国立国会図書館に勤務し、日本の刑事施設における読書についての第一研究者である中根が、日本とイギリス 2 か国の刑事施設における読書環境やその制度について記したものである。

同書ではまず、1872 年監獄則の制定から現在の刑事収容施設法までの日本の刑事施設における読書や書籍等の取扱いを各時代の刑事施設の運営根拠法とともに解説している。次に、イギリスの刑務所図書館について刑務所図書館の法的枠組みやガイドライン、実態調査を掲載しており、これらによって 2010 年時点でのイギリスの刑務所図書館の概要について知ることができる。

中根は、2010 年時点のイギリスの刑務所図書館サービス制度について、イギリスの刑事施設と刑事施設の所在地域を管轄する公共図書館行政庁 (public library authority) がサービスレベル協定 (service level agreement) を締結し、この協定の下で被収容者に対する図書館サービスの提供を行っていることを記している。その上で、刑務所図書館サービスの法的枠組みとして、1999 年制定の「刑務所規則」と 1964 年制定の「公共図書館法」を挙げている。また、刑務所図書館運営に関するガイドラインとして、当時犯罪者職業技能・雇用局が第 3 次案を審議していた「犯罪者図書館・学習・情報仕様書」の一部を掲載している。

さらに、イギリスの刑務所図書館をめぐる動向として、2005 年に内務省等が発表した提言書『職業技能と雇用による再犯の防止』を受けて、刑事施設が再犯減少の取り組みとして被収容者に対する教育や職業訓練等の強化を図っているとし、刑務所図書館の教育的機能の一層の拡充が期待されている状況にあることを明らかにしている。

(3) Lehmann, Vibeke. Library and Information Services to Incarcerated Persons: Global Perspective. *Library Trends*. 2011, vol. 59, no. 3, p. 383-562.

2011年雑誌 *Library Trends* で刑務所図書館の特集が組まれた。特集では、被収容者に対する図書館サービスについて、カナダ・ポーランド・イギリス・日本・スペイン・スカンジナビア諸国・アメリカ・イタリア・ドイツ・フランスの各国の状況が報告された。同報告から、研究対象とするアメリカおよびイギリスを含む各国の刑務所図書館の近況を知ることができる。

特集号を編集した Vibeke Lehmann は、報告のあったそれぞれの国の被収容者に対する図書館サービスの提供形態には4つの類型があるとし、報告のあった国々を表1-2の通りに分類している。

表 1-2 刑務所図書館サービスの類型

①すべてのサービスやコレクションが公共図書館との契約により提供されているタイプ スカンジナビア諸国、フランス、イタリア、スペイン
②図書館サービスの資金提供や運営が矯正機関により行われているタイプ カナダ、アメリカ、ドイツ、ポーランド
③上記①②を組み合わせたタイプ イギリス
④サービスモデルが確立していないタイプ 日本

出典：Lehmann (2011)、p. 384 をもとに筆者作成

Lehmann, Vibeke. Library and Information Services to Incarcerated Persons: Global Perspective. *Library Trends*. 2011, vol. 59, no. 3, p. 383-562.

同特集号に掲載された報告では、矯正施設被収容者に対するサービスの歴史的経緯、法的枠組みやガイドラインを記し、さらに国内の図書館団体がどのような活動を行っているかなどを通じて、各国内の矯正施設被収容者に対する図書館サービスの状況を明らかにしている。

各国の報告によって、日本を除いて、報告が寄せられたすべての国では被収容者に対して図書館サービスの提供が行われていることが明らかとなった。また、多くの国では刑務所図書館サービスについてガイドラインやマニュアルを有しているという報告もあった。しかし、国によりサービスのレベルや内容は異なっている。このような状況の中ですべての国に共通して言えることは、刑務所図書館サービスに期待される役割が、被収容者の教育にあるということである。例えばスペインでは、1873年刑務所内に初めて刑務所内学校が創設され、翌年この学校での学習を支援するために図書館が設立されており、スペインの刑務所図書館サービスには、その創設期から刑務所内で行われる教育を補助するという明確な目的があった。今回の報告では、多くの国が、刑務所図書

館サービスは被収容者の教育に資するものであるとの認識を示している。各国の刑務所図書館では、被収容者の教育に資する多様なサービスやプログラムが実施されているが、実施されているサービスやプログラムの念頭にあるのは、被収容者の社会復帰である。言い換えれば、刑務所図書館では必ず、被収容者の円滑な社会復帰を支援する内容のサービスやプログラムが提供されている。例えばイギリスやアメリカ、ポーランドでは、被収容者の出所後の雇用のため、リテラシー能力を向上するためのプログラムが刑務所図書館内で提供されている。

刑務所図書館の運営は、先に記した通り、主に3つのタイプのもとで行われており、矯正施設と公共図書館がその運営に携わっている場合が多い。しかし、それ以外の組織が刑務所図書館の運営を支えている国もある。例えば、ドイツ図書館協会が2007年の図書館オブ・ザ・イヤーに選出したミュンスター刑務所図書館は、2006年ミュンスターで発足した「刑務所図書館サポートグループ（Förderverein Gefangenenbüchereien e.V）」<sup>52</sup>がその運営を支援している。サポートグループのメンバーは矯正施設の職員や弁護士、判事、作家など約80名で構成されており、刑務所図書館の充実・強化を通じて被収容者の教育や彼らの成長を支援することをグループの目的としている。同グループの働きかけによって、ミュンスター刑務所図書館とミュンスター市立図書館が連携体制を整え、ミュンスター刑務所図書館の必要に応じてミュンスター市立図書館が資料を貸出し、ミュンスター市立図書館のレファレンスサービスへアクセスすることが可能となった。また、矯正施設と市立図書館の職員が、双方の図書館を訪れることも可能となった。サポートグループは、さまざまなイベントを開催したり、プログラムを提供しており、ミュンスター刑務所図書館の運営を支援している。ドイツの他にイタリアでも、ボランティアによって刑務所図書館の運営がサポートされている事例が報告されている。

刑務所図書館サービス制度の根拠となる規定は、各国内の刑事施設の管理・運営について定めた法令や、法の執行について定めた法令にあり、イタリアやスペインでは刑事施設法において、すべての施設に図書館を設けることを定めている。また、イギリスやノルウェーでは、これらの法令以外に公共図書館法においても被収容者を含む、すべての人々に図書館サービスを提供する必要を定めており、公共図書館法が被収容者に対する図書館サービスについての根拠となっているとの記述も見受けられる。

本研究の対象であるアメリカおよびイギリスの刑務所図書館については、同特集内の“Challenges and Accomplishments in U.S. Prison Libraries”<sup>53</sup>および“Recent Trends in UK Prison Libraries”<sup>54</sup>でそれぞれ報告された。アメリカの報告では、2010年に至るまでのおよそ2世紀にわたる刑務所図書館サービスの役割と目的の変遷が記され、イギリスの報告では2010年までの約30年間のイギリスの刑務所図書館をめぐる動向が報告された。しかし、いずれの文献も刑務所図書館サービスの制度をテーマにしたものではないため、各国の刑務所図書館サービスの制度については具体的に触れら



れておらず、両国の刑務所図書館サービス制度の歴史の変遷や制度がつけられた背景を知ることはできない。

### 1.5 研究の目的と意義

本研究の目的は、刑務所図書館において提供されている図書館サービスの理念と制度を明らかにすることである。刑務所図書館サービスの理念は、図書館関係文書および被拘禁者処遇関係文書から解明する。

次に、刑務所図書館サービスの制度を明らかにするにあたっては、既に刑務所図書館が設立されており、実際に受刑者に対する図書館サービスを提供している事実を有するアメリカおよびイギリスを研究の対象とする。

イギリスについては、全地域を包括する図書館法が存在せず、各地域が独自に公共図書館の設置・運営を行い、またその根拠となる法令を有している。このような状況から、本研究では、刑務所図書館に関する調査および文献数が最も多い、イングランド地方とウェールズ地方を研究対象とする。

本研究で対象とするアメリカおよびイギリスの刑務所図書館は、運営やサービスの提供に関して独自のガイドラインや基準を策定している。両国で策定されているこれらのガイドライン・基準は、国際図書館連盟（International Federation of Library Associations and Institutions 以下: IFLA）が「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を作成する際の資料として参照したものである。

本研究で刑務所図書館サービスの理念および制度を解明することによって、問題意識で提起した、日本における受刑者に対する図書館サービスの実施および公共図書館による施設被収容者に対する図書館サービス提供の実現に貢献する。

### 1.6 研究方法

本研究では、文献調査を行う。刑務所図書館サービスの理念を明らかにするにあたっては、刑務所図書館設置の根拠およびサービス提供の基盤となる規定を有する、被拘禁者の情報アクセスに関する国際文書を国際連合（United Nations 以下: 国連）やその関連機関発行の資料およびウェブサイトを中心に収集し、調査する。さらに、IFLAが策定した「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を参考とし、これらを通じて刑務所図書館で提供されている図書館サービスの理念を導き出す。

次に、刑務所図書館サービスの制度については、先行研究を参考として、研究対象国であるアメリカおよびイギリスの政府の報告書、刑務所図書館について言及した文献を中心に調査を行い、アメリカおよびイギリスの刑務所図書館サービスの制度を明らかにする。

本研究で参考とする文献を収集するにあたっては、主に『図書館利用に障害のある人々へのサービス資料集（*International Resource Book for Libraries Serving*

Disadvantaged Persons)』の「1970年から2000年にかけての刑務所図書館文献目録 (“Prison Libraries: A Bibliography, 1970-2000) ”) を参考とする<sup>55</sup>。

---

<sup>1</sup> “再犯防止に向けた総合対策”. 犯罪対策閣僚会議.

<http://www.moj.go.jp/content/000100471.pdf>, (参照 2016-12-20).

<sup>2</sup> 2016年4月1日に施行された同法では、公的機関に対して障害を理由とする差別解消のための取り組みを求めている。“障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律”. 内閣府. [http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law\\_h25-65.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law_h25-65.pdf), (参照 2016-12-20).

<sup>3</sup> “図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言”. 日本図書館協会.

<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2785>, (参照 2016-12-22).

<sup>4</sup> “図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン”. 日本図書館協会. [http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/lsh/sabekai\\_guideline.pdf](http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.pdf), (参照 2016-12-22).

<sup>5</sup> 徒罪とは、今の懲役刑にあたり、年限を定めて労働させるものである。徒罪人とは、徒罪に処せられた者を指す。

“徒罪”. 日本国語大辞典. 小学館, ジャパンナレッジ Lib,

<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=20020248238cm8K4Ve61>, (参照 2017-01-03).

<sup>6</sup> 中根憲一. 明治監獄則下における受刑者の図書閲読(上). 参考書誌研究. 1984, vol. 28, p. 1.

<sup>7</sup> 監獄則並図式(明治5年太政官布告 378号)とは、1872年11月に頒布された拘禁の内容や形式、監獄の施設等について定めた法律である。内容はきわめて進歩的な改善主義の行刑を採用していたが、予算等の問題から完全な実施には至らなかった。監獄則は1881年、1889年、1899年の3度にわたって改正され、1908年3月に制定された監獄法へ引き継がれた。

“監獄則並図式”. ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典. ブリタニカ・オンライン・ジャパン. <http://japan.eb.com/rg/article-02537200>, (参照 2017-01-03).

<sup>8</sup> 前掲 6, p. 2.

<sup>9</sup> 前掲 6, p. 6.

<sup>10</sup> 前掲 6, p. 6-9.

<sup>11</sup> 前掲 6, p. 12.

<sup>12</sup> 前掲 6, p. 12.

<sup>13</sup> 中根憲一. 明治監獄則下における受刑者の図書閲読(下). 参考書誌研究. 1985, vol. 29, p. 2.

<sup>14</sup> 前掲 13, p. 3.

<sup>15</sup> 前掲 13, p. 11-13.

<sup>16</sup> 監獄法は、正式には「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」の名称で発効された。法律では刑事施設被収容者の処遇等について規定しており、1908年に施行され、2007年に廃止された。

“第2章 第2節 刑務所”. 昭和43年版 犯罪白書: 犯罪と犯罪者の処遇、その現況と100年間の推移. 法務省. 1968,

[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/9/nfm/n\\_9\\_2\\_3\\_2\\_2\\_0.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/9/nfm/n_9_2_3_2_2_0.html), (参照 2016-12-21).

- 
- 17 中根憲一. 刑務所図書館: 受刑者の更生と社会復帰のために. 出版ニュース社, 2010, p. 76.
- 18 前掲 17, p. 76.
- 19 前掲 17, p. 77-79.
- 20 加藤正明. 矯正施設における図書館活動: Prison Library in Japan-Past and present. 一過去と現在一. 図書館学会年報. 1966, vol. 13, no. 1, p. 32-33.
- 21 “矯正の沿線と仕事のあらまし”. 法務省矯正局.  
[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyouse02.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse02.html), (参照 2016-12-21).
- 22 前掲 17, p. 85-88.
- 23 中根憲一. 日本の刑務所図書館: 行刑施設被収容者の「本と読書」をめぐる制度と現状. 図書館研究シリーズ. 1994, p. 14-15.
- 24 前掲 17, p. 98.
- 25 前掲 23, p. 16-17.
- 26 叶沢清介. “人権・学歴そして図書館”. 図書館、そして PTA 母親文庫. 1990, 日本図書館協会, p. 301.
- 27 前掲 17, p. 102-103.
- 28 法務省. “刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年五月二十五日法律第五十号)”. 法令データ提供システム.  
<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H17/H17HO050.html>, (参照 2017-01-03).
- 29 “刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成 18 年 5 月 23 日法務省令第 57 号)”. 法務省. <http://law.e-gov.go.jp/htldata/H18/H18F12001000057.html>, (参照 2017-01-03).
- 30 “被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令(平成 18 年 5 月 23 日矯成訓第 3300 号法務大臣訓令)”. 法務省. <http://www.moj.go.jp/content/001174866.pdf>, (参照 2017-01-03).
- 31 “被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について(平成 19 年 5 月 30 日矯成第 3345 号矯正局長依命通達)”. 法務省矯正局.  
<http://www.moj.go.jp/content/001174868.pdf>, (参照 2017-01-03).
- 32 「よど号ハイジャック記事抹消事件」とは、東京拘置所に勾留されていた未決拘禁者が、拘置所内において私費で定期購読していた新聞の特定の記事の閲読を制限されたことについて、その根拠が憲法に違反しているとして国家賠償を求めて出訴した事件である。以下を参考とした。
- 阿部照哉. 未決拘禁者の閲読の自由. ジュリスト. 1983, no. 799, p. 13-17.
- 33 最大判昭和 58 年 6 月 22 日 民集第 37 卷 5 号 793 頁. 裁判所.  
[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/137/052137\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/137/052137_hanrei.pdf), (参照 2016-12-22).
- 34 法務省矯正局. “日本の刑事施設”. 法務省, 2011, p. 16,  
<http://www.moj.go.jp/content/000079580.pdf>, (参照 2017-01-03).
- 35 図書館の自由に関する宣言. 日本図書館協会.  
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>, (参照 2017-01-03).
- 36 法務省矯正局. “受刑者に対する釈放時アンケート 平成 26 年度分”. 法務省, p. 45,  
<http://www.moj.go.jp/content/001199058.pdf>, (参照 2016-12-23).
- 37 同調査は、1998 年に『日本の図書館』の付帯調査として実施されたものである。“第 3 部図書館利用に障害のある人々へのサービス課題”. 図書館が変わる: 1998 年公共図書館の利用に障害のある人々へのサービス調査報告書. 日本図書館協会障害者サービス委員会編. 日本図書館協会, 2001, p. 33-34.
- 38 前掲 37, p. 33.

- 
- 39 日置将之. 矯正と図書館サービス連絡会の発足について: 矯正施設と図書館との連携充実・読書環境整備を目指して. 図書館雑誌. 2011, vol. 105, no. 2, p.82.  
矯正と図書館サービス連絡会. <http://kyotoren.cocolog-nifty.com/>, (参照 2016-12-22).
- 40 前掲 23, p.6-7.
- 41 村田弘. 刑務所図書館経営に関するメモ: Cory 氏と Lieberman 氏からの書翰を中心として. 図書館雑誌. 1949, vol. 43, no. 10, p. 139-141.
- 42 前掲 41, p. 139.
- 43 村田弘. 刑務所図書館文献目録. 図書館界. 1952, vol. 4, no. 3, p. 60-65.
- 44 前掲 20, p. 31-35.
- 45 Sullivan, Larry E. "Prison Libraries". *International Dictionary of Library Histories: Vol. 1*. Stam, David H. Fitzroy Dearborn Publishers, 2001, p. 137.
- 46 前掲 45, p. 139.
- 47 天満隆之輔. 刑務所図書館についての一考察. 図書館界. 1987, vol. 38, no. 5, p. 245.
- 48 須々木主一. "刑務所". 日本大百科全書. 小学館. ジャパンナレッジ Lib, <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000080532>, (参照 2015-07-30).
- 49 須々木主一, 石川正興. "拘禁". 日本大百科全書. 小学館. ジャパンナレッジ Lib, <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000082532>, (参照 2015-07-30).
- 50 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. "刑務所図書館". 図書館情報学用語辞典. 第4版, 丸善出版, 2013, p. 59.
- 51 前掲 47, p.245.
- 52 Förderverein Gefangenenbüchereien e.V ウェブサイト.  
<http://www.fvgb.de/index.php?wissenswert>, (参照 2017-01-03).
- 53 Lehmann, Vibeke. *Library and Information Services to Incarcerated Persons: Global Perspectives: Challenges and Accomplishments in U.S. Prison Libraries*. *Library Trends*. 2011, vol. 59, no. 3, p. 490-508.
- 54 Bowe, Carole. *Library and Information Services to Incarcerated Persons: Globals: Recent Trends in UK Prison Libraries*. *Library Trends*. 2011, vol. 59, no. 3, p. 427-445.
- 55 Locke, Joanne.; Panella, Nancy M.; Girolami, Margaret. "Prison Libraries: A Bibliography, 1970-2000". *International Resource Book for Libraries Serving Disadvantaged Persons*. Henry, Carol. K.G. Saur, 2001, p. 183-231.

## 2. 刑務所図書館サービスの理念

本章では、刑務所図書館設置の根拠となる規定とその内容を、国際文書を中心に調査した。調査にあたっては、主に、個人の情報アクセスに言及した文書および被拘禁者について規定した文書を対象とした。本章のうち第1節では、国連が採択した国際人権章典を、第2節では同じく国連が採択した被拘禁者に関する文書を、第3節ではヨーロッパ評議会が採択した文書を、そして第4節ではIFLAが策定あるいは採択した文書を調査する。

### 2.1 国際人権章典における情報アクセスに関する規定

1945年に国際平和や安全の維持等を目的として設立された国際機構である国連は、これまで人権擁護に関する多くの文書を作成してきた。第二次世界大戦後、人権問題に対する国際的な関心が高まったことから、国連では国際的な人権保障に関する様々な文書が採択されてきた。そのうち主要な宣言および規約である「世界人権宣言」と「国際人権規約」などは「国際人権章典（“International Bill of Human Rights”）」と称され、広く知られている。国際人権章典では「人間が人間である以上、生まれながらに当然にもっている基本的な権利」<sup>1</sup>である基本的人権について規定し、これを保護している。

#### 2.1.1 「世界人権宣言」

国連が創設された3年後の1948年12月、第3回国連総会において「世界人権宣言（“Universal Declaration of Human Rights”）」<sup>2</sup>が採択された。宣言は前文および全30条の条文で構成されており、宣言ではすべての人が有する基本的人権を明らかにしている。同宣言はこれまで国連が作成してきた人権に関する数多くの文書で参照されており、人権の歴史において重要な文書とされている。

宣言の第1条では「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定し、第2条では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と規定している。これにより、前提として基本的人権が例外なくすべての人に保障されることを明らかにしている。その上で、宣言では、すべての人が享有することができる権利と自由が記されている。宣言のうち個人の情報アクセスについての規定は、第19条に置かれている。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含

む。

以上の通り、世界人権宣言第 19 条では、すべての人が意見及び表現の自由についての権利を有していることを明らかにしている。さらに、この権利には情報を求め、受け、伝える自由が含まれていることを明らかにしている。

### 2.1.2 「国際人権規約」

世界人権宣言を補強するために 1966 年 12 月、第 21 回国連総会で「国際人権規約 (“International Covenants on Human Rights”）」が採択され、1976 年に発効した。この規約は、基本的人権を国際的に保護することを目的とした国際条約である。同規約は「世界人権宣言」の内容を基盤として策定された。国際人権規約は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (“International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights”）」と「市民的および政治的権利に関する国際規約 (“International Covenant on Civil and Political Rights” 以下:「自由権規約」)」の 2 つの規約と、後者に付属する 2 つの選択議定書によって構成されている。

「国際人権規約」のうち「自由権規約」では、国家権力によって侵害されることのない個人の権利である自由権的基本権を内容としており、身体的自由と安全、思想・良心の自由などの、市民的・政治的権利について定めている。「自由権規約」の第 19 条では、表現の自由について以下の通り規定している<sup>3</sup>。

#### 第十九条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2 の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

上規定の通り第 19 条では、すべての者が表現の自由についての権利を有しており、

この権利にはあらゆる情報を求め、受け、伝える自由が含まれているということを確認している。その上で、この権利の行使に制限が課される場合は、特定の目的に必要な場合に限定され、さらに法律により定められる必要があるとしている。

### 2.1.3 国際人権章典と表現の自由に関する規定

これまで述べてきた通り、基本的人権について定めた「国際人権章典」には、必ず個人の情報アクセスに関する規定が設けられている。具体的には、すべての人に「情報を求め、受け、伝える自由」が認められることが明記されている。各規定では、表現の自由という語が用いられているが、表現の自由とは「言論や文書による思想、信条の表明の自由のほか、集会、結社、出版、報道の自由など、個人が外部に向かってその思想、信条、主張、意思、感情などを表現する一切の自由のこと」<sup>4</sup>である。この表現の自由は、基本的人権の中核を成すものであるとされており、この制限については、厳格な客観的基準によってのみ例外的に許されるとされている。

表現の自由についてはその重要性から、IFLA もいくつかの声明を発表している。なかでも、情報へのアクセスと表現の自由委員会（Committee on Freedom of Access to Information and Freedom of Expression）によって作成され、1999年にIFLA理事会で承認された「IFLA/図書館と知的自由に関する声明（“International Federation of Library Associations and Institutions Statement on Libraries and Intellectual Freedom”）」では、表現の自由を以下のように説明している<sup>5</sup>。

国際図書館連盟は、知る権利と表現の自由が同一の原則を2つの側面から把握したものだと信じる。知る権利は思想と良心の自由のための必要条件であり、思想の自由と表現の自由は情報への自由なアクセスにとっての必須不可欠の条件である。

声明では、知る権利と表現の自由が表裏一体の関係にあり、知る権利の保障が個人の思想と良心の自由にとって欠かすことができないものであることを指摘している。そして、思想及び表現の自由が個人の自由な情報アクセスに欠かすことのできないものであることを主張している。

同声明の他には、2002年にIFLAグラスゴー大会総会で採択された「図書館、情報サービス機関および知る自由に関するグラスゴー宣言（“The Glasgow Declaration on Libraries, Information Services and Intellectual Freedom”）」においても、個人の知る自由について、世界人権宣言を参照して以下のように述べている<sup>6</sup>。

IFLAは、情報に自由にアクセスし、かつそれを表現することは人間の基本的権利であることを宣言する。

IFLA とその世界中のメンバーは、国連世界人権宣言に表明されているように、知る自由を支持し、守り、推進する。この知る自由は、人類の知識、意見、創造的思想および知的活動の豊かな所産を包含する。

IFLA は、知る自由への献身が、世界中の図書館と情報専門家の中核的責務であると断言する。それは倫理綱領に表明され、実践を通して示されている。

以上のように「図書館、情報サービス機関および知る自由に関するグラスゴー宣言」では、情報への自由なアクセスが人間の基本的権利であることを再確認し、さらに個人の知る自由を支えることが、世界中の図書館と情報専門家に課せられた重要な責務であることを示した。同宣言中で言及された「IFLA 倫理綱領 (“IFLA Code of Ethics”）」では、世界人権宣言の第 19 条が「すべての人々が自由に意見や表現する権利、情報へアクセス権利を定めたものである」としており、これが図書館及びライブラリアンシップ活動の原理を明示しているとした<sup>7</sup>。

## 2.2 拘禁状態にある者の情報アクセスに関する規定

国連はその創設当初より、刑事施設に収容された者を含むすべての人々の人権の保障を重要な課題としてきた。国連はこれまで、国際人権章典の他に人権についてさらに詳細に規定する文書を多数採択している。

国連がこれまで策定してきた人権保障に関する諸規則を見ると、その根底には、すべての人が人間として尊重されなければならない、人々は互いに個人を尊重した振る舞いをしなければならないという考え方がある。そしてこの基本的理念から、被拘禁者の人権保障が導かれてきた。このような考え方は「自由権規約」第 10 条でも確認することができる。第 10 条では「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」と規定しており、拘禁状態にある者についても例外なく個人を尊重した扱いがされなければならないという現代の処遇方針を明示している。また同条第 3 項では「行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む」とも規定しており、処遇の目的を被拘禁者の矯正と社会復帰に設定している<sup>8</sup>。

本節では、主に国連によって採択された被拘禁者等の取扱いについて定めた 3 つの文書を対象として、拘禁状態にある者の情報アクセスに関する規定を調査する。調査にあたっては、諸規則への理解をより深めるため、次のハンドブックを参考にした。

「被拘禁者最低基準規則」が採択されてから国連は、この規則の各国への普及と効果的実施を目指して「被拘禁者最低基準規則の効果的充足のための手続き (“Procedures for the Effective Implementation of the Standard Minimum Rules for the Treatment of the Prisoners”）」の作成を行った。1995 年には、国際非政府組織であり、刑政研究者や刑事司法の活動家などで組織される Penal Reform International がオランダ司法



省の後援を受けて「被拘禁者処遇最低基準規則」の効果的実施のための実践マニュアルである『国連処遇基準実施ハンドブック (*Making Standards Work: an International Handbook on Good Prison Practice* 以下: 基準実施ハンドブック)』<sup>9</sup>を策定し、第9回国連犯罪防止会議において各国政府代表などの会議出席者に提出した<sup>10</sup>。同会議において基準実施ハンドブックは、被拘禁者処遇および刑事施設の運営・管理の向上を実現するための効果的ツールになりうると高く評価された。同ハンドブックの内容は最低基準規則に限定しておらず、その後採択された拘禁者に関する諸原則についても言及しており、今後のより良い処遇のあり方が示されている<sup>11</sup>。

### 2.2.1 「ネルソン・マンデラ・ルールズ」

刑務所図書館に関するガイドラインなどで、刑務所図書館の設置根拠として挙げられることの多い「被拘禁者処遇最低基準規則 (“Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners”）」では、被拘禁者の情報アクセスおよび図書館の設置が明確に規定されていた。同規則は「世界人権宣言の内容を刑事司法の分野で具体化した規則」<sup>12</sup>であり、1955年に開催された国連の「犯罪防止被拘禁者処遇会議 (United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)」で採択され、1957年に国連の主要機関のひとつである国連経済社会理事会 (United Nations Economic and Social Council) の決議によって承認された。

「被拘禁者処遇最低基準規則」は、国連によって適切と認められる被拘禁者処遇の基準を示すことで、各国の被拘禁者処遇の改善を促すことを目的としていた。規則は法律的拘束性を有する国際協定ではないが、広く被拘禁者処遇の国際的な基準となっていた。この規則は、当初被拘禁者処遇に関するガイドラインとみなされていたが、その後「効果的充足手続き」が採択されるなどの発展が続き、後に後述する「被拘禁者処遇基本原則」の策定へとつながった。

同規則は、2010年から約60年ぶりとなる大幅な改訂作業が行われた。そして2015年5月22日に改訂規則が「国連犯罪防止及び刑事司法委員会」によって採択され、同年12月の国連総会を経て新たに「ネルソン・マンデラ・ルールズ (“Nelson Mandela Rules” 以下: マンデラ・ルール)」と名付けられた<sup>13</sup>。現在でも、同ルールは、被拘禁者の処遇について定めた重要な文書とされている。本項では、マンデラ・ルールの規定から、拘禁の目的や処遇方針を明らかにし、その上で被拘禁者の情報アクセスがどのように考えられているかを整理する。以下マンデラ・ルールについては、ピナル・リフォーム・インターナショナルが編集し、日本監獄センターが日本語に翻訳したものを参照する<sup>14</sup>。

#### (1) 拘禁目的と受刑者処遇

マンデラ・ルールの規則1では「すべての被拘禁者は、人間としての生まれながらの

尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければならない」と定めており、被拘禁者処遇の基本的理念を改めて確認している。この理念のもとで、規則 4 および規則 5 では基本原則を次のように定めている。

#### 規則 4

1. 拘禁刑又はこれに類似する自由はく脱処分の目的は、第一に、犯罪から社会を守り、再犯を減少させることにある。これらの目的は、犯罪をした人々が遵法的かつ自立的な生活を送ることができるよう、可能な限り、釈放時にこうした人々の社会への再統合を確保するために拘禁期間が利用される場合にはじめて達成され得る。
2. この目的のために、刑務所その他の権限ある当局は、治療的、道徳的、精神的、社会的、及び健康及びスポーツを基礎とする性質のものを含め、適切かつ利用可能な教育、職業訓練、作業その他の形態の援助を提供しなければならない。

#### 規則 5

1. 施設の体制は、被収容者の責任意識及び彼らの人間としての尊厳の適切な尊重を弱めがちな、刑務所生活と自由な生活との差異を最小化するよう努めなければならない。

以上のように規則 4 では、拘禁の目的である社会平和の維持と再犯減少は、被拘禁者の社会復帰と社会的再統合を可能とする処遇が行われてこそ達成し得るということを示し、処遇では、被拘禁者が社会に復帰して遵法的かつ自立的な生活を送ることができるよう、彼らの社会への再統合を確保するような処遇が行われなければならないことを明らかにした。このような被拘禁者の社会復帰および再統合を踏まえて、規則 5 では、被収容者の生活について、社会での自由な生活との差異をできるだけ最小にするよう努めなければならないと定めている。

以上の拘禁目的を踏まえた上で、受刑者の指導原理について記した規則 87 および規則 88 では、受刑者と社会との関わりについて、以下のように述べている。

#### 規則 87

刑期満了前に、受刑者を徐々に社会生活に復帰させるため、必要な手段が採られることが望ましい。この目的は、各場合にに応じて、同施設内〔ママ〕もしくは他の適当な施設内の釈放準備制度またはある種の監督の下での試験的釈放により達成されうるが、この監督は、警察に委ねられてはならず、有効な社会的援助と結びつけられていなければならない。

## 規則 88

1. 受刑者の処遇は、社会からの排徐ではなく、社会との継続関係を強調するものでなければならない。それゆえ、社会内諸機関には、受刑者の社会的更生の仕事について施設職員を援助するよう、できる限りの協力が求められなければならない。
2. 受刑者と家族及び重要な社会的諸機関との間に望ましい関係を維持、発展させる任務を持つソーシャル・ワーカーが、各施設ごとにいなければならない。受刑者の私法上の利益に関する権利、社会保障上の権利その他の社会的利益を、法律及び判決に反しない限りできるだけ広く保護するため、必要な措置が採られなければならない。

規則 87 は、受刑者を社会生活に復帰させるため、出所前から準備を行う必要を示している。また規則 88 は、受刑者の社会復帰とその先にある社会的再統合を念頭に置いて、受刑者処遇が「社会からの排徐ではなく、社会との継続関係を強調するものでなければならない」と定め、家族や社会的諸機関との繋がりを継続する必要性を示している。

受刑者が出所後に再び社会の構成員として生活していくことを考えれば、他者・他機関との繋がりを持つこと、その関係を継続することは非常に重要である。受刑者と社会とのつながりについて芝原邦爾は「受刑者が社会との良好な諸関係を維持・継続することは、受刑者の拘禁による弊害を最小限にとどめ、かつ釈放後の社会生活への適応のために不可欠な条件である」<sup>15</sup>と述べ、社会的再統合を目標とした処遇においては、社会との関係を継続していくことが重要であることを指摘している。

### (2) 被拘禁者の情報アクセス

マンデラ・ルールと改訂前の被拘禁者処遇最低基準規則のいずれにおいても、被拘禁者の情報アクセスに関する規則が定められている。

## 規則 63

被拘禁者は、新聞、定期刊行物もしくは施設の特別刊行物を閲読し、ラジオ放送を聴取し、講演を聴き、または当局が許可もしくは監督するその他の類似の手段によって、比較的重要なニュースを定期的に知らされなければならない。

## 図書

### 規則 64

各施設には、娯乐的及び教育的図書が十分に備えられ、あらゆる種類の被拘禁者の使用に供する図書室が設けられなければならない。被拘禁者は、これを十分に利用するよう勧められるものとする。

以上のように、外部との接触について定めた節のもとに置かれた規則 63 では、被拘禁者が外部の情報を得るため、定期的に時事性の高い資料が提供されるべきであると規定している。続く規則 64 では、各施設に図書室 (library) を設けることと、その利用を被拘禁者に促さなければならないことを規定している。

この規定について基準実施ハンドブックでは、社会との関係を継続するためには情報アクセスが必要不可欠であるとして、新聞その他の定期刊行物は刑務所図書館で入手可能でなければならないとの見解を示している。さらに、被拘禁者が定期刊行物等を購読することを認めることが適切な実務であるとし、貧困などにより購読が困難な被拘禁者に対しては、その状況を考慮し、無料で新聞や定期刊行物の購読をできるようにすることも奨励されなければならないとしている<sup>16</sup>。

以上のように、受刑者を含む被拘禁者の情報アクセスは、社会との関係を継続するうえで必要なものであるとされ、社会との良好な関係を被拘禁者が維持することは、社会復帰にとって欠かせないものであるとの認識が示されている。

## 2.2.2 「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則」

1988 年第 43 回国連総会において採択された「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則 (“Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment”)<sup>17</sup>は、自由権規約を基盤とした原則である。本原則は、抑留又は拘禁下にあるすべての者の保護のために適用される、全 39 原則で構成されている。原則冒頭の用語定義では、被抑留者を「犯罪に対する有罪判決の結果としてなされる場合を除き、身体を自由を奪われた者」とし、被拘禁者を「犯罪に対する有罪判決の結果として身体を自由を奪われた者」と定義している<sup>18</sup>。

同原則のうち、被抑留者および被拘禁者の情報アクセスについての定めは、原則 28 に置かれており、次のように規定している<sup>19</sup>。

### 原則二八 [教育、文化、情報の資料を得る権利]

被抑留者又は被拘禁者は、公的資金による場合は利用可能な資金の範囲内で、合理的な量の教育的、文化的及び情動的な資料を得る権利を有する。ただし、抑留場所又は拘禁場所における安全及び秩序を確保するための合理的な条件には従わなければならない。

「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則」においても、被拘禁者が資料を得る権利をもれなく規定している。同原則では、被抑留者および被拘禁者は、合理的な量の教育的・文化的・情動的資料を得ることができるとし、それが権利として認められることを明らかにしている。しかし同時に、この権利には、施

設の安全及び秩序を確保するために制限されるということも記された。

### 2.2.3 「被拘禁者取扱いのための基本原則」

「被拘禁者処遇最低基準規則」の内容を補強するものとして、1990年の国連総会において「被拘禁者取扱いのための基本原則（“Basic Principles for the Treatment of Prisoners”）」が採択された。同原則は全11原則によって構成されている。同原則には、被拘禁者の情報アクセスに関する規定は設けられていない。しかし、原則では、先に述べてきた「世界人権宣言」や「国際人権規約」などで定められた基本的人権が被拘禁者に対しても保障されるのか、ということについて以下のように説明している<sup>20</sup>。

#### 原則5

施設収容という事実によって明白に必要とされる制限を除いて、すべての被拘禁者は、世界人権宣言に示されている人権と基本的自由を享有し、さらに、当該国家が締約国である場合には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約と市民的及び政治的権利に関する国際規約ならびにその選択追加議定書に示されている人権と基本的自由、ならびに他の国際連合規約に規定されたその他の権利を同様に享有する。

以上の通り原則5では、拘禁下にある者についても、明らかに必要とされる制限を除いて「国際人権章典」で示された人権と基本的自由を享有することを肯定し、被拘禁者に対しても基本的人権の適用を可能とする見解を示している。このため「世界人権宣言」や「国際人権規約」の中で、基本的人権として保障されている表現の自由と、表現の自由に含まれるとされる情報アクセスは、被拘禁者に対しても同様に保障されると解することができる。

被拘禁者が人権と基本的自由を享有することを述べた原則について、基準実施ハンドブックは「被収容者が一定の限度で人権と自由を保持するという原則は、被収容者が一般的に社会に復帰していく存在であり、通常の市民として再統合されなければならないという考え方と結びついている」<sup>21</sup>としている。被拘禁者が社会復帰を経て社会に再統合されることを目標とした処遇においては、一般社会で生活する通常の市民とのあらゆる差異をできるだけなくすことが重要であり、一般市民と同様に被拘禁者の人権と自由を保障することが必要である。

### 2.2.4 被拘禁者の情報アクセスにかかわる規定

本節で行った被拘禁者の処遇について定めた文書の調査から、拘禁状態にある者も情報へアクセスする権利を有することが明らかとなった。そして、被拘禁者の情報アクセスは、彼らの社会復帰や社会への再統合のために必要であると認識されていることが明

らかになった。

その一方で、被拘禁者の情報アクセスに関する規定の文言から、一般市民の自由な情報アクセスと被拘禁者のそれには差があることも浮き彫りとなった。

例えば「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則」では、被拘禁者が資料を得る権利を有するとしながらも「抑留場所又は拘禁場所における安全及び秩序を確保するための合理的な条件には従わなければならない」とし、その権利に制限が課されること可能性があることを示唆している。確かに、被拘禁者を収容している施設の安全や秩序の確保と、被拘禁者の自由な情報アクセスの保障の2つを両立すれば、時にどちらかが著しく損なわれる状態に陥る可能性がある。施設の安全・秩序の確保と、被拘禁者の自由な情報アクセスの保障の2つの均衡を保つことは非常に難しい。そのため実際には、多くの国で被拘禁者の情報の自由に制限が課されている。基準実施ハンドブックは、このような制限について「情報の自由の制限は、公共の秩序との比較衡量によって正当化されることがある。しかし、現存する法律上の制限の必要性については、とくに厳格な要件が求められることが強調されなければならない」<sup>22</sup>として、情報の自由の制限が許容される条件は、厳しく審議され合理的要件を満たさなければならないことを勧告している。さらに基準実施ハンドブックでは「被拘禁者処遇最低基準規則」の情報アクセスに関する規定の文言が制限的であることを指摘し、被拘禁者の情報アクセスについての見解と、情報の自由が制限される場合を次のように記している<sup>23</sup>。

原則的に、被収容者に対して施設の外部で適法に獲得できるすべてのメディアへの完全なアクセスが認められることが適切な実務である。この原則の例外は、安全な身柄の拘束を理由とする場合、すなわち逃走や刑事施設における暴動を容易にするような資料に限定されなければならない

以上のように、基準実施ハンドブックでは、原則として被収容者が施設外で獲得できるメディアへのアクセスが認められることが適切であるとの見解を示している。そしてこの例外として、施設や個人の安全と秩序が損なわれることを助長する資料に限りそのアクセスが制限されるべきであるとしている。

これまで用いてきた社会復帰という語は、単に施設を出所するというのではない。森田洋司は、刑事政策におけるソーシャル・インクルージョンについて「社会的排除の問題に対してソーシャル・インクルージョンが目標とする政策や社会的方策の重点は、社会的に排除されている人々が当該社会でその構成員として生活し生産に携わり社会活動をはじめとした社会を成していくさまざまな活動に主体的に関わり『社会参画』していく人間としての権利を回復し保障することを目標としている」<sup>24</sup>と説明しているが、これを受刑者が主体的に行っていくことが社会復帰なのである。すなわち、受刑者が出

所後に社会の構成員として生産的生活を送り、多様な市民活動に参加して周囲の人々との交流を持ち、社会の中で自分自身の居場所を見つけることで社会への再統合（reintegration）が果たされる。社会復帰（rehabilitation）は、社会的再統合を目指して、多様な手段を通じて自らの自信や権利を回復する過程を表している。このように、社会復帰という語は再統合に至るまでの過程を指している。

処遇の目標を社会復帰とその先にある社会的再統合に定めていることを考えれば、拘禁状態にあっても、外部との接触の機会を持ち、時事問題等最新の情報を常に知っておくこと、知る環境が必要であることは明白である。

## 2.3 地域的人権保障条約における情報へのアクセスに関する規定

国連で「世界人権宣言」が採択されると、各地域においても人権を伸長・擁護しようとする機運が高まり、地域的人権保障条約が策定された。ヨーロッパ地域においてもこのような議論が活発に行われるようになり、ヨーロッパ地域を包括する人権保障条約が採択された。ヨーロッパにおける人権条約の策定は、これまで主にヨーロッパ評議会（Council of Europe）<sup>25</sup>を中心に行われてきた。ヨーロッパ評議会は、1949年フランスに設立された、ヨーロッパ地域の社会的・文化的統合に取り組む国際機関である。これまでヨーロッパ評議会は、ヨーロッパにおける人権擁護、民主主義の促進、法の支配の実現について国際的な基準の策定を主導してきた<sup>26</sup>。

本節では、ヨーロッパ評議会によって採択されてきた人権保障条約および刑事施設規則を調査し、拘禁状態にある者の情報へのアクセスがどのように認められているのかを明らかにする。

### 2.3.1 「人権および基本的自由の保護のための条約」

ヨーロッパ評議会が策定し、1950年11月に署名、1953年9月に発効された「人権および基本的自由の保護のための条約（“European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms” 以下:「ヨーロッパ人権条約」）」は、ヨーロッパ評議会加盟国の国民の基本的自由及び人権を保護するために策定された。条約は、ヨーロッパ評議会加盟国を締約国としている。同条約は「世界人権宣言」の採択を受けて、宣言をヨーロッパ諸国間で条約化することを目的として策定されたものである。条約では市民的、政治的権利に関する規定が置かれ、これらを保護している。

「ヨーロッパ人権条約」の第10条では表現の自由について規定しており、第1項では「世界人権宣言」と同様に「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による介入を受けることなく、かつ、国境とのかかわりなく、意見を持つ自由ならびに情報および考えを受けおよび伝える自由を含む」<sup>27</sup>と規定している。

### 2.3.2 「ヨーロッパ刑事施設規則」

ヨーロッパの刑事施設について規定した「ヨーロッパ刑事施設規則（“European Prison Rules”）」は、評議会によって策定された法的拘束力を持たない規則である。規則では、被収容者の処遇や施設の管理について詳細に定めている。

刑事施設規則は、公的圧力によって基本的人権を蹂躪されやすい立場にある人々を保護し、公正かつ適正な被収容者の処遇を導くものである。ヨーロッパでこのような刑事施設規則が初めて作成されたのは1973年のことで、評議会によって「ヨーロッパ被拘禁者処遇最低基準規則（“European Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners”）」が採択された。この規則は、国連で採択された「被拘禁者処遇最低基準規則」に、当時のヨーロッパの状況を勘考して一部修正を加え、評議会加盟国に適用される規則として策定されたものであった。策定後ヨーロッパでは刑事施設に関する法律や刑事施設を取り巻く環境が大きく変化し、また評議会加盟国が拡大した。このような変化に伴い、1987年には、評議会が規則を全面的に改正した「ヨーロッパ刑事施設規則（“European Prison Rules”）」を新たに採択した。その後2006年に同規則は改正された<sup>28</sup>。これまで策定されてきたすべての規則では、刑事施設に図書館を設けなければならないことが規定されている。以下にこれまで採択されてきた「ヨーロッパ刑事施設規則」における情報アクセスに関する記述を整理する。

#### (1) 「1973年 ヨーロッパ被拘禁者処遇最低基準規則」

1973年にヨーロッパ評議会に採択された「ヨーロッパ被拘禁者処遇最低基準規則（以下：「1973年規則」）」<sup>29</sup>では、規則37から規則39まで外部交通についての規定が置かれ、そのうち規則39では被拘禁者の情報アクセスについて記されていた。規則40は図書に関する規定が置かれ、それぞれ以下のように規定された。

39. 被拘禁者は、定期的に、新聞、定期刊行物若しくは施設の特別刊行物の閲読、ラジオ放送やテレビ放映を視聴し、講演を聞き、又は、当局が許可し若しくは監督する他の類似の手段によって、情報を得ることが許されなければならない。

40. すべての施設は、あらゆる部類の被拘禁者が利用するために適切な蔵書を有した図書館を設けなければならない。図書館はレクリエーションと教養に資する図書を有していなければならない。かつ、その十分な利用を被拘禁者に推奨しなければならない。

このように「1973年規則」は国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」に倣って作成されたため、条文の文言は非常に似ている。条文では「被拘禁者処遇最低基準規則」と同様に、規則39で拘禁状態にある者に対して、施設が条文の列挙された手段を用いて情



報を提供することを記している。さらに、規則 40 では続けて刑事施設に図書館を設けなければならないことを規定している。同規定の文書では、図書館の蔵書について“institutional books”を有することを定めている。しかし、後身の「1987年ヨーロッパ刑事施設規則」は“instructional books”と表記しているため、実際には教養・教育に資する図書の備付けを指示していたと考えられる。

## (2) 「1987年 ヨーロッパ刑事施設規則」

1987年に採択された「ヨーロッパ刑事施設規則（以下:「1987年規則」）」<sup>30</sup>では、被収容者の情報アクセスおよび教育について以下のように定めていた。

45. 被収容者は、定期的に、新聞、定期刊行物若しくは施設の特別刊行物の閲読、ラジオ放送やテレビ放映を視聴し、講演を聞き、又は、当局が許可し若しくは監督する他の類似の手段によって、情報を得ることが許されなければならない。異なる言語を使用する外国人に対しては必要に応じて特別な措置が執られなければならない。

82. すべての施設は、あらゆる部類の被収容者が利用するために適切な蔵書を有した図書館を設けなければならない。図書館は広くレクリエーションと教養に資する図書を有しなければならず、かつ、その十分な利用を被収容者に推奨しなければならない。刑務所図書館は、可能な限り地域の図書館サービスと協働しなければならない。

上記のように「1987年規則」では、被収容者の情報へのアクセスに関する規定に、外国語使用者に対する配慮を追加している。また「1973年規則」とは異なり教育に関する項目に施設図書館に関する規定が設けられた。図書館については、これまでの規定に加えて可能な限り近隣の公共図書館と協働する旨が追加で記された。

1989年ヨーロッパ評議会は、刑事施設における教育について定めた新たな文書を採択した。同文書では、施設被収容者が学習する権利を有していることを明らかにし、施設内における教育サービスの提供について定めた。さらに同文書では、すべての被収容者に図書館施設の利用を含む多様な教育プログラムへのアクセスが認められ、被収容者が最低でも週に1回十分な蔵書を有する図書館に直接アクセスすることが定められた<sup>31</sup>。

1989年、評議会によって刑事施設内教育についての文書が採択されたことを受け、1990年にヨーロッパ評議会は同文書の説明覚書として *Education in Prison* を発表した。同報告は、刑事施設内の教育について詳細に記しており、ヨーロッパ諸国の刑事施設における教育プログラムの企画に多くの示唆を与えた。同報告の第8章では、刑務所

図書館という章を設けており、刑事施設内の図書館について記述している。章の冒頭では、刑務所図書館は教育や情報、レクリエーションに関する資料を提供する、文化センターのような役割を担っていると記されている。さらに、被収容者に対する図書館サービスや用いられる基準は、公共図書館で採択されている基準と同等のものでなくてはならないと述べられ、同章では刑務所図書館の役割や、サービスを実施するにあたって参考とすべき事項、例えば図書館基準やアクセスに関する事項が詳細に記されている。報告では「刑務所図書館の教育的側面」と題して、刑務所図書館が施設内の教育に大いに役立つ施設であるということが強調して述べられている<sup>32</sup>。

このように報告では、刑務所図書館が教育的機能を有する施設であることが述べられ、さらに 1987 年規則では刑務所図書館に関する規定が教育の節の下に置かれた。このことから、当時刑務所図書館が情報を提供する施設としてだけではなく、施設内の教育に役立つ施設として認識されていたことがわかる。

### (3) 2006 年 ヨーロッパ刑事施設規則

2006 年に採択された「ヨーロッパ刑事施設規則（以下:「2006 年規則」）」では、規則 24 で外部交通について規定しており、このうち規則 24.10 では、被収容者の閲読等について規定している。さらに規則 28 で教育について規定し、このうち規則 28.5 および規則 28.6 では、施設図書館について、以下のように規定している<sup>33</sup>。

24.10 被収容者は、定期的に、新聞、定期刊行物やその他の出版物の購入と閲読、ラジオ放送やテレビ放映の視聴をすることによって、外部の情報を得ることが許されなければならない。ただし、司法当局が個別事例において指定した期間に具体的な禁止令を言い渡している場合はこの限りでない。

28.5 いかなる施設も、すべての被収容者が利用するために十分な蔵書を有した図書館を備えなければならない。図書館は広くレクリエーションと教育に関する資源、図書やその他のメディアを有しなければならない。

28.6 刑務所図書館は、可能な限り地域の図書館サービスと協働しなければならない。

以上のように、現行のヨーロッパ刑事施設規則でも、刑務所図書館についての規定が設けられている。この刑務所図書館に関する規定については「1987 年規則」と同様に教育に関する節下に設けられている。

刑務所図書館に関する主な変化としては、図書館内の資料に関する規定でこれまで用いられてきた“recreational and instructional books”という記述が変更され、

“recreational and educational resources” という表現が用いられるようになった。

### 2.3.3 ヨーロッパ刑事施設規則における刑務所図書館サービス規定

ヨーロッパ人権条約第 10 条では、すべての者に情報を得る権利を保障しており、被収容者もこの例外ではない。しかし被収容者は自ら情報へアクセスする能力が奪われている。このため、ヨーロッパ刑事施設規則では、刑事施設側が被収容者の情報アクセスを確保するために、被収容者に対する情報提供の機関や手段を定めている。

「2006 年規則」では、規則 28.5 に刑務所図書館についての規定が置かれている。規則 28 では教育について規定しており、同規則ではすべての被収容者に対して教育を受ける権利を認めている。さらに教育は、個々の被収容者の事情、例えば年齢や出身などの考慮した上で行わなければならないことが規定されている。刑務所図書館の規定は、教育について定めた節のもとに置かれている。ヨーロッパ刑事施設規則の解説によれば、刑務所図書館はすべての被収容者のための施設であり、施設内のレクリエーション資源を有し、施設内で提供される教育を支える重要な施設であることが記されている。蔵書については、被収容者の読書のために多様な言語の図書を有するべきであるとされている。さらに、蔵書には被収容者が参照できるようヨーロッパ刑事施設規則をはじめとした法律情報資料を含むべきであること、図書資料だけでなく、電子資料等を備えることが望ましいと記されている<sup>34</sup>。

規則の変更点として「1987 年規則」で規定された外国人被収容者の情報アクセスに配慮する規定が「2006 年規則」では無くなった。しかし、同規定は代わりに 2012 年に採択された「外国人被収容者の処遇に関する処遇勧告」<sup>35</sup>において言及されている。

ヨーロッパ評議会は、ヨーロッパ地域で人々の移動が活発になり、刑事施設に外国人受刑者が増えている今日の状況から、外国人被収容者のための処遇を示すための勧告を作成した。このうち規則 29.3 では、刑務所図書館はできるだけ外国人被収容者の言語的ニーズや文化的嗜好を考慮して、図書やその他の資料を有しなければならないことを規定している。

## 2.4 IFLA による被拘禁者に対する図書館サービスに関する規定

これまで見てきたように、被拘禁者の情報アクセスは、さまざまな文書でこれを保障することが定められている。次に、図書館の国際交流を通じて図書館サービスを向上・発展することを目的とした国際 NGO である IFLA が、採択あるいは策定に携わった文書に着目し、被拘禁者に対する情報サービスについて言及した規定を調査する。

### 2.4.1 「ユネスコ公共図書館宣言」

1994 年 11 月、国際連合教育科学文化機構（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization 以下: ユネスコ）は IFLA と共同で作成した「ユネスコ公

共図書館宣言 (IFLA/UNESCO Public Library Manifesto 1994)」を採択した。「ユネスコ公共図書館宣言」とは、ユネスコの加盟国が、公共図書館の使命や役割、運営の原則等の共通認識を表したものである。宣言は 1949 年初めて採択され、その後公共図書館を取り巻く環境の変化に応じて 1972 年と 1994 年に改定された。1994 年に採択された宣言文では、公共図書館の図書館サービスについて、以下のように規定している<sup>36</sup>。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ (マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

以上のように同宣言では、公共図書館のサービスがすべての人を対象として提供されることを示した。さらに同宣言では、通常のサービスや資料の利用ができない人として受刑者を挙げ、彼らに対しては特別なサービスと資料の提供が必要であることを明らかにした。本稿で掲載した宣言は日本図書館協会が翻訳し、公表している宣言文である。日本図書館協会の翻訳文では、“prisoner”の語が「受刑者」と翻訳されているが、先に述べてきた国際文書では、同語が多くの場合「被拘禁者」と翻訳されていることから、この宣言で述べられたサービスの対象は受刑者に限定せず、被拘禁者全体を指しているとも解することができる。このことから宣言では、受刑者に限らず、公共図書館は被拘禁者に対して特別なサービスと資料を提供しなければならないことを規定しているといえる。

#### 2.4.2 「情報へのアクセスと開発に関するリヨン宣言」

2014 年 8 月、フランスで開催された世界図書館・情報会議 (IFLA 第 80 回年次大会) において「情報へのアクセスと開発に関するリヨン宣言 (“Lyon Declaration on Access to Information and Development” 以下: リヨン宣言)<sup>37</sup>が発表された。「リヨン宣言」とは、IFLA が作成した提言文書である。同文書は「国連ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)<sup>38</sup>に次ぐ、2015 年以降の国際開発目標である、ポスト 2015 年開発アジェンダに、情報アクセスに関する内容を盛り込むことを目的として作成された。IFLA をはじめとする図書館関連機関は同文書で国連加盟国に対して、2015 年開発アジェンダですべての人が持続可能な開発と民主的な社会の促進に必要となる情報へアクセスし、これを理解し、利用し、共有できるようにすることを課題の 1 つとして採用するという国際的コミットメントを示すよう要請した<sup>39</sup>。

「リヨン宣言」は原則と 6 つの宣言文で構成されており、情報通信技術の利用可能性によって支えられた社会全体の情報や知識へのアクセスの増大は、持続可能な開発およ

び人々の生活向上に繋がるという理念のもとで、持続可能な開発には、すべての人が必要な情報へアクセスし、意思決定する能力が必要不可欠であるとされた。このため、社会の主流から取り残されている人や貧困状態にある人に対しても等しく情報へのアクセスを確保することが重要であり、情報アクセスによって、人々にさまざまな権限が付与され、それが持続可能な開発の促進に繋がるということが述べられている。以上のことを踏まえた上で、宣言 2 では、持続可能な開発がもたらす効果について以下のように述べている<sup>40</sup>。

2. 持続可能な開発は、人権に基づく枠組の中で行われなければならない。その枠組では、

- a) 女性、先住民、少数派、移民、難民、障害のある人々、高齢者、子どもおよび若者を含む、社会の主流から取り残されている集団のエンパワメント、教育およびインクルージョンにより、不平等が軽減され、
- b) 教育への平等なアクセスを通じた、女性および少女のエンパワメントにより、完全な社会的、経済的および政治的参加とともに、ジェンダーの平等の大幅な強化が可能となり、
- c) すべての人の雇用と働きがいのある人間らしい仕事へのアクセス確保により、尊厳と自律の強化が可能となり、
- d) 情報への平等なアクセス、表現の自由、結社および集会の自由と、プライバシーが、個人の自立の中心として、促進され、保護され、尊重され、
- e) すべての人が、生活向上に必要な変革に自ら責任を負えるよう、市民参加が確保される。

このように宣言 2 では、持続可能な開発の中心に社会的マイノリティを含むすべての人々が存在し、彼らの情報アクセスや表現の自由が保護され尊重されることが要求された。

さらに、宣言 4 では、図書館や文書館等を持続可能な開発に不可欠となるさまざまな情報を取り扱う機関であるとし、人々へ情報を提供し、また人々の情報アクセスを援助・担保することをはじめとした、情報へのアクセスポイントとしての役割や使命が示されている。

「リヨン宣言」については日本図書館協会も署名しており、2016年12月の時点で署名機関は600を超えている<sup>41</sup>。

「リヨン宣言」が発表された後の2015年9月、国連で開催された「国連持続可能な開発サミット」では、国連ミレニアム開発目標の後継として新たに17ゴール・169ターゲットから成る「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」<sup>42</sup>が採択された。IFLAはアジェンダに含まれている情報や文化へのアクセス、識

字等の内容について、その作成過程に関与している。採択された目標のうち、目標 16 では「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」ことが掲げられ、このうち 16.10 では「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」との文言が盛り込まれた。

### 2.4.3 被拘禁者の情報アクセスに関する文書

広く市民に資料や情報を提供する社会機関である公共図書館のサービス対象は、公共図書館に自らアクセスすることができる人に限定されない。

ユネスコ公共図書館宣言では、公共図書館のサービスは、すべての人が平等に利用できるという原則のもとで提供されるのであり、受刑者を含む図書館の利用が困難な人々に対しては個別的事情に配慮して図書館から積極的にサービスを提供することを明らかにしている。

「リヨン宣言」は、持続可能な開発について述べた宣言であり、被拘禁者に対する図書館サービスについて直接言及はされていない。しかし、高度情報化社会に生きる人々の情報への平等なアクセスの必要性と重要性を示しており、これが人々の生活や、社会的マイノリティを含むすべての個人そして社会の発展に欠かすことのできないものであるとの考えを示している。

---

1 “基本的人権”. 法律用語辞典. 第 4 版. 有斐閣, ジャパンナレッジ Lib, <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=506100219600068265130>, (参照 2017-01-03).

2 “世界人権宣言テキスト”. 国際連合広報センター. [http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill\\_of\\_rights/universal\\_declaration/](http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/), (参照 2016-12-26).

3 同規約の第 19 条を参照  
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約). 外務省. [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_004.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html), (参照 2016-12-26).

4 “表現の自由”. 法律用語辞典. 第 4 版. 有斐閣, ジャパンナレッジ Lib, <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=506101128300068215440>, (参照 2017-01-04).

5 “IFLA／図書館と知的自由に関する声明”. 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ifla1999.html>, (参照 2017-01-04).

6 “図書館、情報サービス機関および知る自由に関するグラスゴー宣言”. 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ifla2002g.html>, (参照 2017-01-04).

7 “IFLA 倫理綱領”. 井上靖代訳. p. 2, IFLA, <http://www.ifla.org/files/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf>, (参照 2016-12-27).

8 前掲 3, 第 10 条を参照

---

<sup>9</sup> ピナル・リフォーム・インターナショナル. 刑事施設と国際人権: 国連処遇基準実施ハンドブック. 葛野尋之ほか訳. 日本評論社, 1996, 219p.

<sup>10</sup> “Making Standards Work: an International Handbook on Good Prison Practice”. Penal Reform International.  
<http://www.penalreform.org/wp-content/uploads/2013/05/man-2001-making-standards-work-en.pdf>, (参照 2016-12-26).

<sup>11</sup> 前掲 9, p. 2.

<sup>12</sup> 樋口彰載. “国連最低基準規則”. 確認刑事政策・犯罪学用語 250. 石川正興, 小野正博, 山口昭夫. 成文堂, 2007, p. 35.

<sup>13</sup> UN Daily News (Wednesday, 7 October 2015), UN NEWS CENTRE.  
<http://www.un.org/News/dh/pdf/english/2015/07102015.pdf>, (参照 2017-01-04).

<sup>14</sup> “国連被拘禁者処遇最低基準規則 (マンデラ・ルール)”. 監獄人権センター  
[https://www.penalreform.org/wp-content/uploads/2016/12/Nelson-Mandela-Rules\\_Japanese\\_final.pdf](https://www.penalreform.org/wp-content/uploads/2016/12/Nelson-Mandela-Rules_Japanese_final.pdf), (参照 2016-12-26).

<sup>15</sup> 芝原邦爾. “監獄法改正と国際準則”. 刑事司法と国際準則. 東京大学出版会, 1985, p. 145.

<sup>16</sup> 前掲 9, p. 135.

<sup>17</sup> “Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment”. Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights.

<http://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/bodyprinciples.pdf>, (参照 2017-01-04).

同文書の日本語訳として次の文献を引用参照した。

“あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則”. 国際人権条約・宣言集. 田畑茂二郎, 竹本正幸, 松井芳郎, 薬師寺公夫編. 東信堂, 1990, p. 127-132.

<sup>18</sup> 前掲 17, p. 127.

<sup>19</sup> 前掲 17, p. 130.

<sup>20</sup> “Basic Principles for the Treatment of Prisoners” § 5. Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights.

<http://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/basicprinciples.pdf>, (参照 2017-01-03).

<sup>21</sup> 前掲 9, p. 121.

<sup>22</sup> 前掲 9, p. 134.

<sup>23</sup> 前掲 9, p. 134.

<sup>24</sup> 森田洋司. “「はじめに」に代えて”. 犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン. 日本犯罪社会学会. 現代人文社, 2009, p. 8-9.

<sup>25</sup> ヨーロッパ評議会はヨーロッパ共同体 (EC) やヨーロッパ連合 (EU) とは異なる組織であり、2015年9月現在ではEU加盟国を含め47か国が加盟している。評議会については以下を参考にした。

“欧州評議会の概要”. 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/gaiyo.html>, (参照 2016-12-27).

<sup>26</sup> “Achievements”. Council of Europe, <http://www.coe.int/en/web/about-us/achievements>, (参照 2016-12-27).

<sup>27</sup> 小畑郁. “付録Ⅱ ヨーロッパ人権条約および議定書”. ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化: その国際法過程の批判的考察. 信山社, 2014, p. 378.

<sup>28</sup> “Commentary to Recommendation Rec. R (2006) 2”. Council of Europe, p. 2,

---

<http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/prisons/E%20commentary%20to%20the%20EPR.pdf>, (参照 2016-12-27).

<sup>29</sup> “Resolution (73)5 Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners”. Council of Europe.

<https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=588982&SecMode=1&DocId=645672&Usage=2>, (参照 2016-12-27).

<sup>30</sup> “Recommendation No. R (87)3 of the Committee of Ministers to Member States on the European Prison Rules”. Council of Europe.

<https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=2622640&SecMode=1&DocId=692778&Usage=2>, (参照 2016-12-27).

<sup>31</sup> “Recommendation No. R (89) 12 of The Committee of Ministers to Member States on Education in Prison”. Council of Europe Committee of Ministers

[http://pjp-eu.coe.int/documents/3983922/6970334/CMRec+\(89\)+12+on+education+in+prison.pdf/9939f80e-77ee-491d-82f7-83e62566c872](http://pjp-eu.coe.int/documents/3983922/6970334/CMRec+(89)+12+on+education+in+prison.pdf/9939f80e-77ee-491d-82f7-83e62566c872), (参照 2016-12-29).

<sup>32</sup> “Libraries”. Education in Prison: Recommendation No. R (89) 12 of The Committee of Ministers to Member States on Education in Prison”. Council of Europe, 1990, p. 34-36.

[http://www.exocop.eu/sixcms/media.php/13/CoE\\_1989\\_Education\\_In\\_Prison.pdf](http://www.exocop.eu/sixcms/media.php/13/CoE_1989_Education_In_Prison.pdf), (参照 2016-12-27).

<sup>33</sup> “Recommendation Rec(2006) 2 of the Committee of Ministers to member states on the European Prison Rules”. Council of Europe.

<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=955747&Site=CM&BackColorInternet=C3C3C3&BackColorIntranet=EDB021&BackColorLogged=F5D383>, (参照 2016-12-27).

<sup>34</sup> 前掲 28, p. 13.

<sup>35</sup> “Recommendation CM/Rec(2012)12 of the Committee of Ministers to member States concerning foreign prisoners”. Council of Europe.

<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1989353&Site=CM>, (参照 2017-01-04).

<sup>36</sup> “ユネスコ公共図書館宣言”. 日本図書館協会.

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/237/Default.aspx>, (参照 2016-12-27).

<sup>37</sup> “Lyon Declaration on Access to Information and Development”. IFLA, <http://www.lyondeclaration.org/content/pages/lyon-declaration.pdf>, (参照 2017-01-04).

<sup>38</sup> ミレニアム開発目標とは、2015年までに達成すべきとされた国際社会共通の目標である。目標は2000年に開催された国連ミレニアム・サミットにおいて採択された「国連ミレニアム宣言」を基に作成された。2015年の期限までに達成すべき8つの目標と21のターゲット、そして60の指標を掲げている。

“ミレニアム開発目標”. 国連開発計画 (UNDP) .

<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sdg/mdgoverview/mdgs.html>, (参照 2016-12-27).

<sup>39</sup> “About”. The Lyon Declaration on Access to Information and Development.

<http://www.lyondeclaration.org/about/>, (参照 2016-12-25).

<sup>40</sup> “情報へのアクセスと開発に関するリヨン宣言”. 日本障害者リハビリテーション協会情報センター. 障害保健福祉研究情報システムより.

[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/ifla/lyon-declaration\\_jp.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/ifla/lyon-declaration_jp.html), (参照 2016-



---

12-29).

<sup>41</sup> “Signatories”. The Lyon Declaration on Access to Information and Development. <http://www.lyondeclaration.org/signatories/>, (参照 2016-12-27).

<sup>42</sup> 以下アジェンダの目標 16 および目標 16.10 の規定は、次の資料から引用した。  
“我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(外務省仮訳)”. 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>, (参照 2017-01-03).

### 3. 「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」

本章では、被拘禁者に対する図書館サービスについて定めた IFLA の「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を通じて、刑務所図書館サービスの理念を明らかにする。

#### 3.1 ガイドラインの策定経緯と変遷

はじめに、現在 IFLA で刑務所図書館サービスについての活動を行っている、特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会の設立に至る組織変遷と活動経緯を、表 3-1 に示した。

表 3-1 特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会の組織変遷と活動経緯

1931 年	病院図書館小委員会が創設
1952 年	病院図書館委員会に改称
1964 年	病院図書館小分科会として公共図書館分科会のもとに置かれる
1976 年	入院患者および障害のある読者に対する図書館サービス分科会となり、一般市民にサービスを提供する図書館部会の所属となる
1981 年	図書館利用に障害のある人々へのサービス分科会となり、分科会の規約に被拘禁者に対する図書館サービスが追加される
1985 年	分科会が刑務所図書館サービスに関するワーキング・グループを設置
1992 年	「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」刊行
1995 年	「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」第 2 版刊行
2005 年	「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」第 3 版刊行
2008 年	図書館利用に障害のある人々へのサービス分科会から、特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会に名称変更

表 3-1 で示した組織の変遷とこれまでの活動を (1) 刑務所図書館ワーキング・グループの設立、(2) 「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の策定、(3) 「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の改訂の 3 項目に区分し以下にまとめた。

#### (1) 刑務所図書館ワーキング・グループの設立

これまで IFLA の刑務所図書館に関するガイドラインの作成は現在の「特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会 (Library Services to People with Special

Needs Section)」が行ってきた。同分科会は「図書館サービス部会 (Division of Library Services)」に属しており、身体や精神に障害がある人や生活環境などの理由から図書館サービスにアクセスできない人々に焦点をあてている。図書館サービスへのアクセスが困難な人々には、病院や刑務所、高齢者福祉施設などにいる人、ホームレス、聴覚に障害がある人やディスレクシア、認知症の人も含まれ、分科会では、広くこのような人々に対する図書館・情報サービスの支援や促進などを行っている<sup>1</sup>。

この分科会は IFLA 最古の分科会のひとつであり、その創設は 1931 年の「病院図書館小委員会 (Subject Committee on Hospital Libraries 以下: SHL)」にまで遡ることができる。

特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会の前身である SHL は IFLA 設立の 4 年後である 1931 年 8 月 29 日に創設された。当初委員会の主な目的は、入院中の患者など、病院に入院しているために通常の図書館資料の利用ができない人々のための専門的な図書館サービス利用の促進であった。そのため初期の活動では、アンケート調査の実施などを通して病院図書館に関する情報を広く収集していた。1952 年には IFLA の新たな規約が採択され、その中で SHL は「病院図書館委員会 (Committee on Hospital Libraries)」へ名称が変更された。その後 1964 年に採択された新規約の下では、分科会 (section) と小分科会 (sub-section) が設けられ、委員会は「公共図書館分科会 (Public Libraries Section)」の中の「病院図書館小分科会 (Hospital Libraries Sub-Section)」となった。1976 年の新規約の下では部会 (division) と分科会 (section) が設立され、小分科会は、新たに創設された「一般市民にサービスを提供する図書館部会 (Division of Libraries Serving the General Public)」に所属する分科会となり、名称は「入院患者および障害のある読者に対する図書館サービス分科会 (Section on Library Services to Hospital Patients and Handicapped Readers)」へ変更された。

IFLA の規約の中で被拘禁者に対する図書館サービスについて初めて言及されたのは 1981 年のことである。1980 年代に、それまで特に注目されてこなかった図書館利用において不利な立場にある集団、例えば受刑者や、聴覚障害者および読みやすい出版物を必要とする人々などへの図書館サービスに関する国際的関心が高まったことで、分科会は規約の見直しを行った。第 1 次改正案は 1981 年に提出され、改正案では被拘禁者への図書館サービスに関する提案がなされた。専門委員会は対象の範囲を拡大する必要があるとしてこの提案に同意し、規約の改正による分科会の対象の拡大に伴い、分科会の名称は「図書館利用に障害のある人々へのサービス分科会 (Section for Libraries Serving Disadvantaged Persons 以下: LSDP)」へ変更された。新規約では「地域社会で一般の人々が利用することができる図書館サービスを利用することが難しい人々、例えば入院患者や被拘禁者に対する図書館サービスの促進」の文言が分科会の活動のひとつとして追加され、矯正施設被拘禁者への図書館サービスについて初めて言及された<sup>2</sup>。

1985 年 8 月にシカゴで開催された年次大会で LSDP は、矯正施設での図書館サービ

スについての議論を行い、Phyllis Dalton を委員長とした「刑務所図書館サービスに関するワーキング・グループ (Working Group for Library Service in Prisons 以下: ワーキング・グループ)」を設置することとした<sup>3</sup>。

1986 年から 1987 年にかけてワーキング・グループは、刑務所図書館サービスの国際的な調査を実施し、刑務所図書館の現状とそのニーズを明らかにしている。調査では、被拘禁者に対する図書館サービスの提供が増えていることや、図書館サービスが向上していることが明らかとなった。しかしその一方で、国によってアクセスのレベルやサービスの質に、格差があるということも明らかになった<sup>4</sup>。

続いてワーキング・グループは、1988 年にシドニーにおける会議で公開会議を実施し、半日のワークショップと刑務所図書館の視察を行った。さらに 1989 年には刑務所図書館サービスに関するセミナーを開催し、ワーキング・グループ設立から 5 年後の 1990 年には「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の最終稿を作成した。また、1990 年 8 月にはスウェーデンで「子どもを育てよ、さらば成人矯正の必要はない: リテラシープログラムと刑務所図書館の役割 (Build a Child and You Don't Have to Repair the Adult: Literacy Programs and the role of the Library in Prisons and Juvenile Detention Houses)」と題した刑務所図書館の運営に関するワークショップを開催し、ワークショップではいくつかの国の事例を取り上げた。1980 年代末には、このようなワーキング・グループの積極的な活動のもとで、被拘禁者に対する図書館サービスは分科会の中心的活動となっていた<sup>5</sup>。

## (2) 「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の策定

1990 年には、矯正施設に収容された被拘禁者に対する図書館サービスについて記した初めての国際的なガイドラインである「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の作成が始まった。同ガイドラインはワーキング・グループのメンバーである Dalton と Frances Kaiser そして Monika McEwen によって起草され、1990 年にストックホルムで開催された年次大会で討議された。討議の結果を踏まえて修正された案は、翌年の 1991 年のハーグ大会において LSDP に提出され、1992 年のモスクワ大会の総会にて正式に採択された。1992 年に採択されたガイドラインは、表 3-2 の通り構成されていた。

表 3-2 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドラインの構成

はしがき (Preface)
序論 (Introduction)
理念と目標 (Philosophy and Goals)
法的根拠 (Legal Basis)
目的と適用範囲 (Purpose and Scope)
ガイドライン (Guidelines)
職員 (Personnel)
コレクション (Collections)
施設および設備 (Physical Facilities and Equipment)
資金調達と予算 (Funding and Budget)
サービス (Services)
コミュニケーションと PR 活動 (Communication and Public Relation)
用語解説 (Glossary)

出典：Kaiser (1992) の目次をもとに筆者作成

Kaiser, Frances E. Guidelines for library services to prisoners. IFLA Headquarters, 1992.

ガイドラインの初版では、目次の通り矯正施設の被拘禁者に対する図書館サービスの基本事項が示された。同ガイドラインの刊行は、刑務所図書館に関するガイドラインの作成を模索している国々の手引きとなることを目的としていた。内容には人事や職員の配置、蔵書、施設、設備、資金の調達と予算、サービスに関する勧告が盛り込まれていた。

同ガイドラインの理念と目標の項では、矯正施設における図書館サービス提供の法的根拠を提示する重要性を示した。そしてサービス起点として、国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」の規則 40 をあげている。同ガイドラインでは規則 40 を引用し、この規定を被拘禁者に対する図書館サービス提供の根拠とすることを明記している<sup>6</sup>。

ガイドラインの一部は 1994 年に中根によって翻訳されている。当時のガイドラインの一般的記述事項には、次のことが記されていた<sup>7</sup>。

■被拘禁者には、一般市民と同様に、情報を得る権利、従って、しかるべき図書館施設を利用する権利が与えられている。被拘禁者には、スポーツ活動に参加したり、また、知識を向上させるため授業を受ける権利が与えられているのと全く同じように、読書資料を利用する権利が与えられている。

■被拘禁者が外部の図書館に行くのは事実上不可能なため、施設内に図書館を設置

しなければならない。

■刑務所の図書館は、往々にして情報の唯一の拠り所（テレビに次いで）である。それ故、刑務所の図書館は、情報を収集して、利用者である被拘禁者にそれらを提供する責務を有する。しかしながら、刑務所図書館の主要な目的は、外部の図書館において享受し得るあらゆるプログラムやサービスに対し公平なアクセスを提供することであることに留意しておかなければならない。

■刑務所内活動の計画にあたっては、社会的・文化的活動の一つとして、図書館サービスに十分な場を与えなければならない。また、被拘禁者には、図書館利用のための十分な時間が与えられなければならない。

■刑務所図書館は、教育的・社会的・文化的育成プログラムの不可欠の要素として、完全な情報・資料センターでなければならない。図書館は、被拘禁者の知的・社会的・文化的育成を刺激しなければならない。

■図書館は、施設のあらゆる教育活動を援助しなければならない。図書館員がそれらの教育活動の準備・組織化・実施に寄与し得るよう、図書館員とこれらの教育活動の監督者は互いに協議を行わなければならない。図書館は、被拘禁者の知識を広めるとともに、彼らの文化的素養を豊かにしなければならない。

■図書館は、知的自由・好奇心・責任感・創造的探求心・文化的感受性の雰囲気醸成し、被拘禁者にうまく社会復帰ができるよう準備をさせなければならない。

■図書館は、刑務所職員に対し援助を行うとともに、職務能力の向上に資する資料を提供しなければならない。

■刑務所図書館システムは、それぞれの国の公共図書館において用いられているのと同じのシステム、あるいは少なくともそれに極めて近いものでなければならない。

以上のように、1992年に刊行されたガイドライン初版では、刑務所図書館についての基本的な考え方が記された。記述ではまず、被拘禁者が一般市民と同様に情報を得る権利を有しており、図書館施設と読書資料を利用する権利を有しているとの見解が示された。次に、刑務所図書館の主要な目的は、外部の図書館において享受することができるプログラムやサービスを等しく被拘禁者に提供することであるとしている。続いて、刑務所図書館の役割については、施設内で行われる教育的・社会的・文化的育成プログラムをはじめとした教育活動を援助すること、被拘禁者の円滑な社会復帰を支援することに焦点が当てられている。そして最後には、サービスの対象者が被拘禁者に限られず、刑務所職員に対しても資料を提供し、刑務所職員の職務能力の向上を手助けしなければならないと規定された。

他に、同ガイドラインのサービスの項目では、刑務所図書館のサービス目的がサービス提供先の機関や施設の目的に沿うものでなければならないと、さらに被収容者個人のニーズを満たすものでなければならないことを規定している<sup>8</sup>。

(3) 「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の改訂  
初版に続いて、1995年には前ガイドラインの改訂版として、第2版が刊行されてい  
る。第2版の構成は表3-3の通りである。

表3-3 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン（第2版）  
の構成

はしがき (Preface)
序論 (Introduction)
理念と目標 (Philosophy and Goals)
サービス出発点 (Starting Point)
総論 (General Statement)
法的根拠 (Legal Basis)
目的と範囲 (Purpose and Scope)
ガイドライン (Guidelines)
適用範囲 (Scope)
刑務所図書館の意義と目的 (Existence and Purpose of Prison Libraries)
職員 (Personnel)
コレクション (Collections)
施設および設備 (Physical Facilities and Equipment)
資金調達と予算 (Funding and Budget)
サービス (Services)
コミュニケーションとPR活動 (Communication and Public Relation)
用語解説 (Glossary)
参考文献 (Bibliography)
委員名簿 (Standing Committee 1992-1995)

出典：Kaiser（1995）の目次をもとに筆者作成

Kaiser, Frances E. Guidelines for library services to prisoners. 2nd revised ed., IFLA Headquarters, 1995.

以上のように構成された第2版では、初版の内容に加えてサービスの水準や蔵書の規模、職員の配置、資金の調達、評価とマーケティングの方法についての具体的な内容が記されていた<sup>9</sup>。ガイドライン第2版のサービス起点の項では、初版で提示されていた国連の被拘禁者最低基準規則の第40条のほかに、2つの文書が追加された。1つが、国際図書委員会（International Book Committee）と国際出版社協会（International

Publishers Associations) が採択し、UNESCO が 1994 年に発表した「読者憲章」(The Charter for the Reader) である。ガイドラインでは、同憲章中の「読書は普遍的権利である」という一文を根拠として記している。そして 2 つめが、IFLA と UNESCO によって策定された「公共図書館宣言」である。同ガイドラインでは、宣言では公共図書館に矯正施設の被拘禁者に対するサービスの提供を呼びかけている、ということを明示している<sup>10</sup>。

ガイドラインの第 2 版に続いて、第 3 版のガイドライン策定にあたっては、ワーキング・グループが刑務所図書館の現状やサービスの発展等の情報を収集するために、インターネットやメールを通じて調査を行い、可能な限り各国の刑務所図書館サービスについての情報を収集した。調査では、主に以下の 6 つの項目について質問し、情報を集めた<sup>11</sup>。

1. 被拘禁者に対する図書館サービスについて、どの（行政）機関が管轄しているのか
2. 被拘禁者に対する図書館サービスを提供している機関や団体はどこか
3. どこから資金が拠出されているのか
4. 刑務所図書館についての基準やガイドラインが策定されているか
5. 基準やガイドラインが存在している場合、そのガイドラインの入手方法などの情報
6. 自国の刑務所図書館について精通した人物の連絡先や連絡方法

調査を実施した結果、北アメリカやヨーロッパを中心に、およそ 20 か国の情報を収集した。ガイドラインの策定の他にも、ワーキング・グループは 1990 年から 2003 年にかけて発表されたものを中心に、刑務所図書館に関する論文を調査し、世界的な状況を把握した。このような調査を通じて、刑務所図書館の発展レベルには国によって差があることが明らかになった。例えば、刑務所図書館についてこれからサービスを実施しようとしている国もある一方で、アメリカ、イギリス、スカンジナビア諸国など、何十年にもわたって刑務所図書館サービスを提供してきた歴史を有する国では既に独自のガイドラインや基準を策定し、採用しているということが判明した。「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を改訂するにあたって、既存の基準やガイドラインは役立つものであり、このような資料を参考として新たなガイドラインを作成した<sup>12</sup>。

現在までに刊行されているガイドラインの最新版は、2005 年に刊行されたガイドラインの第 3 版である。第 3 版はフランス語・ドイツ語・スペイン語を含む 7 か国語に翻訳されている。2008 年分科会は名称を現在の名称である「特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会」へと変更した<sup>13</sup>。



### 3.2 ガイドラインの概要

先に述べたように「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」は現在までに第3版まで刊行されている<sup>14</sup>。ガイドラインは、IFLAのウェブサイトのうち、特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会の活動ページで公開されている。図3-1はIFLAウェブサイト内の「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を公開しているページである。

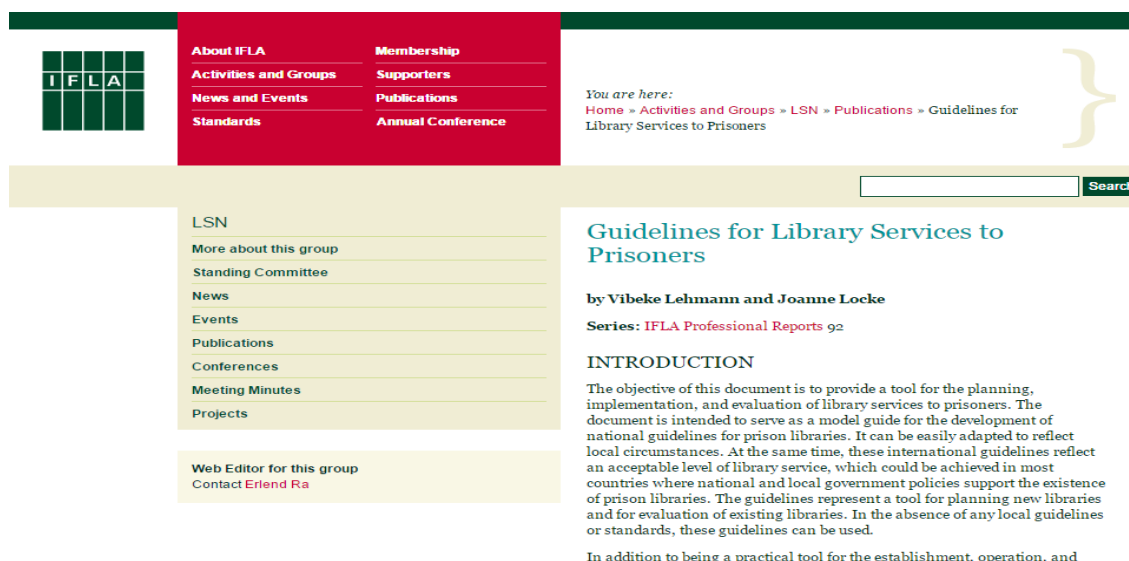


図 3-1 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドラインのウェブページ

出典：“Guidelines for Library Services to Prisoners” . IFLA.

<http://www.ifla.org/publications/ifla-professional-reports-92>, (参照 2016-12-28).

特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会の活動を紹介するウェブページでは「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の英語版はもちろん、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、アラビア語、ノルウェー語、トルコ語に翻訳された文書が公開されている。

2005年にIFLAが刊行した「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」は、1991年刊行の第1版と1995年の第2版に続いて新たに刊行した第3版である。ガイドライン第3版は表3-4の通り構成されている。

表 3-4 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン（第3版）の構成

はしがき (Acknowledgement)
序論 (Introduction)
目的 (Purpose)
背景 (Background)
理念と前提 (Philosophy and Assumptions)
ガイドライン (Guidelines)
1. 適用範囲 (Scope)
2. 管理 (Administration)
3. 図書館へのアクセス (Access)
4. 施設および設備 (Physical Facility and Equipment)
5. 情報技術 (Information Technology)
6. 職員 (Staff)
7. 予算 (Budget)
8. 資料 (Library Materials)
9. サービスとプログラム (Services and Programs)
10. コミュニケーションとマーケティング (Communication and Marketing)
用語解説 (Glossary)
参考文献 (Bibliography)

出典：Lehmann（2005）の目次をもとに筆者作成

Lehmann, Vibeke.; Locke, Joanne. Guidelines for Library Services to Prisoners. 3rd ed., IFLA Headquarters. 2005, (IFLA Professional Reports, no. 92).

<http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/92.pdf>, (参照 2017-01-04).

掲載した目次に沿って、ガイドラインでは刑務所図書館の管理や資料の扱いについて、その詳細な基準を定めている。

同ガイドラインのうち、主に被拘禁者に対する図書館サービスの理念にかかわる部分を以下にまとめた。同ガイドラインの用語の定義によれば“prison”とは、拘禁下に置かれた人々を収容する機関や施設のこととしており、その施設を刑務所に特定していない<sup>15</sup>。このため、ガイドラインを訳出するにあたって“prisoner”という語は、すでに中根によって用いられた「被拘禁者」という語を用いて訳することとする。

### (1) ガイドライン策定の目的

ガイドラインは、被拘禁者に対する図書館サービスの企画や実施、評価の手引きとして利用されることを目的として作成された。さらに同ガイドラインは、刑務所図書館サービスについて今後独自のガイドラインの作成を希望する国が、ガイドラインを作成する際の手本として利用できるように作成されたものである。くわえて、ガイドラインの策定は、刑務所図書館における被拘禁者に対する図書館サービスの企画や運営ならびに評価に関する実用的なツールであるだけでなく、被拘禁者は、読む、学ぶ、そして情報にアクセスする基本的権利を有していることを主張する声明文として役立てることも目的としている。ガイドラインは図書館司書、図書館経営者、刑務所当局、政府の立法や行政に関する出先機関、その他刑務所図書館の運営や資金調達を担当する機関のために作成されている。同ガイドラインは、50人以上の被拘禁者を有する矯正施設等で適用する。

### (2) ガイドライン策定の背景

IFLA の「図書館利用において不利な立場にある人々へのサービス分科会 (LSDP)」は、地域において従来の図書館サービスの利用ができない人々に対する特別なサービスに関する活動を行うグループである。従来の図書館サービスが利用できない人々には、入院患者、被拘禁者、高齢者福祉施設等の高齢者、外出が困難な人 (housebound)、聴覚や身体に障害がある人、発達障害がある人や読むことが困難な人が含まれる。このような人々に対する特別なサービスの展開のため、LSDP の各委員会は、これまでガイドラインの策定などを行ってきた。策定したガイドラインはこれまで、IFLA プロフェッショナルレポートの形で刊行されており、図書館や情報技術の進歩など、時代の変化に応じてこれまで定期的に改訂が行われてきた。

LSDP の常任委員会は、世界の矯正施設に服役中の被拘禁者の増加に伴って、被拘禁者に対する図書館および情報サービスの必要性を認識し、1985年に「刑務所図書館ワーキング・グループ」を設立した。ワーキング・グループは設立時から刑務所図書館に関する情報の収集や調査を行い、1992年 Kaiser の編集によって「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」の初版が刊行された。初版では基本的な原則や運営事項について定められていた。ガイドラインは1993年にはスペイン語に翻訳された。続く第2版は1995年に引き続き Kaiser によって改訂され、刊行された。第2版では、初版にくわえてサービスレベルや蔵書の規模、職員の配置など、より具体的な事項が定められていた。ガイドライン第2版は、同年にはドイツ語に翻訳されている。

第2版の刊行後の2001年、LSDP の常任委員会によって、再び被拘禁者に対する図書館サービスの調査が行われた。調査では、ヨーロッパ諸国だけでなく、発展途上国や

旧ソビエト連邦の国々も対象としていた。調査のためワーキング・グループが組織され、受刑者を含む矯正施設被拘禁者を対象とした公共図書館のアウトリーチ・サービスの変遷の調査や、既存の刑務所図書館に関する基準やガイドラインの情報収集などを行った。調査結果を踏まえて、2005年新たなガイドラインが策定された。

### (3) 理念と前提

現代社会では、徐々に被拘禁者を人道的かつ啓蒙的に扱うようになり、国連が世界人権宣言を採択したことから、彼らの処遇についても処罰ではなく教育や社会復帰、建設的な時間の利用に重点を置くようになった。このような文脈の中で刑務所図書館は、刑務所の中で教育やレクリエーション、社会復帰に関するプログラムの実施やそれらの支援を行う機関として重要な役割を担うようになっていった。さらに刑務所図書館は、個人の選択など様々な自由が厳格に規制される環境の中で数少ない「通常状態 (normalcy)」を提供する場所でもあり、出所した後の社会生活の準備のために有益な情報を提供することができる、外部の世界と繋がる窓口の役割も担っている。

被拘禁者は、学ぶ権利と、情報へアクセスする権利を有している。このため刑務所図書館は、刑務所の外にある地域の図書館と同等の資料やサービスを提供しなければならない。図書館の資料および情報へのアクセスに対する制限は、施設の安全を害することが明白な場合にのみ課されるべきである。刑務所図書館は、公共図書館に倣って運営されるが、刑務所で実施される教育や社会復帰のプログラムのための資料や、刑務所という性格上必要となる法律書等についても提供することが望ましい。また、文化や言語については、利用者のニーズを満たすために特別な配慮がされなければならない。さらに、刑務所図書館では、被拘禁者に対してリテラシー能力の向上、個人的・文化的興味への追求や生涯学習に関する機会を与えなければならない。このような活動について資料を提供しなければならない。被拘禁者に対する図書館サービスの根拠としては、次に挙げた規定や出版物がある。

1. 国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」第40条では、刑務所に図書館を設置しなければならないことを規定している。
2. 国際図書委員会と国際出版社協会が採択し、UNESCOが1994年に発表した「読者憲章」では「読書は普遍的権利である」と記している。
3. IFLAとUNESCOによって策定された「公共図書館宣言」では、公共図書館に矯正施設の被拘禁者に対するサービスの提供を呼びかけている。
4. ヨーロッパ評議会による報告書『矯正施設における教育 (*Education in Prison*)』では、刑務所図書館の章を設けており、図書館が専門知識を有する図書館員によって運営されること、多様な文化的関心とニーズを満たすこと、被拘禁者にもオープンアクセスを提供することなど、刑務所図書館についても地域の図書館が採用している専門的な基

準に則って運営することを推奨している。

世界中の被拘禁者の多くは、教育を受け、ライフスキルを身につけるという機会にこれまで恵まれず、読書に親しむ環境で育ってこなかったことが言える。このため、多くの被拘禁者にリテラシー能力の低さと雇用のための能力の不足がみられる。実際に、施設に収容される前に公共図書館や学術図書館を定期的にご利用していたという者は少ない。

刑務所図書館は、矯正施設で生活する被拘禁者、そして施設で実施されるプログラムに対して重要な役割を担っている。さらに刑務所図書館は、被拘禁者と外の世界を繋ぐ大切なライフラインであり、重要な情報源である。

#### (4) 図書館へのアクセス

ガイドラインでは、アクセス (access) とは情報や図書館の資料・サービスを入手し、利用する自由と能力のことを指している。

被拘禁者の警備区分などに関わらず、すべての被拘禁者が図書館やサービスへアクセスできなければならない。図書館サービスへのアクセスの制限は、図書館規約に違反した場合のみ課されるべきである。被拘禁者は毎週図書館を訪れることができるようにし、館内での行動は制限されず、自由に資料の閲覧や選択、職員へのレファレンス、図書館相互貸借 (以下: ILL) の申し込みを行えるようにし、図書館で実施される文化的活動にも参加できるようにしなければならない。

図書館の開館時間も教育プログラムや作業を考慮したものでなくてはならない。被拘禁者のなかでも、医療刑務所や懲罰房におり、隔離状態にある者は印刷・電子いずれかの媒体で刑務所図書館のカタログを参照し、蔵書や ILL を通して資料を要求することが許されなければならない。施設内のコレクションでは、多言語・多文化など、多様な人々の読書・情報ニーズを満たすことが困難なため、地域もしくは国の実施する ILL 制度に参加することが望ましい。

刑務所図書館におけるサービスや規則等については、他の通常の図書館サービスを受けることが困難な人々である、身体や認識に障害のある人々に対する図書館サービスについて規定した法律・規約や 2005 年に作成された「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト (“Access to Libraries for Persons with Disabilities Checklist”）」<sup>16</sup> を参照すると良い。

#### (5) 図書館の施設・設備と情報技術

刑務所図書館は、身体に障害がある人を含め、多くの被拘禁者にとってアクセスしやすい場所に設けることが望ましい。さらに、可能であれば教育を担当している部局の内部やその近くに設けられると良い。図書館には、コンピュータや外部に連絡することが

できる電話が設置される。また刑務所図書館では、刑務所のセキュリティを考慮し、可能な範囲で情報技術を活用する。コンピュータでは情報・教育・レクリエーションのためマルチメディア・ソフトウェアを使用し、仮釈放などに備えて、指導のもとでインターネットへアクセスする。

#### (6) 資料とサービス・プログラム

図書館のコレクションは、印刷された形式のものに限らず、被拘禁者のニーズを満たすような、情報・教育・文化・レクリエーション・社会復帰に関する資料を含み、公共図書館や学校図書館で取り扱っているような、多様な種類の資料が用意されなければならない。資料は司書によって定期的にチェックされ、寄贈資料などの受け入れが行われる。必要に応じて、ILLを利用する。資料は、刑務所の状況に合わせて作成されたコレクション管理方針や計画に基づいて選書され、刑務所のセキュリティを脅かすことが明らかな資料を除いて、選書において検閲は行わないことを管理方針・計画に明記すべきである。利用者の読解や学習などに障害があり、特別な資料が必要となる場合は、ILLを通じて、資料を補うことができる。刑務所図書館における被拘禁者に対するサービスでは、施設や被拘禁者にあわせたサービスを提供しなければならない。図書館では、読書やリテラシー、文化の促進に関わる様々な活動やプログラムを企画・支援しなければならない。このようなプログラムは時間を有効に使い、生活の質を向上する機会となる。

以上のように「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」には、刑務所図書館における被拘禁者に対する図書館サービスの理念や目的についてのIFLAの解釈が明確に示されている。IFLAは、刑務所図書館における図書館サービスの必要について「被拘禁者は、学ぶ権利、情報へアクセスする権利を有しているため、刑務所図書館を通じて刑務所の外にある地域の図書館と同等の資料やサービスを提供しなければならない」と記している。その上で、被拘禁者が必要とする図書館サービスを適切に提供することができるよう、ガイドラインでは刑務所図書館の運営に関する10項目で具体的な基準を示し、刑務所図書館の運営や管理に携わる人々に対して適切なサービスの提供を促している。

同ガイドラインは、初版から一貫して、被拘禁者が情報を得る権利を有していることを主張している。そして被拘禁者の権利を保障するため、国内の公共図書館で提供されるものと同等のサービスおよびプログラムを、刑務所図書館を通じて提供する必要があることを記している。さらに、刑務所図書館サービスの役割についても、初版から一貫して、施設内の多様なプログラム、とくに施設内の教育活動の支援と社会復帰の準備にあることを明らかにしている。

---

<sup>1</sup> Library Services to People with Special Needs Section. IFLA.

---

<http://www.ifla.org/lsn>, (参照 2017-01-04).

<sup>2</sup> Panella, Nancy. The Library Service to People with Special Needs Section of IFLA: an historical overview. *IFLA Journal*, 2009, vol. 35, no. 3, p. 258-271.

<sup>3</sup> Heie, Bjørg. Library Service to Prisons: A New responsibility of the Section of Libraries Serving Disadvantaged Persons. *IFLA Journal*. 1986, vol. 12, no. 1, p. 38.

<sup>4</sup> Dalton, Phyllis I. Prison Library Service from an International Viewpoint. *IFLA Journal*. 1988, vol. 14, no. 2, p. 155.

<sup>5</sup> 前掲 2, p. 264-265.

<sup>6</sup> 中根憲一. 矯正施設拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン. 現代の図書館. 1994, vol. 32, no. 1, p. 50.

<sup>7</sup> 中根は、ガイドラインのうち「序論」と「ガイドライン」の部分を選出している。前掲 6, p. 51.

<sup>8</sup> Kaiser, Frances E. “Services”. Guidelines for library services to prisoners. IFLA Headquarters, 1992, (IFLA professional reports; no. 34), p. 15.

<sup>9</sup> 前掲 2, p. 266.

<sup>10</sup> Kaiser, Frances E. Guidelines for library services to prisoners. 2<sup>nd</sup> revised ed., IFLA Headquarters, 1995, (IFLA professional reports; no. 46), p. 7.

<sup>11</sup> Lehmann, Vibeke. Planning and Implementing Prison Libraries: strategy and resources. *IFLA Journal*. 2003, vol. 29, no. 4, p. 301.

<sup>12</sup> 前掲 11, p. 301-302.

<sup>13</sup> 前掲 2, p. 258.

<sup>14</sup> Lehmann, Vibeke.; Locke, Joanne. Guidelines for Library Services to Prisoners. 3<sup>rd</sup> ed., IFLA Headquarters. 2005, (IFLA Professional Reports, no. 92), 24p.

<http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/92.pdf>, (参照 2017-01-04).

<sup>15</sup> 前掲 14, p. 18.

<sup>16</sup> Irvall, Birgitta.; Skat Nielsen, Gyda. Access to libraries for persons with disabilities: checklist. International Federation of Library Associations and Institutions. 2005, (IFLA professional reports; No. 89). 17p.

<http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/89.pdf>, (参照 2016-12-28).

#### 4. 刑務所図書館サービスの制度

これまで述べてきたように、国連や IFLA が採択してきた文書では、被拘禁者に対する図書館サービス実施の必要性が示されている。本章では、このような文書の規定のもとで、実際に被拘禁者に対する図書館サービスの提供を行っている国が、被拘禁者に対する図書館サービスについてどのような制度を有しているのかを、法制度やサービスの枠組みに着目して明らかにする。本章第 1 節では被拘禁者に対する図書館サービス制度について、アメリカおよびイギリス以外の国がどのような制度を有しているかを整理する。その上で、第 2 節ではアメリカの刑務所図書館サービス制度を、第 3 節ではイギリスにおける刑務所図書館サービス制度を明らかにする。

##### 4.1 アメリカにおける刑務所図書館サービス

本節では、研究対象としているアメリカおよびイギリスのうち、アメリカの被拘禁者に対する図書館サービスについて調査した。

###### 4.1.1 アメリカの矯正施設

アメリカにおける刑務所図書館サービスの制度について述べる前に、アメリカの矯正施設について整理しておく。連邦制を採っているアメリカでは、連邦・州・カウンティおよび市政府のそれぞれが管轄する刑務所が、次のように設置されている<sup>1</sup>。

###### (1) 連邦刑務所 (federal prison)

連邦法によって、身体的自由を拘束する拘禁刑を受けた者は、司法省の内局である連邦行刑局 (Federal Bureau of Prisons) が管轄する、連邦が設置する刑務所に収容される。ただし、政府間の合意に基づき州やカウンティの施設又は契約により民営施設 (private prison) に収容される者もいる。連邦施設は、最軽警備 (連邦刑務キャンプ)、軽警備および中警備 (連邦矯正施設)、重警備 (連邦刑務所)、管理 (拘置所・医療刑務所・最重警備刑務所) の 5 段階の警備度に分類されている。連邦施設ではすべての受刑者に作業が義務づけられ、被収容者は連邦刑務作業などに従事するが、基礎学力を欠いている者については作業が免除され、教科教育を受けることとなっている。また、施設内では、職業訓練などの処遇プログラムが多数実施されている。

###### (2) 州刑務所 (state prison)

州法によって有罪となった受刑者は、州刑務所に収容される。受刑者は危険性や逃走の恐れ、罪名等を考慮して、その警備度に適合した施設に分類収容される。施設では、公共事業や高速道の整備などの作業を行っている施設が多く、ほとんどの施設で教科教育・薬物乱用者処遇・職業訓練・作業又は農業活動のプログラムを実施している。



### (3) ジェイル (local jail)

州の未決拘禁や、刑期が1年未満の軽罪の受刑者は、カウンティや市の管轄するジェイルに収容される。そのほかに、長期の刑を言い渡され州刑務所への移送が予定されている受刑者も一時的に収容される。小規模なジェイルは、短期間の拘禁を予定しているために被収容者を分類しない場合が多いが、大規模なジェイルでは、受刑者を警備度により分類収容している。

#### 4.1.2 アメリカにおける刑務所図書館サービスの制度的変遷

本節で述べる、アメリカの刑務所図書館サービス制度をめぐる動向は、表 4-1 の通りである。

表 4-1 アメリカの刑務所図書館サービス制度をめぐる動向

1911 年	ALA が連邦刑務所図書館委員会を組織
1916 年	ALA が「施設図書館のためのマニュアル」を作成
1929 年	連邦刑務所図書館制度が開始
1932 年	アメリカ刑務協会と ALA が『刑務所図書館ハンドブック』を作成
1938 年	アメリカ刑務協会が施設図書館委員会を組織
1943 年－1944 年	アメリカ刑務協会と ALA が「成人刑務所及び少年院における図書館の目的と基準」を採択
1950 年	アメリカ刑務協会施設図書館委員会が『矯正施設のための図書館マニュアル』を刊行
1956 年	ALA が病院・施設図書館部会を組織
1960 年	ALA の病院・施設図書館部会とアメリカ矯正協会が共同で施設図書館委員会を新設
1966 年	アメリカ矯正協会が『矯正の諸基準のマニュアル』を策定し、同マニュアルに ALA と共同策定した新たな基準が収録された
1966 年	「図書館サービスおよび建設法」制定により州矯正施設図書館に補助金が交付される
1971 年	法執行援助機関法によって一部資料の購入に補助金が交付される
1981 年	アメリカ矯正協会と ASCLA が「成人矯正施設のための図書館基準」を策定
1982 年	ALA が「被拘禁者の読む権利のための決議」を採択
1992 年	「成人矯正施設のための図書館基準」を改定
2010 年	ALA が「被拘禁者の読む権利」を採択

以下に表 4-1 で示したアメリカ刑務所図書館サービス制度の変遷を解説する。

フィラデルフィアのウォルナット街監獄 (Walnut Street Jail) は、アメリカで初めてコレクションが構築され、被収容者に対する図書の提供が行われた監獄である。ウォルナット街監獄の図書館は 1790 年に設立され、図書の供給は「公立監獄の窮状救済のためのフィラデルフィア協会 (Philadelphia Society for Alleviating the Ministry of Public Prison)」によって行われていた。協会による監獄への図書の導入は人道主義的かつ宗教的思想に基づくものであり、被収容者が自らの罪を認識し、罪を償う助けとなることを望んでいた。そのため協会によって供給された図書は、ほとんどが聖書などの宗教的書物であった。

1802年には初めて州施設に図書館が設立された。ケンタッキー州立少年院では、主に宗教書を蔵した小規模の図書館が設けられ、施設は教誨師によって管理されていた。テネシー州では1829年に州立刑務所で刑務所図書館サービスが導入され、1839年には禁酒を促すパンフレットなど、宗教的性質を持たない図書についてもコレクションに追加されるようになった。1840年には多くの州で刑務所図書館サービスを開始した。この頃のコレクションは、ほとんどが教誨師によって管理されており、取り扱われる資料は、禁酒を呼びかける図書や宗教著書がほとんどであった。1852年にはカリフォルニアのサン・クエンティン州立刑務所（San Quentin Prison）に刑務所図書館が設立されたが、同図書館は当時最も進歩的な刑務所図書館であったことが記録されている<sup>2</sup>。

1903年ミネソタ州が州内の全矯正施設の刑務所図書館を統括する監督者に図書館員のMiriam Careyを任命し、Careyは州内の刑務所図書館サービス発展のために活動した<sup>3</sup>。1911年にはALAが刑務所図書館についての活動を本格的に開始し、連邦刑務所図書館委員会（Committee on Libraries in Federal Prisons）を組織した<sup>4</sup>。同委員会の発足前後1907年から1916年にかけて、ALAは刑務所図書館に関する報告書を多数発表している<sup>5</sup>。

1916年、ALAの「病院および慈善・矯正施設のための図書館奉仕委員会（Committee on Library on Library Work in Hospitals and in Charitable and Correctional Institutions）」で活動していたCarrie Scottが「施設図書館のためのマニュアル（“Manual for Institution Libraries”）」を編纂した。同マニュアルは、病院や刑務所、少年院などに設置された図書館で働く司書のために作成され、主に選書・分類・配架・記録・貸出・修復と製本について、施設ごとにその取り扱いを示していた<sup>6</sup>。同マニュアルは、おそらくアメリカ全土の刑務所図書館に適用されうる初めてのマニュアルであったと考えられる。1927年から1928年にかけて、全国刑罰情報協会（National Society of Penal Information）による刑務所図書館の全国調査が実施され、同協会のPaul GarretとAustin MacCormikが110の連邦、州、軍の各刑務所を訪問した<sup>7</sup>。

1929年から1930年にかけて、刑務所図書館は施設内の教育に存在意義を見出し、発展した。その背景には、世界恐慌がある。アメリカが世界恐慌の影響を受けると、矯正施設にも不況の波が押し寄せ、被収容者たちが矯正処遇の一環として取り組んでいた、製造業務や公共事業における作業が無くなった。作業が無くなり、余暇時間が増えたことを受け、刑事施設職員は被収容者に対して教育サービスを提供することを始めた。この流れの中で、刑務所図書館は施設内の教育に存在意義を見出し、アメリカ国内では、新たな刑務所図書館の設立やサービスの充実が図られた。1929年には連邦刑務所図書館制度が開始している<sup>8</sup>。

1930年代、刑務所図書館が施設内の教育プログラムに欠かすことのできない施設であるとの認識が徐々に広がり、連邦行刑局は図書館を教育プログラムの中心に据えた。刑務所図書館が被収容者の社会復帰を支援する施設として注目され始めたのもこの頃

である。1930年代には、刑務所図書館は教育だけでなく、リテラシー能力を向上し、被収容者が出所後に責任ある生産的生活を送るために必要となる情報や知識を提供し、被収容者の社会復帰を支援する機関とも考えられるようになった<sup>9</sup>。

刑務所図書館の必要が広く知られるきっかけとなった出来事に、刑務所図書館の全国調査を行った Austin MacCormick が 1931 年に『成人受刑者の教育：調査とプログラム (*The Education of Adult Prisoners: a survey and a program*)』を上梓したことが挙げられる。同書の第 10 章では「教育機関としての図書館」と題して、アメリカ国内の刑務所図書館の状況を約 20 ページにわたって詳細に記述している。当章において MacCormick は、刑務所図書館は施設内のレクリエーションに資する機関として認識されてきたが、実際には刑務所で実施される多様な教育プログラムで必要となる機関である、と指摘している。さらに MacCormick は、受刑者に対する教育サービス実施の必要性を強く主張した上で、成人教育において読書には大きな価値があると述べている<sup>10</sup>。MacCormick の著書が刊行された翌年の 1932 年には、この図書が出版されたことがきっかけとなり、当時刑務所図書館を支える活動をしていたアメリカ刑務協会 (American Prison Association) の教育委員会と ALA の矯正施設図書館委員会が共同で『刑務所図書館ハンドブック (*Prison Library Handbook*)』を刊行した<sup>11</sup>。

1938 年アメリカ刑務協会が刑務所図書館の活動を支援するため、施設図書館委員会 (Committee on Institutional Libraries) を組織した<sup>12</sup>。1939 年にはアメリカ刑務協会と ALA が共同でガイドライン「成人刑務所及び少年院における図書館の目的と基準 (“Objectives and Standards for Libraries in Adult Prisons and Reformatories”)」を起草し、最終的に 1943 年 5 月にアメリカ刑務協会の執行委員会、1944 年 1 月に ALA 理事会のそれぞれに承認された。同ガイドラインは 1943 年に *The Prison World* の 7-8 月号の付録として刊行され、1946 年にアメリカ刑務協会の『州矯正制度のための推奨基準マニュアル (*Manual of Suggested Standards for a State Correctional System*)』の第 10 章に加えられたことで、この基準は成人矯正施設における図書館サービスの初めての公式基準となった<sup>13</sup>。同ガイドラインの作成は当時の刑務所図書館の発展を支え、刑務所図書館が施設内の教育機関として受刑者の支援を行い、彼らの社会復帰に貢献することができるということを広く知らしめた。

1940 年代には、刑務所図書館は施設内の教育施設の近くに設置されることが増え、運営費用についても教育予算から拠出される事例が見受けられるようになった。また、施設の運営は教員や被収容者のアシスタントによって行われていた<sup>14</sup>。

1950 年、アメリカ刑務協会の施設図書館委員会が『矯正施設のための図書館マニュアル：矯正施設のための図書館基準と手続きハンドブック (*Library Manual for Correctional Institutions: A Hand Book of Library Standards and Procedures for Prisons, Reformatories for Men and Women and Other Adult Correctional Institutions*)』を刊行した。同マニュアルは、1932 年刊行の『刑務所図書館ハンドブ

ック』を基に作成されたものであったが、これに加えて、前出のガイドライン「成人刑務所及び少年院における図書館の目的と基準」を内容に加えたものであった。同基準はその後改定され、1954年および1959年に刊行された『矯正施設のための図書館マニュアル』にも掲載された<sup>15</sup>。アメリカ刑務協会は、1954年からアメリカ矯正協会（America Correctional Association）として活動するようになった<sup>16</sup>。

1956年にはALAが病院・施設図書館部会（Association of Hospital and Institutional Libraries）を組織した<sup>17</sup>。4年後の1960年、病院・施設図書館部会とアメリカ矯正協会が共同で、施設図書館委員会（Committee on Institution Library）を新設した<sup>18</sup>。同委員会の共同創設は、その後長らく続いていくALAとアメリカ矯正協会の強固な協力関係の礎となった。1962年、アメリカ矯正協会は新たな基準を策定した。同基準はALAとアメリカ矯正協会によって修正が加えられ、1966年にアメリカ矯正協会が公刊した『矯正の諸基準のマニュアル（*Manual of Correctional Standards*）』に収録された<sup>19</sup>。

刑務所図書館が多くの人々の関心を集めたのは、1966年のことである。なぜなら、1966年連邦議会が、各州政府が行う図書館振興施策に対して連邦政府が行う補助金交付の根拠法となる「図書館サービスおよび建設法（“Library Services and Construction Act” 以下: LSCA）」を可決し、同法第4-A章が施設図書館を対象としていたからである。1966年制定の同法で施設図書館が対象とされたことで、州矯正施設図書館に初めて連邦財源が投入され、補助金の交付によって活動が助成されることになった<sup>20</sup>。具体的には、第4章の特殊な州図書館サービスのうち「A 州立施設図書館サービス」に規定されている。規定では、図書やその他の資料、図書館サービスを「刑事施設、少年院、児童自立支援施設、児童養護施設、州によって運営または援助されている一般又は特別な施設や病院にいる受刑者や患者などの人々」に提供するため、州立施設の図書館サービスを発展させることを目的として、連邦政府が補助金を支出する旨が記された<sup>21</sup>。

この頃、州の図書館機関によって刑務所図書館サービス向上のためのロビー活動が活発に行われるようになった。また多くの図書館員が、被収容者が満足に情報にアクセスできない環境にいることに気付いており、被収容者の情報アクセスについての関心が高まっていった<sup>22</sup>。1968年にはALA内に「社会的責任ラウンド・テーブル（Social Responsibilities Round Table）」と称するグループが設置され、同ラウンド・テーブルは、協会内に矯正施設被収容者の権利の承認を訴えた<sup>23</sup>。このように、当時図書館員の間で被収容者の権利が注目され始めていたことについて、Coyleも『読む権利』、収容者が図書館サービスへアクセスする権利、図書館サービスについて助言を受ける権利等の主張は、1960年代末から1970年代の図書館関係文献の中で繰り返し見られる言葉であった<sup>24</sup>と述べている。1968年には、アメリカ法律図書館協会（American Association of Law Libraries）も被収容者に対する法律図書館サービス委員会を設立し、刑務所図書館に法律書を取り揃え、サービスを通じて被収容者の司法アクセスを確保することを目的として活動を始めた<sup>25</sup>。このように、1966年のLSCA制定は、財政

面だけでなく被収容者が図書館サービスを必要としているという事実を広く伝えることで、アメリカの刑務所図書館の発展を後押ししたといえる。

LSCA で施設図書館に対する補助金の交付が定められたことが追い風となり、1970年代には刑務所図書館に初めて図書館司書が採用された。また図書購入のための予算は増額し、またコレクションも増大し、アメリカにおける刑務所図書館サービスは飛躍的進歩を迎えた<sup>26</sup>。1971年には「法執行援助機関法（“Law Enforcement Assistance Administration Act”）」が議会可決し、同法によって刑務所図書館内の法律図書の購入などに資金が拠出されることになった<sup>27</sup>。このような動きを受けて刑務所図書館は、1970年代以降、被収容者に対する法律書の提供を通じて被収容者の司法アクセスを保障することにもその存在意義を見出し始めていた。

1974年カリフォルニア大学バークレー校図書館研究所（Institute of Library Research）が刑務所図書館に関する調査を行い『矯正施設における図書館・情報に関する問題調査最終報告書（*Final Report of the Survey of Library and Information Problems in Correctional Institutions*）』が発表された。同調査はアメリカ保健教育福祉省からの助成金を得て1972年にアメリカ矯正協会と共同で開始された。調査は2年にわたる計画で進められ、受刑者や図書館司書、刑務所の運営者などの経験や見解をもとに、矯正施設図書館プログラムの長所と短所を分析し、問題点や解決策を明らかにし、また考慮すべき問題について概観することを目的として行われた<sup>28</sup>。

1977年、矯正施設被収容者の司法アクセスに関する裁判が行われた。バウンズ対ミス事件（*Bounds v. Smith*）は、ノースカロライナ州の受刑者ミスらが、州が受刑者に法律を調べるための適切な設備を提供せず、裁判所に救済を求める権利を否定したとして、公民権法に基づく民事訴訟を連邦地裁に提起した事件である。

第1審では、州における唯一の刑務所図書館が不適切であること、さらに受刑者に対する他の法的援助の制度がないことを認定し、略式裁判でミス側の主張を認め、州に対して裁判所に救済を求める受刑者の権利を確保するための、憲法上必要な措置をとるよう命じた。略式裁判の結果を受け州は、77の刑務所に収容されているすべての受刑者が利用できるよう、7つの刑務所に法令集、判例集、教科書等を備えた法律図書館を設置するほか、中央刑務所と女子刑務所に小規模の図書館を設置するという計画を提出し、さらに図書館への受刑者のアクセスを保障すること、図書館内に複写機などを備えること、他の受刑者の法律相談に応じられるような受刑者を養成することなどの計画を追加した。この計画に対しミスらは、計画が全体的に不適切であるとし、すべての刑務所に法律図書館を設置するよう要求したが、地裁はこれを却下し、州の計画は裁判所に救済を求める権利を保障するのに十分であるとした。その後両当事者から、自己に不利益な部分に関して控訴がなされたが、第2審では図書館の利用について女子受刑者にも男子と同様の便宜を与えるべきであるとしたほかは、第1審判決を是認した<sup>29</sup>。本裁判においてアメリカ最高裁判所は、州刑務所に対して、法律図書館のコレクションや、

法律の知識を有する人を通して、受刑者の裁判所に救済を求める権利を保障することを指示した。

同裁判での結果を受け、当時州内ではどのような措置が執られたのかを Coyle は次のように説明している<sup>30</sup>。

大多数の刑務所システムは〈略〉収容者の利用に供する法律図書館を設置し、他の収容者の手助けをする一定の必要条件を満たした収容者を法律助手として選任した。一般に、重警備刑務所や中警備刑務所では大きな完備した法律図書館が設置され、一方、軽警備刑務所や作業免除センターでは、通例、基本的な法律図書だけが備え付けられるか、あるいは、収容者が近隣の学術図書館を利用することができる場合には法律図書館は設置されなかった。

以上のように、Coyle は施設の警備度によって判決に対する措置が異なっており、刑務所図書館が設置されなかった施設があったことを説明している。しかし、同判決はアメリカの刑務所図書館の歴史において重要な意味を持っている。

1970 年代後半アメリカでは、刑罰学者などによって、受刑者の改善・更生は不可能であり、受刑者の処遇は社会復帰を視野に入れた寛容なものから、酷しいものへと政策転換すべきであるとの主張がされ始めた。この主張により、被収容者の社会復帰支援や教育プログラムの援助に存在意義を主張していた刑務所図書館は、厳しい立場に追い込まれた。しかし当時刑務所当局は、前出のバウンズ対スミス事件の判決を拠り所として刑務所図書館の法律書購入資金を確保し、さらに LSCA で交付された補助金によって、その他一般資料のための資金を確保した<sup>31</sup>。この出来事を通じて、刑務所図書館が被収容者の司法アクセスを確保する施設であるという性格は、より強く認識されるようになった。

1981 年、1966 年に刊行された『矯正の諸基準のマニュアル』に代わる新たな基準が策定され、アメリカ矯正協会の施設図書館委員会および ALA の病院・施設図書館部会の後身組織である専門・協力図書館部会（Association of Specialized and Cooperative Library Agencies 以下: ASCLA）のメンバーで構成された合同委員会が共同で「成人矯正施設のための図書館基準（“Library Standards for Adult Correctional Institutions”）」を公表した<sup>32</sup>。

翌年の 1982 年には ALA が「被拘禁者の読む権利のための決議（“Resolution on Prisoners’ Right to Read”）」を公表し、刑務所図書館の支援を呼びかけ、同決議は 7 月に ALA 評議員会で採択された。

1992 年には、1981 年に刊行された「成人矯正施設のための図書館基準」の大幅な改訂が行われた。同基準では、受刑者をはじめとする被収容者の読む権利および情報への自由なアクセスの重要性を主張し、刑務所図書館サービスが近隣地域の図書館と同等の

サービスを実施しなければならないことを規定した。

1997年にはLSCAに代わる「図書館サービスおよび技術法（“Library Services and Technology Act”）」が施行したが、同法では施設図書館に対する補助金は交付されず、矯正施設被収容者に対する図書館サービスについて言及されることはなく、その他州事務局からも目立った援助は行われなかった<sup>33</sup>。

2010年には、1982年に採択された「被拘禁者の読む権利のための決議」に代わって、ALAが新たに「被拘禁者の読む権利（“Prisoners Right to Read”）」を採択した。

Lehmannは、現在のアメリカ刑務所図書館サービスの制度について、連邦刑務所システムにおける図書館の設備や蔵書、そしてサービスは、アメリカ合衆国司法省連邦行刑局の管轄下にある。その他に50州それぞれが独自の矯正局あるいは矯正機関を有しており、各矯正機関が州矯正施設やそれに付随する図書館についての責任を有している。カウンティなどの管理下にある拘置センター（Detention Center）等の施設については、近隣の公共図書館や地域のボランティア団体が被収容者に対する資料の提供を行っている事例があると説明している。その上で、アメリカ刑務所図書館サービスの状況について、各施設で実際に提供されているサービスの水準や内容を把握することは困難であるが、矯正施設被収容者の資料・情報へのアクセスは、ほとんどすべての連邦および州刑務所で保障されており、このようなアクセスは多くのジェイルでも保障されている、と述べている<sup>34</sup>。

#### 4.1.3 アメリカ図書館協会による刑務所図書館サービスに関する活動

矯正施設被収容者に対する図書館サービスは、ALAが採択したいくつかの文書で、その必要が主張されている。これまで述べてきたようにアメリカの刑務所図書館は、矯正施設が管轄しており『ALA 図書館情報学用語辞典（ALA Glossary of Library and Information Science）』では、刑務所図書館を「刑事施設の職員および被収容者が利用する、刑事施設が管理する図書館。図書館の資料は一般的な資料のほか、施設内で実施される教育プログラムに役立つ資料や法律書を含む」と説明している<sup>35</sup>。

アメリカにおける被拘禁者に対する図書館サービスについて言及した重要な文書としては、知的自由に関するALAの基本指針である「図書館の権利宣言（“Library Bill of Rights”）」解説文「被拘禁者の読む権利（“Prisoner’s Right to Read”）」<sup>36</sup>がある。

知的自由を奨励し、アメリカにおける図書館サービスの指針を示した「図書館の権利宣言」は、1948年にALAで初めて採択された。同宣言文はその後何度かの改正を受け、現在もALAにおける重要な文書のひとつとなっている。同宣言では「図書館の利用に関する個人の権利は、その人の出身、年齢、経歴あるいは見解によって拒否され、または制限されることがあってはならない」と定めており、図書館があらゆる個人にとって広く開かれた場所でなければならないことを明らかにしている。

この「図書館の権利宣言」には、解説文が作成されている。この解説文は、個別的な



事例に対応するために作成されるもので、必要に応じて随時策定されている。解説文のうち、被拘禁者に対する図書館サービスについて記した「被拘禁者の読む権利」は、2010年6月にアメリカ図書館協会評議会（ALA Council）が採択したものである。この文書を採択するに先立って、1982年ALAでは「被拘禁者の読む権利のための決議」が採択されていた。この決議をもとに、新たな解説文である「被拘禁者の読む権利」が策定された。同決議は、2010年6月29日に採択された後に、2014年7月1日に一部修正されている。



図 4-1 被拘禁者の読む権利を掲載した ALA ウェブページ

出典: “Prisoners Right to Read”. ALA.

<http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/prisonersrightoread>, (参照 2017-01-09).

ALA の策定した「被拘禁者の読む権利」では、ALA が矯正施設等に収容されているあらゆる個人の知的自由を保障することが述べられている。

文書では被拘禁者の情報アクセスの重要性について述べており、冒頭では「拘置所、刑務所、少年鑑別所、少年施設、移民施設や刑務所キャンプ、そして類似のあらゆる施設の隔離された場所にいる個人について〈略〉その知的自由を保持することには、やむにやまれぬ公共的利益がある」と主張している。続いて、1974年に受刑者の郵便物の検閲について争われたプロキュニア対マーティーニズ事件（Procunier v. Martinez）において、当時の連邦最高裁判所判事であった Thurgood Marshall の下した判決文の一部を抜粋した「受刑者の背後で刑務所の扉が閉まっても、彼らの人間性が失われることはない。〈略〉何にもまして、アイデンティティや自尊心へのニーズは、人間性を奪ってしまう刑務所という環境では、より一層欠かすことのできないものとなる」という記

述を掲載している。

同文書には、ALA が情報へのアクセスについてどのように考えているのか、そしてなぜ被拘禁者に対する情報提供が必要なのが示されている。文書では、情報アクセスについて「民主主義社会への参加には、最新の社会的、政治的、経済的、文化的、科学的、宗教的情報に対する自由なアクセスが必要である。塙の外の情報や知識は、出所後の社会適応を円滑にするために必要不可欠である」とし、被拘禁者にとって自由な情報アクセスが必要であることを主張している。同文書の最後には、読む権利の基本的見解を次のように記している。

自由の身にある人々が、司法手続きを通じてある人を隔離する時、人々はその人の道徳的扱い、基本的権利についての責任を負うことになる。そしてこうした権利には、読む権利が含まれる。読むものを選ぶという権利は非常に重要であり、思想の抑制は民主主義社会にとって致命的である。読む、書く、考える、といった知的自由の権利を否定することは、社会から隔離されている人間の精神を退廃させることに繋がる。自由と権利を完全に享受している人々は、知的自由の権利が、収容されているすべての個人に保障されるよう働きかけなければならない。

矯正施設被収容者に対する図書館サービスについては、ALA の立場や方針を示す文書を多数収録している『ALA 方針マニュアル (ALA Policy Manual)』においてもその項目を設けている。同マニュアルは『セクション A. 組織と運営の方針』と『セクション B. 立場声明と方針声明』の 2 つのセクションで構成されている。このうち『セクション B.8 図書館のサービスと責任』に置かれた「B.8.2 矯正施設に対するサービス (Service to Detention Facilities and Jails)」では、公共図書館が矯正施設被収容者に対してサービスを提供することを推奨している<sup>37</sup>。

#### 4.1.4 アメリカ図書館協会による図書館基準の策定

1940 年代から発表されてきた刑務所図書館に関する諸基準は、その後時代の変化に応じて若干の改定が行われてきた。しかし 1970 年代半ばには、このような諸基準に大きく手が加えられ、抜本的に見直されることとなった。その理由を Coyle は以下のように述べている<sup>38</sup>。

第 1 に、裁判所によって命じられた多くの改革、とりわけ裁判所へのアクセスに関する判決が、法律調査のための便宜を与えることが刑務所図書館サービスにおいて考慮すべき主要な事柄であるということを、図書館職に就いている多くの人々に示すことになったからである。第 2 に、成人の刑事施設に特定の適用する基準の必要性が生じてきたからである。第 3 に、一般的なアドバイスに代わる、より具体

的で測定可能な基準が必要とされてきたからである。

以上の理由から、刑務所図書館について時代の状況を考慮した、より具体的な基準の策定が必要となった。そして新たに策定されたのが、1981年に公刊された「成人矯正施設のための図書館基準」である。同基準は1987年ALAに置かれている専門・協力図書館部会（ASCLA）によって見直され、1992年に改訂された。1992年に改訂された「成人矯正施設のための図書館基準」<sup>39</sup>は表4-2の通り構成されていた。

表4-2 成人矯正施設のための図書館基準（1992年）の構成

まえがき (Forward)
序論 (Introduction)
理念 (Philosophy)
基準 (Standards)
1.0 図書館へのアクセス (Access)
2.0 管理 (Administration)
3.0 職員 (Staffing)
4.0 予算 (Budget)
5.0 施設 (Facility)
6.0 サービス (Services)
7.0 資料 (Library Materials)
まとめ (Summary of Key Figure)
付録 (Appendix)
A. 図書館の権利宣言 (Library Bill of Rights)
B. 被拘禁者の読む権利のための決議 (Resolution on Prisoners Right to Read, ALA, 1982)
C. 図書館記録の秘密性に関する方針 (Policy on Confidentiality of Library Records, ALA, 1986)
D. 読書の自由声明文 (Freedom to Read Statement, ALA, 1972)
E. 見る自由 (Freedom to View, ALA, 1979)
F. 1990年 刑務所図書館全国調査 (National Prison Library Survey, 1990)
G. 図書館の役割とアウトプット尺度 (Role Selection and Output Measures)
参考文献 (Bibliography)

出典：ASCLA（1992）の目次をもとに筆者作成

Association of Specialized and Cooperative Library Agencies. Library Standards for Adult Correctional Institutions 1992. American Library Association, 1992.

同基準では、連邦及び州刑務所に適用される刑務所図書館に関する7項目についてその詳細な基準を定めている。刑務所図書館サービス提供にあたって参照されるべき文書については、同基準の理念の部分に記されている。理念では「図書館サービスは、被収容者の読む権利と自由な情報アクセス権を確保する。サービスでは施設の外で利用することができるものと同等の資料やプログラムが提供され、その提供は次のALA文書に従って行われる」としている。ここで提示された文書は、ALAが1953年に初めて採択した「読書の自由声明文（“Freedom to Read Statement”）」や1971年採択の「図書館記録の秘密性に関する方針（“Policy on Confidentiality of Library Records”）」そしてアメリカ・フィルム・ビデオ協会が草案を作成した「見る自由（“Freedom to View”）」を含む、以下の5点である。

- a) 「図書館の権利宣言」
- b) 「被拘禁者の読む権利のための決議」
- c) 「図書館記録の秘密性に関する方針」
- d) 「読書の自由声明文」
- e) 「見る自由」

刑務所図書館サービスの提供にあたっては、これらの文書に従う必要が示された。さらに、理念の最後には「図書館員は、図書館が安全を優先する機関の一部であることを意識しなければならない」との一文が載せられた。

刑務所図書館サービスの手引きとして挙げられたこの5点の文書は、刑務所図書館に関する調査などとともに、同書の巻末に付されている。これらの文書は、矯正施設被収容者に焦点をあてて彼らの有する権利や彼らに対するサービスの必要を直接的に主張したものではない。しかし、これらは被収容者を含むすべての人が享有する普遍的権利を主張した文書であり、被収容者であってもこの権利が奪われることは無いということを示し、被収容者に対する図書館サービスの方向性を示している。

#### 4.1.5 アメリカの刑務所図書館における被収容者を対象としたサービス

アメリカ国内に存在する刑務所図書館は、ウェブサイト“[Directory of State Prison Libraries](#)”<sup>40</sup>を通じて、所在等を知ることができる。ウェブサイトでは、各州にある刑務所図書館の情報を掲載しており、州内の刑務所図書館の情報を得ることができる。

本項では、アメリカ国内の刑務所図書館のうち、カリフォルニア州にあるフォルサム州立刑務所で提供されている図書館サービスについて、カリフォルニア州立図書館の機関誌に掲載された記事に基づいて説明する。

フォルサム州刑務所のある、カリフォルニア州では「カリフォルニア州刑法

（“California Penal Code”）」において、被収容者が新聞や図書を閲読することを認めている。カリフォルニア州刑法のセクション 2601(c)では、暴力や賭博に関する内容を含む一部の資料を除いて、被収容者が新聞や定期刊行物、図書を閲読することを認めている。この規定は、ALA が「被拘禁者の読む権利」を策定する際に参考とした規定である<sup>41</sup>。

フォルサム州立刑務所は、カリフォルニア矯正局によって管理されている施設である。刑務所内では、被収容者の社会復帰を支援するための多様なプログラムが実施されており、刑務所図書館サービスもその一環として提供されている<sup>42</sup>。

2003 年当時、フォルサム州立図書館は、3,875 人の被収容者に対して、フィクション 16,522 冊、ノンフィクション 4,176 冊、法律書 1,449 冊のコレクションを有していたことが記録されている。フォルサム州立刑務所図書館の中でも多くの被収容者に利用されているのが、法律書のコレクションである。フォルサム州立刑務所では、バウンズ対スミス事件の判決で被収容者の司法アクセスの確保が要求されたことを受け、被収容者に対する法律書の提供を積極的に行っている。同記事では、当時のカリフォルニア矯正局教育・プログラム係の主任司書 **Janice Stuter** による「今日刑務所図書館サービスは、被収容者に対する法律書の提供、そして被収容者の教育プログラムの援助という 2 つの役割を担っている。図書館サービスを通じてこの役割を果たすことは、被収容者の自立を支援することに繋がる」という言葉が紹介されている<sup>43</sup>。以上のことから、被収容者に対する図書館サービスでは、教育やレクリエーションに資する図書の提供はもちろん、それだけでなく、法律資料の提供も必要と認識されていることを知ることができる。

## 4.2 イギリスにおける刑務所図書館サービス

本節では、イギリスの刑務所図書館サービスについて調査した。

### 4.2.1 イギリスの矯正施設

イギリスの矯正施設には、刑務所や少年犯罪者施設等があり、これらはすべて「イギリス行刑法（Prison Act, 1952）」に基づいて設置されている。刑事施設は、すべて法務省所管の独立法人である全国犯罪者管理局（National Offender Management Service）に属する行刑庁（HM Prison Service）が統括しているが、これらの施設とは別に民営の施設も存在している。

刑務所（HM Prison）では、受刑者は逃走の可能性を考慮して A～D の 4 つの警備度に区分され、適合する刑務所又は収容区に収容される。刑務所では、受刑者に作業が義務づけられている。しかし、必要があると認められる場合には、作業に代えて教育や訓練が行われる。イギリスでは、受刑者の再犯防止に特に力を入れているため、就労支援等を積極的に行っており、受刑者の釈放後の就職をサポートするため、民間雇用主など民間パートナーによる職業訓練などが導入されている。

成人受刑者以外の、18歳未満の受刑者は、少年犯罪者施設（Young Offender Institution）に収容される。行政庁には、17歳の未決拘禁者および女子少年受刑者、15～17歳の男子少年受刑者並びに18から20歳の若年成人受刑者を収容する少年犯罪者施設があるため、該当する未決拘禁者および受刑者は、少年犯罪施設に収容される。本稿ではこのうち成人受刑者の収容される刑務所を対象とする<sup>44</sup>。

#### 4.2.2 イギリスにおける刑務所図書館サービスの制度的変遷

イギリスにおける刑務所図書館サービス制度に関する主な動きは表 4-3 の通りである。

表 4-3 イギリスにおける被収容者に対する図書館サービスをめぐる動向

1878年	地方刑務所規則で、すべての施設に図書館を設置することが定められる
1920年代後半	公共図書館が開始したアウトリーチ・サービスを開始 サービスの対象には、矯正施設被収容者が含まれていた
1936年	イギリス図書館協会によって刑務所図書館サービスに関する活動が開始する
1940年代	公共図書館が施設被収容者に対する図書館サービスを援助するようになり援助の実態に応じて刑務局が補助金を拠出する
1950年－1960年代	公共図書館と矯正施設の連携が拡大する
1964年	公共図書館・博物館法で包括的図書館サービスの必要が示される
1964年	刑務所規則で刑事施設内の図書館設置が義務付けられる
1975年	イギリス図書館協会の病院図書館・障害者サービス・グループ内に刑務所図書館小委員会が組織される
1978年	政策方針声明「施設被収容者のための図書館施設」発表
1981年	イギリス図書館協会が『刑務所図書館サービスガイドライン』を刊行
1992年	『刑務所図書館：その役割と責任』によりサービスレベル協定の導入が提言される
1997年	『刑務所図書館サービスガイドライン』改訂
1999年	刑務所規則改正
2005年	犯罪者職業技能・雇用局が「犯罪者図書館・学習・情報仕様書」策定
2010年	全国犯罪者管理局が「刑務所図書館仕様書」策定
2014年	全国犯罪者管理局が「刑務所図書館サービス手引書」策定

以下に、表 4-3 で示したイギリスにおける刑務所図書館サービスの制度的変遷を解説する。

イギリスで受刑者に対する図書の提供が始まったのは、19 世紀初頭のことであり、教誨師が受刑者に対して聖書などの宗教的図書を提供していた。19 世紀中期には教誨師に限らず、監獄改革に取り組んだ著名な社会活動家である Elizabeth Fly が受刑者に対して宗教著書を提供していた<sup>45</sup>。受刑者に対する図書の貸与が始まった理由について佐藤貴虎は「一般的に犯罪行為は、精神的道徳的感覚の欠如に由来し、これらの欠如を補うためにも適切な読書材の提供は、受刑者個々人の矯正の中で大きな役割を担う、と考えられていた」<sup>46</sup>とし、図書の貸与が被収容者の道徳改善を目的としていたことを指摘している。実際に図書の提供が始まった当初、受刑者に提供されていた図書は宗教的内容のものがほとんどであり、受刑者に提供される図書は、受刑者の道徳改善に役立つものに限定されていた。1865 年制定の「刑務所規則 (“Prison Act, 1865”）」では、刑務所当局が認めたもの以外一切の図書の閲読は許されないことを規定していた。当時刑務所当局は、被収容者に対する図書の貸与について反感を抱いていたため、施設内の図書スペースには、極僅かな図書しか置かれていなかった。

このような状況が一転したのは、1878 年制定の「地方刑務所規則 (“Local Penal Code, 1878”）」のうち規則 42 で、すべての施設に図書館を設置しなければならないことを規定したことによる。規則では、図書館の蔵書を定期的に見直すことも定められていた。この定めに影響を受け、刑務所内の環境は徐々に変化していき、刑務所内に図書館が設置されるようになった<sup>47</sup>。

19 世紀に被収容者の道徳改善を目的として貸与されていた図書は、その後、被収容者の道徳的向上に資するものという条件のもとで次第にその範囲が広がっていき、20 世紀には娯楽的内容を含む図書も提供が許可されるようになった<sup>48</sup>。1900 年代には、既にいくつかの刑務所で図書館が設置されており、内務省刑務局の刑務所委員会 (Prison Commission) が図書の購入を始めていたが、実際には蔵書のほとんどが公共図書館や私立図書館で廃棄された図書で構成されていた<sup>49</sup>。1911 年に刊行された「矯正施設被収容者に対する図書の供給 (“Supply of Books to the Prisoners in H.M. Prisons and to the Inmates of H.M. Borstal Institutions”）」と題する政府報告書によれば、当時の刑務所図書館は教誨師によって管理されており、教誨師がサービスを提供していることが記録されている<sup>50</sup>。同報告では、当時被収容者に提供されていた図書の分類や内容の実態を詳細に記すとともに、被収容者に対して提供されるべき望ましい図書についての見解が示されている。

1920 年代後半には、公共図書館が病院や刑務所にいる人々に対してアウトリーチ・サービスを開始した。アウトリーチ・サービスとは「施設入所者、低所得者、非識字者、民族的少数者など、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービス

を広げていく活動」<sup>51</sup>である。イギリスの公共図書館では、アウトリーチ・サービスを展開し始めた当初から、矯正施設被収容者がサービスの対象とされており、公共図書館によって被収容者に対する図書館サービスの提供が行われていた<sup>52</sup>。

1930年代にはイギリス図書館協会（**Library Association** 以下: **LA**）が病院図書館に関心を寄せるようになり、病院所図書館委員会の設立や調査の実施を開始した。1936年には刑務所図書館サービスについても検討されるようになり、**LA**は刑務所委員会に対して、刑務所図書館の選書などについてアドバイスを行う図書館員団の選任を提言している<sup>53</sup>。IFLA 東京大会で矯正施設に対する図書館サービス分科会に参加していた天満は、この提言について「図書館として、やはり専門職の関与が必要である、というふうになってきたのは、1936年英国図書館協会の提言が始めのようです。これがその後の刑務所図書館の発展の力になった」<sup>54</sup>と記しており、この提言がイギリスの刑務所図書館の歴史において重要な意味を持つことになったことを記している。1939年には、既に多くの公共図書館が地域の刑務所と連携しており、刑務所における受刑者に対する図書館サービスについて援助を行っていた<sup>55</sup>。

1940年代になると、公共図書館と刑務所が独自の協定を結び、公共図書館から図書を提供してもらうことで、刑務所図書館サービスの水準を向上する事例が出現し始め、1941年以降、公共図書館の刑務所図書館サービスに対する援助に、刑務局が頭割補助金の交付を始めた<sup>56</sup>。公共図書館と矯正施設の連携の先駆けとなったのは、ホレスリー・ベイ少年院とイースト・サフォーク・カウンティ図書館である。1938年イースト・サフォーク・カウンティ図書館は、ホレスリー・ベイ少年院にコレクションの貸出しをすることで、少年院における図書館サービスを援助していた<sup>57</sup>。その他にも、被収容者に対する図書館サービスにおける公共図書館の援助については、当時ダラム刑務所内で運営されていたダラム・カウンティの分館が、館外の利用者グループのニーズに応えるために活動していた<sup>58</sup>。このような刑務所と公共図書館の連携は、1950年代から徐々にイギリス全土に広がっていった。また、1943年にはいくつかの刑務所で、図書館司書のポストが設けられた<sup>59</sup>。

1964年に公布された「公共図書館・博物館法（“**Public Libraries and Museums Act, 1964**”）」では、包括的図書館サービス提供の必要が定められ、同年に制定した「刑務所規則（“**Prison Rules, 1964**” 以下: 「1964年規則」）」でも被収容者に対する図書館サービス規定が置かれた影響で、イギリス国内の受刑者に対する図書館サービス提供への関心が高まり、刑務所における受刑者に対する図書館サービスの提供はさらに拡大していった。

「公共図書館・博物館法」とは、イングランド及びウェールズにおける公共図書館や博物館・美術館などの施設やサービスについて規定した法律である。その制定はサービスの向上や発展を目的としており、公共図書館については、イングランドおよびウェールズにおける公共図書館の設置や運営に関する基本的な事項について定めている。同法



律では、効率的かつ包括的な図書館サービスを最も重視しており、第7条1項では、公共図書館行政庁の一般的義務として「図書館行政庁の図書館区域内に居住もしくは勤務している者、あるいは全日制の教育を受けているすべての人を対象として、包括的かつ効果的な図書館サービスを提供する」ことを規定している<sup>60</sup>。規定では被拘禁者に対して直接図書館サービスを行う義務を明らかにしていないが、効率的かつ包括的サービスの義務を果たすため、必要であれば公共図書館行政庁がその管轄区域内の他の行政庁と協力する義務が課されている。よって公共図書館行政庁は、図書館区域内に居住する、受刑者を含めたすべての人に対して図書館サービスを行う義務が課されている。

「公共図書館・博物館法」と同じく1964年に制定された「1964年刑務所規則」は、イングランド及びウェールズを対象として、矯正施設被拘禁者の処遇や刑事施設について定めた規則である。同規則では、刑務所図書館と図書扱いについて、以下のように規定していた<sup>61</sup>。

(図書室の図書)

### 第三〇条

すべての監獄には、図書室を設けなければならない。そして、内務大臣が定めるところに従って、すべての被収容者は、図書室の図書を所持し、交換することが許されなければならない。

このように「1964年刑務所規則」では、すべての刑務所に対して図書館設置の義務を課している。「1964年規則」は制定から数回の改正を受け、1999年には新たな刑務所規則が策定された。1999年制定の「刑務所規則(“The Prison Rules, 1999”)」の「教育と図書館」の節の下に置かれた規則33では「1964年規則」に記された条文と同様に「すべての刑務所に図書館を設置しなければならない。そして、内務大臣の定めるところに従い、すべての受刑者は、図書館の図書を所持し、交換することが許されなければならない」<sup>62</sup>と規定している。

1975年11月LAは、病院図書館・障害者サービス・グループ(Medical, Health and Welfare Libraries Group)内に、刑務所図書館小委員会(Prison Libraries Subject Group)を組織し、基準の策定や刑務所図書館発展のための活動に取りかかった<sup>63</sup>。

1978年刊行のイギリス教育科学省イングランド図書館諮問委員会による報告書では、当時の国内の刑務所図書館サービスの状況について、以下のように報告している<sup>64</sup>。

現在はすべての矯正施設が、公共図書館から代理店のかたち(the agency basis)で、サービスを受けている。さらに13の刑務所病院は、英国赤十字社からサービスを受けていた。

以上のように、1940年代以降イギリス国内で広がってきた公共図書館と矯正施設の連携は、1964年の法令制定を受けてさらに拡大し、1978年にはすべての矯正施設が公共図書館による援助を受けていた。

1981年、刑務所図書館小委員会は『刑務所図書館サービスガイドライン (“Prison Libraries: Library Association Guidelines for Library Provision in Prison Department Establishments”)』を公刊した。同ガイドラインは、刑務所図書館の蔵書、人事、設備、財政や運営についての基準を詳細に定めていた<sup>65</sup>。ガイドラインは改良が加えられながら長きに渡って刑務所図書館サービスの手引きとして使用され、1997年に改訂された。同ガイドラインの作成にあたっては、1978年に発表された内務省刑務局の政策方針声明である「施設被収容者のための図書館施設 (“Library Facilities for People in Custody”)」を参考としていたが、Boweによれば、同文書は刑務所図書館サービスに関する基準を初めて定めた文書であった<sup>66</sup>。

1992年、内務省刑務局内の刑務所図書館常設委員会 (Standing Committee on Prison Libraries) によって『刑務所図書館：その役割と責任 (*Prison Libraries: Roles and Responsibilities*)』と題する報告書が発表された。中根によれば、同委員会は刑務局や全国州協議会、そしてLAの刑務所図書館グループの代表によって組織されていた<sup>67</sup>。同委員会による報告は、刑務所で図書館サービスを提供するために刑務所と公共図書館行政庁が連携する必要を示唆しており、同報告書において、今日まで適用されているサービスレベル協定の導入が提言された<sup>68</sup>。

2002年にはLAが英国図書館・情報専門家協会 (Chartered Institute of Library and Information Professionals 以下: CILIP) に名称を変更し、2003年にはCILIPの刑務所図書館グループと教育・職業技能省 (Department of Education and Skills) が刑務所図書館の実態調査を行った。この調査の結果を踏まえて、2005年には、イギリス教育・職業技能省内の犯罪者職業技能・雇用局が、行刑庁や公共図書館図書館行政庁、CILIPの刑務所図書館グループとともに新たなガイドラインとなる「犯罪者図書館・学習・情報仕様書 (“The Offender Library, Learning and Information Specification”)」を作成した。同書は2010年に全国犯罪者管理局によって改訂され、新たに「刑務所図書館仕様書 (“Prison Library Specification”)」として発表された<sup>69</sup>。

現在イギリスで行われている受刑者に対する図書館サービスを考える上で重要となるのが、ソーシャル・インクルージョンという概念である。ソーシャル・インクルージョンとは「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」<sup>70</sup>概念のことである。フランスで生まれたとされるこの概念は、今日ヨーロッパ評議会やその加盟国における多くの政策の中心的概念となっている。イギリス政府はこれまで、社会的排除との闘いに率先して取り組んできた。公共図書館における諸政策においても、ソーシャル・インクルージョンは非常に重要なテーマとされている。

1999年10月には、公共図書館を管轄する文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport) から『すべての人々のための図書館: 公共図書館におけるソーシャル・インクルージョン (*Libraries for All: Social Inclusion in Public Libraries*)』が発表された。同書では、ソーシャル・インクルージョンが図書館・情報サービスにおいても重要なテーマであるとし、国の取り組んでいる不平等の排除を、公共図書館がどのように実践するかが具体的に示されている。具体的な内容としては、公共図書館行政庁が、社会的マイノリティや、社会から排除された人々の声に耳を傾け、このような人々がどのようなサービスを必要としているのかをよく検討し、彼らのニーズに応えるようなサービスを提供することが指示された。また、利用者のニーズに応えるため、必要に応じて他のサービス機関と協働することが必要であることが記されている<sup>71</sup>。ソーシャル・インクルージョンが社会的に重要なテーマとされるなかで、公共図書館もこのテーマに沿った変革が必要とされてきた。社会的に排除された人々のなかには、当然受刑者をはじめとする矯正施設被収容者も含まれており、彼らに対しても積極的なサービス提供が必要となった。文化・メディア・スポーツ省が2005年に公刊した『将来へ向けての基本的考え方: 今後10年の図書館・学習・情報 (*Framework for the Future: Libraries, Learning and Information in the Next Decade*)』では、公共図書館サービスの長期的戦略ビジョンを示している。同書では、現代の図書館の使命の根幹に社会的排除 (*social exclusion*) を克服し、地域のアイデンティティを構築して社会参加を進展させる方策を挙げた上で「読めないことにより、人は孤立してしまう。自分の可能性から、周囲の社会から。ますます文字で書かれたものがあふれる文化の中で、読めないことは、社会的にも経済的にも深刻な結果、社会的排除につながる」<sup>72</sup>と記している。そして図書館は人々の読む能力や読みたいという欲求を高める必要があるとし、その実践例を紹介した。例のひとつとして、受刑者に対する図書館サービスも取り上げられており、受刑者に対する図書館サービスについて次のように言及している<sup>73</sup>。

英国行刑庁が統括するすべての刑務所には、図書館担当機関による図書館サービスがある。進歩的な管理体制にあっても、受刑者にはたつぷりと手持ち無沙汰な時間がある。したがって、読むことは刑務所では重要な余暇活動になり得る。十分な図書館サービスの支援があれば、なおさらである。

同書では受刑者に対する図書館サービスの必要について以上のように言及し、受刑者に対する図書館サービスの例として、ノッティンガム市図書館・情報サービス部、英国読書協会、ノッティンガム刑務所をはじめとするいくつかの団体が共同で行っている「ビッグ・ブック・シェア (*The Big Book Share*)」という事業の詳細を描写している。この事業では、図書館員が2週間ごとに刑務所において講座を開催し、受刑者の読む技術の向上を支援している。受刑者は、図書館員によるサポートを受けながら、面会にや

ってきた子供に対して読み聞かせを行っている<sup>74</sup>。ノッティンガム市図書館では、ソーシャル・インクルージョン政策のもとで、受刑者はもちろん、高齢者や障害者に対しても積極的に図書館サービスを提供している<sup>75</sup>。

近年の刑務所図書館の状況については、2013年に発表されたヨーロッパ評議会による報告書『イギリス刑務所の状況 (*Prison Conditions in the United Kingdom*)』において、すべての刑務所に図書館が設置されていることが報告されている。さらに同報告書では、図書館では法律書を取り揃えており、刑務所図書館サービスを通じて受刑者の司法アクセスを確保していることを報告している<sup>76</sup>。また、Boweは2011年の報告において、被収容者人口の80%から90%が刑務所図書館を利用していることを明らかにしている<sup>77</sup>。2014年には、全国犯罪者管理局によって新たに「刑務所図書館サービス手引書 (“Prison Library Service Guidance”)」が作成された。


#### 4.2.3 英国図書館・情報専門家協会による刑務所図書館サービスに関する活動

イギリスの図書館協会であるCILIPには、刑務所図書館グループ (Prison Libraries Group) が組織されており、同グループが刑務所図書館に関する多様な活動を行っている。同グループは実際に刑務所図書館で働いている図書館員を含む、刑務所への図書館サービスに関心があるメンバーで構成されており、刑務所図書館のサービス向上を目指し、定期的に研修や勉強会を実施している。グループはCILIPのウェブサイトで情報を発信しているほか、ソーシャルメディアを使用して広く情報を公開している。

Home / About / Special Interest Groups / Prison Libraries Group

## Prison Libraries Group

The Prison Libraries Group serves the interest of all members concerned with the provision of library services to prison communities. The Group is committed to improving the quality of the service whilst raising the profile of prison libraries.



### Latest Events & Training

Date & Time		
Prison Libraries Group Legal Information Training Day	London	Tuesday, 31 January 2017 - 9:30am to 4:00pm

[View all Events](#)

Prison Libraries Group Social Links

図 4-2 CILIP 刑務所図書館グループのウェブページ

出典：“Prison Libraries Group”. CILIP.

<http://www.cilip.org.uk/about/special-interest-groups/prison-libraries-group>,  
(参照 2017-01-09).

同グループは、刑務所図書館運営における重要な資料となる *Prison Libraries Journal* の刊行や「刑務所図書館員に対する研修（Continuing Professional Development）」の実施を通じて、イギリス国内の刑務所図書館および被収容者に対する図書館サービスを支えている。

多岐にわたるグループの活動のひとつには「刑務所図書館賞（Prison Library of the Year Award）」がある。この賞は、刑務所や少年犯罪者施設に設置された刑務所図書館で働く図書館員達の努力や功労を顕彰するため 2012 年に創設されたものである<sup>78</sup>。この賞の初めての受賞館はルイス刑務所（HMP Lewes）内の刑務所図書館に決定した。ルイス刑務所図書館の受賞理由については、刑務所図書館内で受刑者の再犯防止、リテラシー能力の向上等に資するさまざまな図書館活動を展開していたこと、さらに、図書館員が受刑者に対して刑務所図書館を紹介し利用を積極的に促しており、このような取り組みが大きく評価された<sup>79</sup>。刑務所図書館賞の設立とその受賞については多くのメディアに取り上げられ、普段あまり注目されることのない刑務所図書館の存在やそこでの活動、そこで働く図書館員について周知されるきっかけとなった。

さらに、同グループの特筆すべき活動は、2015 年 8 月に *The Big Question Report* と題する、主にイングランドおよびウェールズ地方の刑務所図書館に関する調査報告書を発表したことである。同報告書は、イギリスの刑務所図書館の動向とサービスの実態を明らかにすることを目的として、2014 年に刑務所図書館グループが行った調査の結果を記したものである。同報告書を通じて、イギリスにおける刑務所図書館サービスの実態を知ることができる<sup>80</sup>。

#### 4.2.4 イギリスにおける刑務所図書館サービスのガイドライン

2014 年に作成された「刑務所図書館サービス手引書」は、表 4-4 の通り構成されている。

表 4-4 刑務所図書館サービス手引書の構成

1. ビジョン (Vision)
2. 方針 (Expectation)
3. サービスレベル協定 (The Service Level Agreement)
4. 管理 (Management)
5. コレクション (Library Stock)
6. 職員と研修 (Staff and Training)
7. サービス (Services)

Prison Library Service Guidance (2014) p. 13-23 をもとに筆者作成

出典：“PSI 02/2015: Prison Library Service”. National Offender Management

Office. <http://www.justice.gov.uk/downloads/offenders/psipso/psi-2015/psi-02-2015-prison-library-service.pdf>, (参照 2017-01-09).

同手引書は、表 4-4 の構成のもとで、刑務所図書館および被収容者に対する図書館サービスについて規定している。同手引書の特徴は、刑務所図書館サービスの提供が被収容者の生活再建と社会復帰の支援を目的としていることを、特に明確にしている点である。

手引書のビジョンでは、刑務所図書館サービスを通じて、図書や聴覚・視覚資料など、多様な資料を提供することは、被収容者の社会復帰と生活再建を支援し、社会への再統合に繋がる、と記している。このような記述は 2010 年の「刑務所図書館仕様書」にも見受けられる。同仕様書のビジョンでは、施設被収容者に対して図書などの多様な資料を提供することは、被収容者の学習やスキルの向上を支援し、余暇時間の活用に貢献し、被収容者の生活再建を手助けするとしている。続いて、出所後の図書館の利用を促すことにも繋がり、これが被収容者の社会復帰を援助するということを記している<sup>81</sup>。

このような記述の背景には、被収容者に対して資料を提供し、彼らの生活再建を助け、生活を立て直すにあたっての障壁を取り除いていくことは、矯正施設からコミュニティへの統合を円滑にするとの考えがある。さらに、社会的に孤立することが多い被収容者に出所後の図書館利用を促し、彼らの居場所を図書館に確保することは、社会への再統合を後押しするとの考えがある。被収容者の居場所を確保することの重要性について、葛野尋之は、次のように述べている<sup>82</sup>。

犯罪にかかわった人の再犯防止は、その社会復帰の結果として捉えられなければならない。このとき、犯罪にかかわった人の社会復帰のためには、それらの人の生活再建 (resettlement) という視点から、より広汎な社会的援助が必要とされるであろう。本来、社会復帰は、犯罪にかかわった人が刑事施設のなかで職業訓練、教科指導、治療的処遇など、さまざまな処遇を受けることによって社会に適応する力を強め、回復することとともに、社会の側がその人の「居場所」を用意し、その人を社会の一員として迎え、受け入れる、この意味における社会的受容を不可欠のものとして要求する。社会復帰は、行為者の社会適応と社会の側の受容とをいずれも不可欠の構成要素とするのである。

葛野が指摘した通り、矯正施設被収容者の出所後の社会復帰には、被収容者自身の努力はもちろん必要であるが、同時に社会が彼らを受け入れる姿勢や体制も必要不可欠である。この記述と仕様書の内容を照らし合わせると、イギリスの刑務所図書館サービスは、その提供を通じて彼らの出所後の刑務所図書館利用を促し、出所後に地域の図書館が、出所者の「居場所」となり、彼らを受け入れて引き続き生活再建を支援することに

繋がるような刑務所図書館サービスを提供することを目指していることがわかる。

全国犯罪者管理局が作成したガイドラインを通じて、同局が刑務所図書館サービス提供の目的に、被収容者の社会復帰と生活の再建の支援を置いていること、そして公共図書館行政庁に限らず、全国犯罪者管理局の政策にもソーシャル・インクルージョンの概念が浸透していることがわかる。

また、刑務所図書館サービスの提供について、全国犯罪者管理局によって 2015 年に作成された刑務所図書館に関する報告では「1999 年刑務所規則」の規則 33 を挙げている<sup>83</sup>。

#### 4.2.5 イギリスの刑務所図書館における被収容者を対象としたサービス

刑務所についての詳細な情報を公開している国が少ない中で、イギリスではいくつかの施設がインターネット上で施設の情報を公開しており、刑務所内の図書館についての情報を発信している施設もある。

バーミンガム刑務所（HMP Birmingham）は、刑務所の情報をインターネット上で公開している施設のひとつである。刑務所のウェブサイトでは、バーミンガム刑務所は被収容者の社会復帰や生活再建のために多様なプログラムを提供していること、刑務所にはカテゴリーBに分類された 1450 人の男性の成人受刑者と未決拘禁者が収容されていることが記されている。

ウェブサイトでは、刑務所内に設けられた図書館についての情報も公開しており、資料やプログラムについての情報を知ることができる。バーミンガム刑務所図書館がインターネット上で公開している刑務所図書館の情報をもとに、バーミンガム刑務所図書館で提供されているプログラムを以下に紹介する。

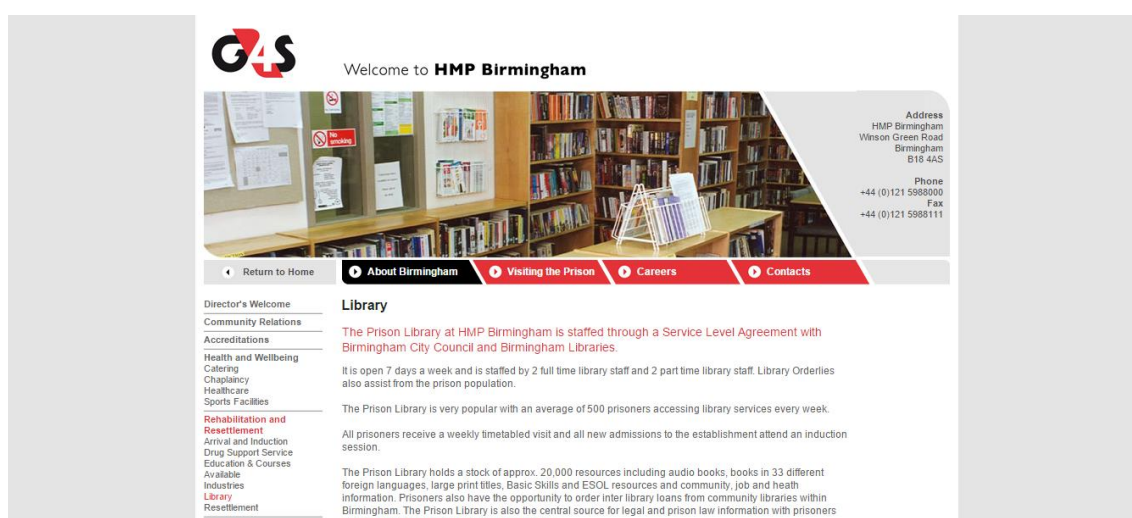


図 4-3 バーミンガム刑務所図書館のウェブページ

出典: “Library”. HMP Birmingham.

<http://hmpbirmingham.co.uk/about/about-rar/about-rar-1/>, (参照 2017-01-09).

ウェブサイトでは、バーミンガム刑務所図書館が、バーミンガム市カOUNシル (Birmingham City Council) およびバーミンガム市内のいくつかの図書館とサービスレベル協定を結んでおり、協定のもとでサービスが提供されていることが記されている。さらに、刑務所図書館は毎日開館しており、フルタイムとパートタイムの職員各 2 名と、被収容者がアシスタントとして働いていることが記されている。刑務所図書館の存在は特別なものではなく、毎週平均 500 人の被収容者が図書館サービスにアクセスしている。図書館は、オーディオ・ブックを含む約 20,000 の資料を有しており、資料には英語以外に 33 の言語で表記された資料が含まれ、学習用の資料や、仕事や健康についての図書なども有している。図書館はそのほかにも、多くの法律書や刑務所規則についての資料を揃えている。また、利用者は図書館内の資料に限らず、ILL を通じてバーミンガム市内の図書館から資料を借りることもできる。

バーミンガム刑務所図書館のウェブサイトでは、刑務所図書館内で行われているプログラムについても紹介されている。図書館では、図書館員や外部の組織によって多様なプログラムが提供されている。プログラムの多くは被収容者のリテラシー能力の向上に資するものなどの学習支援に関するものである。図書館内で実施されているプログラムのうち、最近注目されているプログラムが **Storybook Dads** である。

**Storybook Dads/Mums** は、**Storybook Dads Charity** という団体によって提供されている、被収容者と家族の繋がりを維持・継続することを目的としたプログラムである。

刑務所は、その処遇を通じて、出所後の再犯罪を防止する役割を担う施設でもある。再犯罪を予防するためには、被収容者の円滑な社会復帰が不可欠であるが、これには、被収容者が社会との良好な関係を維持・継続することが必要である。しかし実際には、自由社会から隔絶され、外部との接触手段が限定されている被収容者が人間関係や社会との関係を継続して保つことは、非常に困難なことである。特に、彼らが犯罪者であることから、施設収容によって断ち切れてしまった人や社会との繋がりを出所後に作り直すことは、容易なことではなく、一般的に犯罪者は社会的に排除されやすいと言われている。犯罪者の社会的排除について、小長井賀興は「仕事がないこと、家がないこと、支援してくれる人間関係がないことは、まさに社会からの孤立を意味する。社会的排除と言われるものである。社会的排除は犯罪者に限った現象ではないが、犯罪者は他者や社会の法益の加害者であるだけに排除され易く、一層排除の程度が深まり易い」<sup>84</sup>とし、犯罪者は、社会的排除の程度が深まり易いことを指摘している。

被収容者の社会復帰を助ける存在として、彼らが家族との良好な関係を維持することは、非常に重要である。特に、マンデラ・ルールでもいくつかの規則で被収容者とその家族の関係について言及しており、刑事施設に収容されていても、家族との関係を維持・発展させることが重要であるとの認識が示されており、受刑者が家族と良好な関係を保



つことができるようサポートすることが定められている。

刑事施設に収容され、家族や友人をはじめとした、これまでの人間関係が一切断たれてしまうと、出所後に社会から孤立し、再犯を誘発する恐れがある。このため、受刑者とその家族が関係を維持できるようサポートする取り組みが必要とされている。特に、長期間拘束を受ける受刑者とその子供が関係を維持することは大変難しく、服役中も出所後も良好な関係を続けられるような取り組みが必要とされてきた。

このような状況を受け、2002年に刑務所でボランティア活動をしていた **Sharon Berry** が開始した **Storybook Dads/Mums** は、受刑者による図書の読み聞かせを動画や音声として DVD や CD に収録し、メッセージとともに受刑者の子供へ送るサービスである。プロジェクトの運営は、2003年に設立した **Storybook Dads Charity** によって行われており、読み聞かせの収録や編集作業などはチャリティーのメンバーと、一部の被収容者によって行われている。

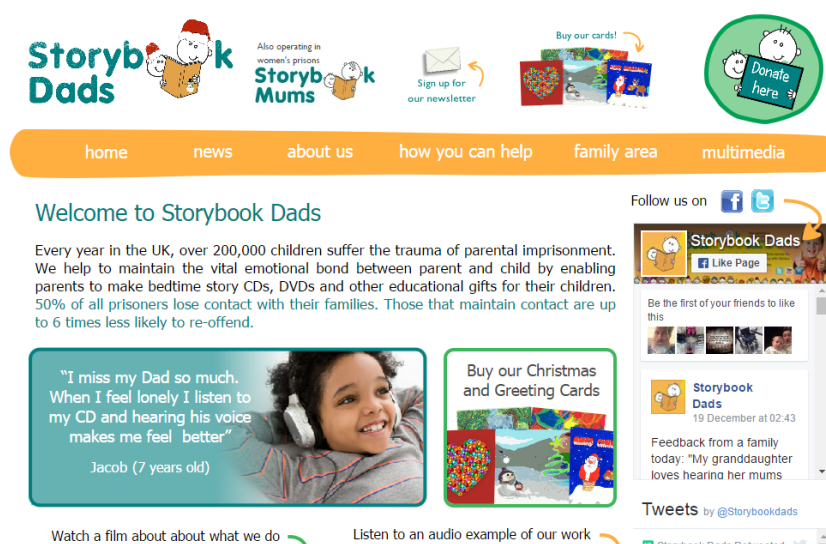


図 4-4 Storybook Dads のウェブサイト

出典: “Welcome to Storybook Dads”. StorybookDads.

<http://www.storybookdads.org.uk/>, (参照 2016-12-29).

読み聞かせる図書については、既に図書館にある物語を読む場合もあるが、受刑者が自ら創作する場合もある。図書館員は、被収容者のリテラシー能力に見合う図書の選定作業や、創作に必要な資料を提供するなどして、彼らの活動を支援している。また、被収容者にとって読むことや書くことが困難である場合には、その練習を一緒に行うこともあり、これらを通じてプログラムに協力している。

**Storybook Dads/Mums** を主催する団体が公開しているウェブサイトでは、プログラムに参加している施設が掲載されている。これによれば、バーミンガム刑務所図書館を

始めとして、イギリス国内の多数の刑務所がこのプロジェクトに参加しており、このプログラムは多くの場合、各施設の刑務所図書館あるいは施設内の教育拠点で実施されている。

---

<sup>1</sup> 同節は以下の文献に依拠してまとめた。

赤田実穂. “11.3 刑事施設: 刑務所、少年刑務所、拘置所”. 法と心理学の事典. 越智啓太, 藤田政博, 渡邊和美. 朝倉書店, 2011, p. 467-468.

<sup>2</sup> Rubin, Rhea J. U.S. Prison Library Services and Their Theoretical Bases. Occasional Papers, University of Illinois Graduate School of Library Science, 1973, No. 110, p. 3.

<https://www.ideals.illinois.edu/bitstream/handle/2142/3853/gslisoccasionalpv00000i00110.pdf?sequence=1>, (参照 2017-01-06).

<sup>3</sup> Coyle, William J. アメリカの刑務所図書館. 中根憲一訳. 日本図書館協会, 1994, p. 37.

<sup>4</sup> 前掲 2, p. 3.

<sup>5</sup> Sullivan, Larry E. “Prison Libraries”. International Dictionary of Library Histories: Vol. 1. Stam, David H. Fitzroy Dearborn Publishers, 2001, p. 138.

<sup>6</sup> Scott, Carrie E. Manual for Institution Libraries. American library association publishing board, 1916, 38p.

<sup>7</sup> 前掲 3, p. 39.

<sup>8</sup> 前掲 2, p. 4.

<sup>9</sup> 前掲 3, p. 42.

<sup>10</sup> MacCormick, Austin H. “The Library as an Agency of Education”. The Education of Adult Prisoners: a survey and a program. National Society of Penal Information, 1931, p. 150-179.

<sup>11</sup> Jones, Edith Kathleen ed. The prison library handbook. American Library Association, 1932, 181 p.

<sup>12</sup> “The Month at Random”. Wilson Bulletin for Librarians. vol. 13, no. 5. 1939, p. 334.

<sup>13</sup> Bailey, Andree. Standards for Library Service in Institutions: A. In the Correctional Setting. Library Trends, 1972, vol. 21, no. 2, p. 261.

<sup>14</sup> 前掲 3, p. 4.

<sup>15</sup> 前掲 13, p. 261-262.

<sup>16</sup> “The History of the American Correctional Association”. American Correctional Association.

[http://www.aca.org/ACA\\_Prod\\_IMIS/ACA\\_Member/About\\_Us/Our\\_History/ACA\\_Member/AboutUs/AboutUs\\_Home.aspx?hkey=0c9cb058-e3d5-4bb0-ba7c-be29f9b34380](http://www.aca.org/ACA_Prod_IMIS/ACA_Member/About_Us/Our_History/ACA_Member/AboutUs/AboutUs_Home.aspx?hkey=0c9cb058-e3d5-4bb0-ba7c-be29f9b34380), (参照 2017-01-07).

<sup>17</sup> 前掲 2, p. 6.

<sup>18</sup> 前掲 13, p. 263

<sup>19</sup> 前掲 13, p. 262.

<sup>20</sup> 前掲 5, p. 138.

<sup>21</sup> 刑事施設被収容者等に対する図書館サービスについては § 401 に規定がある。

Library Services and Construction Act of 1966, (Public Law 89-511), United States Government Publishing Office の Federal Digital System より入手。

---

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-80/pdf/STATUTE-80-Pg313.pdf>, (参照 2016-12-31).

<sup>22</sup> 前掲 5, p. 138.

<sup>23</sup> 前掲 3, p. 63.

<sup>24</sup> 前掲 3, p. 62.

<sup>25</sup> Vogel, Brenda. “Reachin’ Behind Bars: Library Outreach to Prisoners, 1798-2000”. *The Prison Library Primer: A Program for the Twenty-First Century*. Scarecrow Press, 2009, p.10.

<sup>26</sup> 前掲 5, p. 138.

<sup>27</sup> 前掲 25, p. 10.

<sup>28</sup> LeDonne, Marjorie. *Survey of Library and Informational Problems in Correctional Facilities: A Retrospective Review*. *Library Trends*, 1977, p. 54.

<sup>29</sup> 高橋則夫. 州は、刑務所に法律図書館を設けることによって、連邦裁判所に救済を求める受刑者の権利を保障しなければならないか: *Bounds v. Smith*, 430 U.S. 817 (1977). *判例タイムズ*, 1979, vol. 30, no. 18, p. 41-42.

<sup>30</sup> 前掲 3, p. 68.

<sup>31</sup> 前掲 5, p. 139.

<sup>32</sup> 前掲 3, p. 82.

<sup>33</sup> 前掲 5, p. 139.

<sup>34</sup> Lehmann, Vibeke. *Library and Information Services to Incarcerated Persons: Global Perspectives: Challenges and Accomplishments in U.S. Prison Libraries*. *Library Trends*. 2011, vol. 59, no. 3, p. 490-491.

<sup>35</sup> “prison library”. *ALA Glossary of Library and Information Science*. Levine-Clark, Michael.; Carter, Toni M. 4th ed., American Library Association, 2013, p. 201.

<sup>36</sup> 以下本文に記載した「被拘禁者の読む権利」の権利文はすべて次の文書を参照している。

*Prisoners Right to Read: An Interpretation of the Library Bill of Rights*. American Library Association.

<http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/prisonersrightoread>, (参照 2017-01-07).

<sup>37</sup> “B.8.2 Service to Detention Facilities and Jails”. *ALA Policy Manual Section B: Positions and Public Policy Statements*. ALA Council, p. 33-41.

[http://www.ala.org/aboutala/sites/ala.org.aboutala/files/content/governance/policymannual/cd\\_10\\_2\\_Section%20B%20New%20Policy%20Manual-1%20%28final%205-4-2016%20with%20TOC%29.pdf](http://www.ala.org/aboutala/sites/ala.org.aboutala/files/content/governance/policymannual/cd_10_2_Section%20B%20New%20Policy%20Manual-1%20%28final%205-4-2016%20with%20TOC%29.pdf), (参照 2017-01-07).

<sup>38</sup> 前掲 3, p. 81.

<sup>39</sup> Association of Specialized and Cooperative Library Agencies. *Library Standards for Adult Correctional Institutions 1992*. American Library Association, 1992, 47p. 後述する「理念」については p. 10 に記載されている。

<sup>40</sup> *Directory of State Prison Libraries*. <https://wiki.sos.wa.gov/ils/MainPage.ashx>, (参照 2016-12-30).

<sup>41</sup> “Resolution on Prisoners' Right to Read”. ALA.

<http://www.ala.org/ascla/resources/prisonrights>, (参照 2017-01-09).

<sup>42</sup> “Folsom State Prison, Inmates Program”. California Department of Corrections and Rehabilitation. [http://www.cdcr.ca.gov/Facilities\\_Locator/FSP-programs.html](http://www.cdcr.ca.gov/Facilities_Locator/FSP-programs.html), (2017-01-08).

<sup>43</sup> Dalton, Sarah. “Folsom Prison Library”. *The California State Library Connection* 33 (March 2003), p. 1-2.

---

[http://www.library.ca.gov/newsletter/2003/CSL\\_Connection\\_0303.pdf](http://www.library.ca.gov/newsletter/2003/CSL_Connection_0303.pdf), (参照 2017-01-08).

<sup>44</sup> 前掲 1, p. 468-469.

<sup>45</sup> 前掲 5, p. 139.

<sup>46</sup> 佐藤貴虎. イギリスの公共図書館におけるソーシャル・インクルージョンの一考察: マンチェスター刑務所図書館を例として. 図書館情報学研究, 2002, no. 1, p. 20.

<sup>47</sup> “Prison Libraries”. Report of the Departmental Committee on the supply of books to the prisoners in H.M. prisons and to the inmates of H.M. Borstal institutions, Prison Libraries Committee. H.M.S.O., 1911, p. 29.

<sup>48</sup> 前掲 5, p. 139.

<sup>49</sup> イギリス教育科学省. “受刑者へのサービス”. 図書館サービスの拡大を求めて: イギリス公立図書館とアウトリーチ・サービス(The Libraries’ Choice). 川崎良孝, 越後真知子, 小木曾真訳. 図書館問題研究会愛知支部, 1983, p. 45.

<sup>50</sup> 前掲 47, p. 4.

<sup>51</sup> 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. “アウトリーチ”. 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 図書館情報学用語辞典. 第4版, 丸善出版, 2013, p. 1.

<sup>52</sup> Kelly, T.; Kelly, E. “全国サービスに向かって”. イギリスの公共図書館. 原田勝, 常盤繁訳. 東京大学出版会, 1983, p. 173.

<sup>53</sup> 前掲 52, p. 173.

<sup>54</sup> 天満隆之輔. 刑務所図書館についての考え方〈研究例会報告(第80回)-IFLA 東京大会記念〉. 図書館界. 1987, vol. 39, no. 3, p. 122-124.

<sup>55</sup> 前掲 52, p. 173.

<sup>56</sup> 前掲 49, p. 45.

<sup>57</sup> Rowlinson, Penelope A. “A Survey of the Provision and Use of Library Services in Certain London Prison”. The Provision and Use of Library and Documentation Services: Some Contributions from the University of Sheffield Postgraduate School of Librarianship. Saunders, Wilfred Leonard ed. Pergamon Press, 1966 p. 56.

<sup>58</sup> 前掲 52, p. 233.

<sup>59</sup> 前掲 57, p. 56.

<sup>60</sup> “Public Libraries and Museums Act, 1964” § 7(1). [legislation.gov.uk](http://www.legislation.gov.uk),

[http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1964/75/pdfs/ukpga\\_19640075\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1964/75/pdfs/ukpga_19640075_en.pdf), (参照 2017-01-09).

<sup>61</sup> イギリス 1964 年監獄規則 (The Prison Rules 1964, England and Wales) (1981 年までの改正を含む)

法務省矯正局. 被拘禁者の図書、新聞紙等の閲覧規則と実態. ジュリスト. 1983, no. 799, p. 27.

<sup>62</sup> 中根憲一. 刑務所図書館: 受刑者の更生と社会復帰のために. 出版ニュース社, 2010, p. 110.

<sup>63</sup> 前掲 49, p. 46.

<sup>64</sup> 前掲 49, p. 46.

<sup>65</sup> Broome, E M. “Foreword”. Prison Libraries: Library Association Guidelines for Library Provision in Prison Department Establishments. Library Association. Library Association Publishing, 1981, p. 5.

<sup>66</sup> Bowe, Carole. Library and Information Services to Incarcerated Persons: Globals: Recent Trends in UK Prison Libraries. Library Trends. 2011, vol. 59, no. 3, p. 428.

<sup>67</sup> 中根憲一. “図書館サービス協定の締結が進む英国の公共図書館と刑務所”. カレント

---

アウェアネス. <http://current.ndl.go.jp/ca1004>, (参照 2017-01-10).

<sup>68</sup> “Prison Service Order 6710: Prison Libraries”. HM Prison Service.  
[http://www.insidetime.org/download/rules\\_&\\_policies/pso\\_\(prison\\_service\\_orders\)/PSO\\_6710\\_prison\\_libraries.pdf](http://www.insidetime.org/download/rules_&_policies/pso_(prison_service_orders)/PSO_6710_prison_libraries.pdf), (参照 2017-01-06).

<sup>69</sup> 前掲 66, p. 430.

<sup>70</sup> “ソーシャルインクルージョン(social inclusion)”. 日本障害者リハビリテーション協会情報センター. 障害保健福祉研究情報システムより.  
[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social\\_Inclusion.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Inclusion.html), (参照 2017-01-09).

<sup>71</sup> Libraries for All: Social Inclusion in Public Libraries. Department for Culture, Media and Sport, 1999, p. 5.  
[http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20121204113822/http://www.culture.gov.uk/images/publications/Social\\_Inclusion\\_PLibraries.pdf](http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20121204113822/http://www.culture.gov.uk/images/publications/Social_Inclusion_PLibraries.pdf), (参照 2017-01-09).

<sup>72</sup> 英国文化・メディア・スポーツ省. “本、読書、学習”. 将来に向けての基本的考え方：今後 10 年の図書館・学習・情報. 永田治樹, 小林真理, 小竹悦子訳. 日本図書館協会, 2005, p. 25.

<sup>73</sup> 前掲 72, p. 27.

<sup>74</sup> 前掲 72, p. 27.

<sup>75</sup> Roger Parish. “Social Inclusion and Nottingham City Libraries”. Nottingham City Library and Information Service.  
[http://www.bibliotheksportal.de/fileadmin/user\\_upload/content/themen/kunden/interkulturell/dateien/Parish\\_Social\\_inclusion\\_Nottingham.pdf](http://www.bibliotheksportal.de/fileadmin/user_upload/content/themen/kunden/interkulturell/dateien/Parish_Social_inclusion_Nottingham.pdf), (参照 2017-01-23).

<sup>76</sup> Arianna Silvestri. Prison Conditions in the United Kingdom (European Prison Observatory). 2013, p. 35-36.  
<http://www.prisonobservatory.org/upload/PrisonconditionintheUK.pdf>, (参照 2017-01-06).

<sup>77</sup> 前掲 66, p. 442.

<sup>78</sup> “英国図書館・情報専門家協会 (CILIP)、初の刑務所図書館アワード授賞館を発表”. カレントアウェアネス・ポータル. <http://current.ndl.go.jp/node/22288>, (参照 2017-01-09).

<sup>79</sup> “Winner of the first ever Prison Library of the Year Award announced”. CILIP.  
<http://www.webarchive.org.uk/wayback/archive/20121115153133/http://www.cilip.org.uk/news-media/Pages/news121107.aspx>, (参照 2017-01-09).

<sup>80</sup> “The Big Question Report”. CILIP Prison Libraries Group. 2015, 39p.  
[http://www.cilip.org.uk/sites/default/files/documents/prlg\\_big\\_question\\_report\\_0.pdf](http://www.cilip.org.uk/sites/default/files/documents/prlg_big_question_report_0.pdf), (参照 2017-01-09).

<sup>81</sup> “The Prison Library Service”のうち、文書付録 A 「刑務所図書館仕様書」 2 ページを参照した。PSI 45/2011: The Prison Library Service, HM Prison Service.  
<https://www.justice.gov.uk/offenders/psis/prison-service-instructions-2011>, (参照 2017-01-04).

<sup>82</sup> 葛野尋之. “社会復帰とソーシャル・インクルージョン: 本書の目的とイギリスにおける展開”. 犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン. 日本犯罪社会学会, 現代人文社, 2009, p. 14.

<sup>83</sup> “PSI 02/2015: Prison Library Services”. National Offender Management Service. p. 2, <http://www.justice.gov.uk/downloads/offenders/psipso/psi-2015/psi-02-2015-prison-library-service.pdf>, (参照 2017-01-10).

---

<sup>84</sup> 小長井賀與. “日本の犯罪状況”. 犯罪者の再統合とコミュニティ：司法福祉の視点から犯罪を考える. 成文堂, 2013, p. 15.

## 5. 結論

本章では、第2章から第4章で行った文献調査の結果をもとに、刑務所図書館サービスの理念および制度を考察する。

### 5.1 刑務所図書館サービスの理念

本節では、主に第2章および第3章の調査結果をもとに、刑務所図書館サービスの理念を考察する。

#### 5.1.1 被拘禁者処遇関係文書に見る刑務所図書館サービスの理念

被拘禁者処遇について定めた国際文書では、拘禁状態にある者についても個人を尊重した扱いがなされなければならないという現代の処遇方針を示しており、被拘禁者の人権保障の必要が謳われている。世界人権宣言で述べられた「情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由」は、すべての人が享有することができる普遍的人権のひとつであり、この自由は基本的人権の中核を成すものである。そのため、これはすべての人に必ず保障されるべきものであり、当然、基本的人権が保障される被拘禁者にも保障される。

この基本的理念から、被拘禁者処遇について定めた国際文書では、被拘禁者に対する情報の提供を定めている。さらに、自ら図書館や書店にアクセスすることができない被拘禁者が情報を入手する手段として、施設内に図書館を設けることを規定している。

被拘禁者の表現の自由を保障するという基本的理念のもとで設置された刑務所図書館で実施される被拘禁者に対する図書館サービスは、被拘禁者の社会復帰と結びつけて考えられており、主に次の2つの側面で被拘禁者の社会復帰を支援すると認識されている。

##### (1) 社会との関係継続

被拘禁者の処遇は、社会復帰とその先にある社会的再統合を目標としており、この目標の達成には、被拘禁者個人が社会との関係を維持・継続することが必要不可欠であるとされている。そして被拘禁者と社会との関係は、新聞・定期刊行物を閲読することを通じて、被拘禁者が外部の情報にアクセスすることによって、維持・継続され得ると考えられている。

基準実施ハンドブックでは、被拘禁者の情報アクセスについて「施設の外部で適法に獲得できるすべてのメディアへの完全なアクセスが認められることが適切な実務である」としているが、これは刑務所生活と自由な生活との差異を最小化し、被拘禁者の円滑な社会復帰を支援することに繋がる。被拘禁者が社会との良好な諸関係を維持・継続することは、出所後の社会適応のためには必要不可欠である。被拘禁者の刑務所図書館サービスを通じた情報アクセスは、施設収容により自由社会から隔離された被拘禁者が、社会との関係を継続する1つの手段と考えられている。

## (2) 施設内教育の補助

刑務所図書館の設置を定めたすべての規定では、その資料に、レクリエーションおよび教育に関するものを含まなければならないことを規定している。このため、矯正関係者は、刑務所図書館サービスを施設内のレクリエーションおよび教育に役立てようとする狙いがあったと考えられる。レクリエーションについては、娯楽の少ない刑務所内において、提供される資料をレクリエーションに役立てようとしたことは自明である。

他方、刑務所図書館サービスを施設内の教育に役立てようとした点について、この考察を補強するのが、ヨーロッパ刑事施設規則およびヨーロッパ評議会による報告書『矯正施設の教育 (*Education in Prison*)』である。ヨーロッパ刑事施設規則では、刑務所図書館の規定が教育と題する節のもとに置かれており、さらに同報告では、刑務所図書館サービスが施設内で行われる教育を補助することを明らかにしている。施設で提供される教育サービスは、処遇の目標が社会復帰と社会的再統合に設定されていることから、その内容についても、個人の社会復帰に焦点が当てられ、自由社会において自立的生活を送り、社会参画するための力を養うことを目指していると考えられる。刑務所図書館は被収容者に対する図書館サービスを通じて、このような教育サービスを支える施設である。言い換えれば、刑務所図書館は図書館サービスを通じて施設内の教育を補助することによって、間接的に被収容者の社会復帰を支援する施設内の機関であるといえる。

### 5.1.2 図書館関係文書に見る刑務所図書館サービスの理念

図書館は、資料や情報を人々の求めに応じて提供することを目的とした社会的機関である。刑務所図書館も同じように、利用者の求めに応じて資料や情報を提供することを目的とした矯正施設内の機関である。この目的は、刑務所図書館の発生から現在まで変わらず、いかなる時代においても、刑務所図書館サービスの目的は被収容者に対して図書をはじめとする資料や情報を提供することにある。

一方で、刑務所図書館サービスの理念は、主に国内の刑罰思想や処遇方針に影響を受け、これまで変化を続けてきた。現在、刑務所図書館サービス提供の根拠となっているのは、被収容者の権利の保障である。刑務所図書館サービスは、被収容者の表現の自由はもちろん、学習権、読書権など、基本的人権の枠組みで保障されるいくつかの権利にサービス提供の根拠を見出し、図書館サービスを通じてこれを確保することを目指している。このため、現在広く共有されている刑務所図書館サービスの理念の中核を成しているのは、被収容者の学習権、読書権、情報アクセス権の保障である。刑務所図書館サービスを通じて彼らの権利を保障するなかで、被収容者にはリテラシー能力の向上、個人的・文化的興味や生涯学習などに関する機会が与えられる。これは、被収容者の能力や精神の涵養を促し、被収容者の社会復帰を支援することに繋がると考えられている。



先に述べたように、刑務所図書館サービスの理念はその歴史の中で一貫したものではなく、これまで変化を続けてきた。例えばアメリカの刑務所図書館の発生は、18世紀に遡るが、この時代には被収容者の人権保障が議論されることはなかった。そのため、当然彼らの人権が刑事施設の運営において考慮されることは無かった。このような状況から、被収容者の基本的権利が広く認められ、これを保障するためにサービスを提供するのだ、という人々を納得させるに足る確固たる理念を導き出すに至るまでは、各時代の刑罰思想や刑事政策から刑務所図書館に期待される役割を導き出し、これをサービスに反映することで有用性と必要性を広く主張し、被収容者に対する図書館サービスの提供を続けてきた。被収容者の社会復帰を支援し再犯を防止するための取り組みの必要が叫ばれ、被収容者の権利保障の必要が社会的に認められるようになった近年の状況に、揺るぎない存在意義を見出した刑務所図書館および被収容者に対する図書館サービスは、今後より一層の拡がりを見せることが予想される。

### 5.1.3 刑務所図書館サービス理念の総括

刑務所図書館サービスは、被拘禁者の表現の自由を保障するという基本的理念のもとで提供されている。さらに、被拘禁者処遇関係文書および図書館関係文書のどちらにおいても、被拘禁者の自由を保障することが彼らの社会復帰を支援することに繋がるという共通の見解を示している。

本研究で刑務所図書館サービスの理念を明らかにする過程で、刑務所図書館サービスにおいては、矯正施設への「貢献」が重要であることが浮かび上がった。刑務所図書館は独立した組織ではなく、矯正施設内の一施設、一組織である。この特徴から、刑務所図書館が提供するサービスの内容は矯正施設の意向や処遇方針に従う必要があり、さらにその存続のためには、サービス提供を通じて、矯正施設の職員や矯正関係者から刑務所図書館が必要な施設であるとの認識を獲得する必要がある。そしてこの認識を獲得するためには、矯正施設内の処遇に貢献することが求められる。このことから、被拘禁者処遇関係文書および図書館関係文書において、被拘禁者の権利保障が彼らの社会復帰を推進するという同一理念を共有することは、刑務所図書館サービスの存続および発展のためには欠かすことができず、非常に重要なことと言える。

以上を踏まえた上で、今後は刑務所図書館サービスが処遇に貢献していること、あるいは処遇に貢献する可能性があることを、矯正関係者や矯正施設管理組織に対して効果的に証明することが必要である。処遇への貢献を証明することは、刑務所図書館のさらなる発展に繋がる。

## 5.2 刑務所図書館サービスの制度

これまで見てきたように、一概に「刑務所図書館」と言っても、その発展経緯や刑務所図書館をめぐる制度は、国によってさまざまである。本研究で対象としたアメリカ

とイギリスも例外ではなく、両国のそれらには異なりが見られる。調査によって明らかになったアメリカおよびイギリスの刑務所図書館サービス制度は、以下の通りである。

### 5.2.1 アメリカの刑務所図書館サービス制度

アメリカにおける刑務所図書館のサービス制度はこれまで、主にアメリカ矯正協会と ALA によってつくられてきたが、これに加えていくつかの法律や判例がアメリカの刑務所図書館サービスの発展を援助した。

アメリカの刑務所図書館サービス制度の歴史で欠かすことができないのが、ALA と、後にアメリカ矯正協会として活動するアメリカ刑務協会の存在である。両協会はこれまで、刑務所図書館に関する多数のガイドラインやマニュアルを策定してきた。全州を統括する図書館法を有しないアメリカにおいては、両協会によって策定されてきた基準や刊行されてきたハンドブックが、アメリカにおける刑務所図書館サービスを制度面から支えてきた。

1970 年代は、多くの文献でアメリカ刑務所図書館の全盛期と言われている。この時代の刑務所図書館の発展を支えたのが、1966 年制定の「図書館サービスおよび建設法」と 1971 年の「法執行援助機関法」である。両法律の定めにより、刑務所図書館は資金面での後ろ盾を得たとともに、広く社会にその必要性が認識されることとなった。また 1970 年代には、被収容者の権利に関する裁判が起こされたことも、刑務所図書館の発展の一助となった。特に、被収容者の司法アクセスを、図書館サービスを通じて確保することを指示した 1977 年のバウンズ対スミス事件は、被収容者の情報アクセス対して多くの関心を集めた。

近年の特筆すべき出来事は、ALA が 2010 年に「被拘禁者の読む権利」を決議したことである。同文書では、矯正施設被収容者の読む権利を知的自由に関連付けて、その権利がすべての被拘禁者に保障されなければならないと主張している。ALA の発表する文書には法的な効力がなく、あくまで団体としての見解を示したものにすぎない。しかし、必要性が既に広く認識され、市民の生活に長く当然のように存在してきた公共図書館とは全く異なる歴史と立場を歩んできた刑務所図書館にとって、このような公式文書が採択されたことは、非常に重要な意味を持つ。なぜなら、図書館法が存在せず、被収容者に対する図書館サービスの根拠を全州に適用される図書館法に求めることが難しいアメリカにおいては、これまで刊行されてきたマニュアルや基準は、そのひとつひとつが被収容者に対する図書館サービスおよび刑務所図書館の必要性を社会に説明する資料となるからである。刑務所図書館サービス制度について、全土に強制力を有する行政制度が存在しないアメリカにおいては、ALA が刑務所図書館サービスの理念および制度を構築してきたと言える。

### 5.2.2 イギリスの刑務所図書館サービス制度

イギリスにおける刑務所図書館サービス制度の柱石は「公共図書館・博物館法」と「刑務所規則」に定められた規定である。現在イギリスでは、両規定を根拠として、公共図書館行政庁と各刑務所が締結するサービスレベル協定を通じて、公共図書館によって被収容者に対する図書館サービスが提供されている。

「刑務所規則」において刑務所に図書館を設置する必要が初めて定められたのは、1878年のことである。1878年制定の「地方刑務所規則」では、刑務所に図書館を設置する必要があることを定めていた。その後この規定は、1964年に制定した、新たな「刑務所規則」にも引き継がれた。さらに同年には「公共図書館・博物館法」が制定したが、同法では包括的図書館サービス提供の義務が示された。この2つの法律・規則に置かれた規定が、今日まで続くイギリスの刑務所図書館サービスを支えてきた。

1978年には内務省刑務局から「施設被収容者のための図書館施設」が発表され、この文書を契機として、1981年、後にCILIPとなるLAは刑務所図書館サービスに関する初のガイドラインである『刑務所図書館サービスガイドライン』を策定し、国内の刑務所図書館サービスレベルの向上を目指した。

1992年、内務省刑務局内の刑務所図書館常設委員会により『刑務所図書館：その役割と責任』と題する報告が発表されたが、同報告がきっかけとなり、現在の図書館サービス提供の枠組みである、サービスレベル協定が導入された。5年後の1997年にはLAによる『刑務所図書館サービスガイドライン』が改訂された。

2005年イギリス教育・職業技能省内の犯罪者職業技能・雇用局によって「犯罪者・図書館・学習・情報仕様書」が策定された。さらに2010年には同仕様書が全国犯罪者管理局によって改訂され、新たに「刑務所図書館仕様書」として刊行された。2014年には同局によって「刑務所図書館サービス手引書」が作成されている。

先に述べたように、今日の刑務所図書館サービス制度は、大きく「公共図書館・博物館法」および「刑務所規則」に置かれた、被収容者に対する図書館サービス提供の必要を示した規定によって支えられている。このように、2つの法律・規則に被収容者に対する図書館サービスの提供を必要とする規定が置かれ、刑務所図書館サービスに関わる、公共図書館行政庁と刑務所のどちらにも被収容者に対して図書館サービスを提供する責任があることが明らかにされたことは、イギリスにおける刑務所図書館サービスの実施をより確実なものとしたといえる。実際に、これまでイギリス国内で策定されてきたガイドラインは、国内の図書館団体および矯正施設管理団体の各組織によって策定されてきた。また、両組織がサービスレベル協定を締結し、協働して被収容者に対する図書館サービスを提供するという枠組みが確立したことも、両組織にサービス提供の必要が義務付けられた結果と言える。

さらに、近年イギリス国内でソーシャル・インクルージョンの考えを反映した政策が立案されていることも、刑務所図書館サービス実施を推し進めていると言える。特に、

ソーシャル・インクルージョンをテーマとしてサービスを展開する公共図書館では、社会的マイノリティに対する図書館サービス提供の必要が広く認識されるようになった。このような動きは、矯正施設被収容者に対する図書館サービスの提供をより一層充実させることに繋がると考えられる。

### 5.2.3 アメリカおよびイギリスにおける刑務所図書館サービス制度の総括

アメリカおよびイギリスでは、刑務所図書館サービス制度や、サービスの提供形態が異なっている。しかし両国で共通しているのは、国内の図書館団体が刑務所図書館サービスに関心を寄せ、その発展のために活動を続けているということ、そして図書館団体が矯正団体と協働しているということである。

アメリカ図書館協会は 1911 年に、そして英国図書館・情報専門家協会は 1936 年に刑務所図書館に関する活動を開始し、これまで刑務所図書館サービスの充実に努めてきた。両協会による刑務所図書館に関する活動のなかでも、これまで各協会が行ってきた、刑務所図書館に関する基準やガイドラインの策定は、非常に意味を持っている。なぜなら、これまで策定が重ねられてきた基準・ガイドラインは、その 1 つ 1 つが被収容者に対する図書館サービスの必要性と有用性を訴えている。基準・ガイドラインと、それらのもとでサービスが提供されてきた事実は、被収容者に対する図書館サービス提供の根拠を補強することに繋がり、さらに刑務所図書館サービスの必要性を広く社会に伝える重要な資料になると考えられる。これらの資料と刑務所図書館サービス提供の歴史は、刑務所図書館のさらなる拡大と被収容者に対する図書館サービスの充実化の一助となるだろう。

続いて、両国の図書館団体が矯正団体と繋がりを持っていたということも、特筆すべき点である。アメリカでは、図書館関係者が所属していた ALA と、矯正関係者で組織されたアメリカ矯正協会が繋がりを持ち、1932 年に共同で『刑務所図書館ハンドブック』を作成し、1960 年には施設図書館員会を発足した。イギリスにおいては、1936 年に LA が内務省の刑務所委員会に対して、刑務所図書館を支援する図書館員団の選任を提言している。さらに、1999 年には刑務局と LA 刑務所図書館グループの代表者が所属する刑務所図書館常設委員会によって『刑務所図書館：その役割と責任』が作成された。

このように、図書館に関する知識を有する ALA と矯正に関する知識を有するアメリカ矯正協会の協働と、同じく図書館団体の LA と矯正施設を管理・運営していた刑務局が関わりを持って刑務所図書館サービス制度をつくりあげたことは、刑務所図書館サービスの価値を深化すること、矯正施設という場で図書館サービスを提供する正当性を確立することに繋がったと考えられる。

## 6. おわりに

本研究は、文献調査を通じて、刑務所図書館サービスの理念と制度を解明することを目的として行った。刑務所図書館サービスの理念については、被拘禁者処遇関係文書および図書館関係文書から導き出し、刑務所図書館サービスの制度については、アメリカおよびイギリスを調査の対象として明らかにした。

第1章序論では、問題意識と研究背景、そして本稿で用いる専門用語の定義を記した。続いて本研究の先行研究、研究の目的と意義、研究方法を記した。先行研究では、Coyleが著した『アメリカの刑務所図書館』と、中根による『刑務所図書館：受刑者の更生と社会復帰のために』そして *Library and Information Services to Incarcerated Persons: Global Perspective* の3点を挙げた。

第2章刑務所図書館サービスの理念では、国連、ヨーロッパ評議会、IFLAが採択あるいは策定に携わった文書から、刑務所図書館サービスの理念を明らかにすることを試みた。ここでは主に、基本的人権について定めた文書と、被拘禁者の処遇について定めた文書、公共図書館サービスに関する文書を調査し、刑務所図書館や被拘禁者の情報アクセスが文書中でどのように言及されているかを整理した。整理にあたっては、文書や規定に対する理解を深めるために『国連処遇基準実施ハンドブック』や各文書を解説した文献を参照し、これらをもとに刑務所図書館における図書館サービスの理念を明らかにした。

第3章では、IFLAが策定している「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を参照し、その策定経緯とガイドラインの概要を記した。同ガイドラインは矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスの必要を明らかにしており、実際にサービスを提供するにあたって参考となる資料や情報が多数掲載されている。このことから、同ガイドラインを刑務所図書館サービスの理念を明らかにするための重要な資料と位置づけ、同ガイドラインを通して、刑務所図書館サービスの理念を解明した。

第4章刑務所図書館サービスの制度では、本研究で対象とした、アメリカおよびイギリスについて、両国で刑務所図書館サービス提供の根拠となってきた法令や文書等を中心に調査した。同章では、はじめにアメリカの矯正施設を整理し、刑務所図書館サービス制度の変遷と、刑務所図書館に関するALAの活動を記し、ALAによって策定された「成人矯正施設のための図書館基準」の概要を記した。さらにフォルサム州立刑務所図書館で実施されている刑務所図書館サービスの内容を示した。次にイギリスの刑務所図書館について調査の結果を記した。初めにイギリスの矯正施設を整理し、刑務所図書館サービス制度の変遷と、CILIPによる刑務所図書館の支援活動を記すとともに、イギリスの刑務所図書館について定めた「刑務所図書館サービス手引書」と、図書館内で実際に提供されているサービスを記した。

第5章では結論として、これまでの調査を通して明らかになった、刑務所図書館サービスの理念と制度、そして考察を記した。結果として、刑務所図書館サービスの理念の

中核を成しているのは、刑務所図書館サービスを通じて被収容者の基本的人権に含有される、学習権、読書権、情報アクセス権を保障するという考えであり、この権利を保障することが被収容者の社会復帰を支援することに繋がると考えられていることが明らかとなった。続いて、刑務所図書館サービスの制度は、アメリカとイギリスで大きく異なっており、アメリカでは、これまでALAが策定してきた文書がサービス提供の根拠となっており、イギリスでは、国内の法律・規則がサービス提供の根拠となっているという結論が導き出された。

研究対象とした刑務所図書館とは、刑務所をはじめとする矯正施設に設置される図書館のことである。刑務所図書館は、広く市民に門戸が開かれた公共図書館とは異なり、利用者が限定されている点が特徴として挙げられる。これまで本稿で述べてきた通り、刑務所図書館の利用者は、基本的に矯正施設の関係者と被収容者に限られている。このことから、刑務所図書館について公開されている情報は極めて限られており、刑務所図書館サービスの実際を知ることは困難であった。

本研究では、刑務所図書館サービスの理念を明らかにするために、国連が採択してきた文書や、IFLAやALA、CILIPが策定してきたマニュアルやガイドラインの調査を行った。さらに、アメリカおよびイギリスの刑務所図書館サービスの制度を明らかにするため、各国内の刑務所図書館で用いられている基準や手引書をもとに、アメリカおよびイギリスの刑務所図書館サービスの制度的変遷を調査した。調査の結果として、刑務所図書館サービスの基本的な理念と、刑務所図書館サービス制度の一端を明らかにすることができた。しかし本研究では、このような理念が実務の現場に浸透し、刑務所図書館に携わる各機関で共有されているのか、あるいはサービスやプログラムにどのように反映されているのかといった実態を具体的に把握することができなかった。また同様に、被収容者に対する図書館サービス制度についても、サービス提供の根拠となっている文書や法令が機能しているのか、それらが実務の現場で参照されているのかということを解明することはできなかった。

本研究では、文献調査から、刑務所図書館サービスの基本的な理念と制度を明らかにした。本研究で明らかになった基本的な理念と制度を土台として、各施設では施設の事情を踏まえた上で刑務所図書館サービスがどのように考えられているのか、実際のサービス提供において、どのような政策および法令を参考としているのかといったことを明らかにすることは、今後の課題としたい。この課題を解明するには、各矯正施設で提供されている図書館サービスの実態を把握し、施設の現状や被収容者の特徴などと照らし合わせる作業が必要である。特にアメリカについては、矯正施設被収容者の処遇について定めた各州法を考慮に入れて刑務所図書館サービスの制度を見る必要があるだろう。

さらに、今後の課題として、情報アクセスの制限要件を明らかにする作業が必要であることを述べておきたい。本研究で刑務所図書館サービスの理念を明らかにする過程で、被拘禁者の基本的人権は一般市民同様例外なく保障されるということが確認された。よ

って基本的人権に含まれる表現の自由は、被拘禁者に対しても保障されるといえる。しかし同時に、被拘禁者の場合には、施設の秩序や安全を守るために必要だと判断された場合には、その自由に制限が課されることが明らかとなった。これは「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」でも言及されており、矯正施設の安全を損なうことが明白な場合には図書館の資料および情報のアクセスが制限されることを記している。しかし、ガイドラインの文言からわかるように、実際にはどのような資料・情報が施設の秩序・安全を損なうのか、その基準や範囲は明確にされていない。このように、被収容者の基本的人権の制限が抽象的な概念のもとで行われている点は問題であり、今後被収容者に対する図書館サービスの充実を目指すにあたって、見過ごすことのできない課題の1つである。

2015年から2016年にかけては、受刑者をはじめとする被拘禁者に関する様々な動きがあった。2015年には処遇最低基準規則がマンデラ・ルールに生まれ変わり、日本では2016年4月1日から「障害者差別解消法」が施行された。これを受けて日本図書館協会は、被収容者に対する図書館サービスの実施をガイドラインにより指示している。さらに、2016年12月には刑務所出所者の社会復帰を支援し再犯罪の防止を推進する「再犯防止推進法」が議員立法で成立し、法務省が再犯防止推進室を設置することとなった。

このような流れの中で、日本においても矯正施設被収容者に対する図書館サービスに光が当たり、刑務所図書館サービス実施に向けた動きが高まることを期待したい。

## 謝辞

本研究を遂行するにあたり、終始にわたり多大なる御指導、御鞭撻を賜りました指導教員の吉田右子先生に厚く御礼申し上げます。先生の御指導がなければ、本修士論文を完成させることはできませんでした。誠にありがとうございました。

また、論文を纏めるにあたって多くの御支援並びに御指摘を頂きました吉田研究室の和気尚美さん、木下朋美さん、橋本鷹美さん、小南理恵さん、山本藍子さん、篠崎貴徳さんに心より御礼申し上げます。

皆様のご支援があつてこそ本論文を執筆することができました。お世話になった皆様に深謝申し上げます。



## 参考文献一覧

本研究において参考にした文献を一覧する。文献は著者名順に整理し、無署名の記事については便宜的にタイトルに基づいて配列する。

### [A]

- ・ 赤田実穂. “刑事施設: 刑務所、少年刑務所、拘置所”. 法と心理学の事典. 越智啓太, 藤田政博, 渡邊和美編. 朝倉書店, 2011, p. 467-469.
- ・ 阿部照哉. 未決拘禁者の閲読の自由. ジュリスト. 1983, no. 799, p. 13-17.
- ・ アメリカ図書館協会知的自由部編. “『受刑者の読む権利』: 『図書館の権利宣言』解説文”. 図書館の原則 改訂4版: 図書館における知的自由マニュアル第9版. 川崎良孝, 福井佑介, 川崎佳代子訳. 日本図書館協会, 2016, p. 69-71.
- ・ “あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則”. 国際人権条約・宣言集. 田畑茂二郎, 竹本正幸, 松井芳郎, 薬師寺公夫編. 東信堂, 1990, p. 127-132.
- ・ “About” . The Lyon Declaration on Access to Information and Development. <http://www.lyondeclaration.org/about/>, (参照 2016-12-25).
- ・ “Achievements” . Council of Europe, <http://www.coe.int/en/web/about-us/achievements>, (参照 2016-12-27).
- ・ Arianna Silvestri. Prison Conditions in the United Kingdom (European Prison Observatory). 2013, p. 35-36. <http://www.prisonobservatory.org/upload/PrisonconditionintheUK.pdf>, (参照 2017-01-06).
- ・ Association of Specialized and Cooperative Library Agencies. Library Standards for Adult Correctional Institutions 1992. American Library Association, 1992, 47p.

### [B]

- ・ “B.8.2 Service to Detention Facilities and Jails” . ALA Policy Manual Section B: Positions and Public Policy Statements. ALA Council, p. 33-41. [http://www.ala.org/aboutala/sites/ala.org.aboutala/files/content/governance/policymannual/cd\\_10\\_2\\_Section%20B%20New%20Policy%20Manual-1%20%28final%205-4-2016%20with%20TOC%29.pdf](http://www.ala.org/aboutala/sites/ala.org.aboutala/files/content/governance/policymannual/cd_10_2_Section%20B%20New%20Policy%20Manual-1%20%28final%205-4-2016%20with%20TOC%29.pdf), (参照 2017-01-07).
- ・ Bailey, Andree. Standards for Library Service in Institutions: A. In the Correctional Setting. Library Trends, 1972, vol. 21, no. 2, p. 261-266.
- ・ “Basic Principles for the Treatment of Prisoners” . Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights. <http://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/basicprinciples.pdf>, (参照

2017-01-03).

・ “Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment” . Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights.

<http://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/bodyprinciples.pdf>, (参照 2017-01-04).

・ Bowe, Carole. Library and Information Services to Incarcerated Persons: Global Perspectives: Recent Trends in UK Prison Libraries. *Library Trends*. 2011, vol. 59, no. 3, p. 427-445.

[C]

・ “Commentary to Recommendation Rec. R (2006) 2” . Council of Europe, p. 2, <http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/prisons/E%20commentary%20to%20the%20EPR.pdf>, (参照 2016-12-27).

・ Collis, Roy.; Boden, Liz. *Guidelines for Prison Libraries*. Library Association Publishing, 1997, 87p.

・ Coyle, William J. *アメリカの刑務所図書館*. 中根憲一訳. 日本図書館協会, 1994, 157p.

[D]

・ Dalton, Phyllis I. *Prison Library Service from an International Viewpoint*. *IFLA Journal*. 1988, vol. 14, no. 2, p. 155-161.

・ Dalton, Sarah. “Folsom Prison Library” . *The California State Library Connection* 33 (March 2003), p. 1-p. 2.

[http://www.library.ca.gov/newsletter/2003/CSL\\_Connection\\_0303.pdf](http://www.library.ca.gov/newsletter/2003/CSL_Connection_0303.pdf), (参照 2017-01-08).

・ *Directory of State Prison Libraries*. <https://wiki.sos.wa.gov/ils/MainPage.ashx>, (参照 2016-12-30).

[E]

・ “Education in Prison” (Recommendation No. R (89) 12 of The Committee of Ministers to Member States on Education in Prison). Council of Europe, 1990, p. 34-36.

[http://www.exocop.eu/sixcms/media.php/13/CoE\\_1989\\_Education\\_In\\_Prison.pdf](http://www.exocop.eu/sixcms/media.php/13/CoE_1989_Education_In_Prison.pdf), (参照 2016-12-27).

[F]

- ・ Federal Bureau of Prison. <https://www.bop.gov/>, (参照 2017-01-05).
- ・ “Folsom State Prison, Inmates Program” . California Department of Corrections and Rehabilitation. [http://www.cdcr.ca.gov/Facilities\\_Locator/FSP-programs.html](http://www.cdcr.ca.gov/Facilities_Locator/FSP-programs.html), (2017-01-08).
- ・ Förderverein Gefangenenbüchereien e.V ウェブサイト. <http://www.fvgb.de/index.php?wissenswert>, (参照 2017-01-03).

[G]

- ・ “Guidelines for Library Services to Prisoners” . IFLA, <http://www.ifla.org/publications/ifla-professional-reports-92>, (参照 2016-12-28).

[H]

- ・ 日置将之. "矯正施設の読書環境と図書館サービス". 図書館サービスの可能性: 利用に障害のある人々へのサービス: その動向と分析. 小林卓, 野口武悟編. 日外アソシエーツ, 2012, p. 145-179.
- ・ 日置将之. 矯正と図書館サービス連絡会の発足について: 矯正施設と図書館との連携充実・読書環境整備を目指して. 図書館雑誌. 2011, vol. 105, no. 2, p.82-83.
- ・ 樋口彰載. “国連最低基準規則”. 確認刑事政策・犯罪学用語 250. 石川正興, 小野正博, 山口昭夫. 成文堂, 2007, p. 35
- ・ “被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令(平成 18 年 5 月 23 日矯成訓第 3300 号法務大臣訓令)”. 法務省. <http://www.moj.go.jp/content/001174866.pdf>, (参照 2017-01-03).
- ・ “被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について(平成 19 年 5 月 30 日矯成第 3345 号矯正局長依命通達)”. 法務省矯正局. <http://www.moj.go.jp/content/001174868.pdf>, (参照 2017-01-03).
- ・ ピナル・リフォーム・インターナショナル. 刑事施設と国際人権: 国連処遇基準実施ハンドブック. 葛野尋之ほか訳. 日本評論社, 1996, 219p.
- ・ “表現の自由”. 法律用語辞典. 第 4 版. 有斐閣, ジャパンナレッジ Lib, <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=506101128300068215440>, (参照 2017-01-04).
- ・ 法務省矯正局. 被拘禁者の図書、新聞紙等の閲覧規則と実態. ジュリスト. 1983, no. 799, p. 25-28.
- ・ Heie, Bjørg. Library Service to Prisons: A New responsibility of the Section of Libraries Serving Disadvantaged Persons. IFLA Journal. 1986, vol. 12, no. 1, p. 38-39.

[I]

・イギリス教育科学省. 図書館サービスの拡大を求めて: イギリス公立図書館とアウトリーチ・サービス(The Libraries' Choice). 川崎良孝, 越後真知子, 小木曾真訳. 図書館問題研究会愛知支部, 1983, 125p.

・“英国図書館・情報専門家協会 (CILIP)、初の刑務所図書館アワード授賞館を発表”. カレントアウェアネス・ポータル. <http://current.ndl.go.jp/node/22288>, (参照 2017-01-09).

・英国文化・メディア・スポーツ省. 将来に向けての基本的考え方: 今後10年の図書館・学習・情報. 永田治樹, 小林真理, 小竹悦子訳. 日本図書館協会, 2005, 63p.

・井上奈智. 矯正と図書館サービス連絡会・第1回研究会: 「少年院・少年鑑別所の読書環境～全国調査から見えてきたこと～」の概要報告. 図書館雑誌. vol.109, No.2, p. 98-100.

・“IFLA/図書館と知的自由に関する声明”. 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ifla1999.html>, (参照 2017-01-04).

・“IFLA 倫理綱領”. 井上靖代訳. p. 2, IFLA, <http://www.ifla.org/files/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf>, (参照 2016-12-27).

・Irvall, Birgitta.; Skat Nielsen, Gyda. Access to libraries for persons with disabilities: checklist. International Federation of Library Associations and Institutions. 2005, (IFLA professional reports; No. 89). 17p. <http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/89.pdf>, (参照 2016-12-28).

[J]

・Jones, Edith Kathleen ed. The prison library handbook. American Library Association, 1932, 181 p.

[K]

・加藤正明. 矯正施設における図書館活動: Prison Library in Japan-Past and present. 一過去と現在一. 図書館学会年報. 1966, vol. 13, no. 1, p. 31-35.

・叶沢清介. “人権・学歴そして図書館”. 図書館、そしてPTA 母親文庫. 1990, 日本図書館協会, p. 298-301.

・“監獄則並図式”. ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典. ブリタニカ・オンライン・ジャパン. <http://japan.eb.com/rg/article-02537200>, (参照 2017-01-03).

・菊田幸一. 受刑者の人権と法的地位. 日本評論社, 1999, 398p.

- ・菊田幸一. 受刑者の法的権利. 三省堂, 2001, 308p.
- ・“基本的人権”. 法律用語辞典. 第4版. 有斐閣, ジャパンナレッジ Lib, <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=506100219600068265130>, (参照 2017-01-03).
- ・矯正と図書館サービス連絡会ウェブサイト. <http://kyotoren.cocolog-nifty.com/>, (参照 2016-12-22).
- ・“矯正の沿線と仕事のあらまし”. 法務省. [http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyouse02.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse02.html), (参照 2016-12-21).
- ・草川一枝. 矯正施設におけるレクリエーション教育. 高文堂, 1986, 231p.
- ・“刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年5月23日法務省令第57号)”. 法務省. <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F12001000057.html>, (参照 2017-01-03).
- ・“刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年五月二十五日法律第五十号)”. 法務省. 法令データ提供システム. <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO050.html>, (参照 2017-01-03).
- ・“刑務所”. 昭和43年版 犯罪白書: 犯罪と犯罪者の処遇、その現況と100年間の推移. 法務省. 1968, [http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/9/nfm/n\\_9\\_2\\_3\\_2\\_2\\_0.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/9/nfm/n_9_2_3_2_2_0.html), (参照 2016-12-21).
- ・“国連被拘禁者処遇最低基準規則 (マンデラ・ルール)”. 監獄人権センター [https://www.penalreform.org/wp-content/uploads/2016/12/Nelson-Mandela-Rules\\_Japanese\\_final.pdf](https://www.penalreform.org/wp-content/uploads/2016/12/Nelson-Mandela-Rules_Japanese_final.pdf), (参照 2016-12-26).
- ・小長井賀典. 犯罪者の再統合とコミュニティ: 司法福祉の視点から犯罪を考える. 成文堂, 2013, 192p.
- ・Kaiser, Frances E. Guidelines for library services to prisoners. IFLA Headquarters, 1992, (IFLA professional reports; no. 34), 17p.
- ・Kaiser, Frances E. Guidelines for library services to prisoners. 2nd revised ed., IFLA Headquarters, 1995, (IFLA professional reports; no. 46), 30p.
- ・Kelly, T.; Kelly, E. イギリスの公共図書館. 原田勝, 常盤繁訳. 東京大学出版会, 1983, 286p.

[L]

- ・LeDonne, Marjorie. Survey of Library and Informational Problems in Correctional Facilities: A Retrospective Review. *Library Trends*, 1977, p. 53-70.
- ・Lehmann, Vibeke. Library and Information Services to Incarcerated Persons: Global Perspectives: Challenges and Accomplishments in U.S. Prison Libraries. *Library Trends*. 2011, vol. 59, no. 3, p. 490-508.

- ・ Lehmann, Vibeke. Planning and Implementing Prison Libraries: strategy and resources. IFLA Journal. 2003, vol. 29, no. 4, p. 301-307.
- ・ Lehmann, Vibeke.; Locke, Joanne. Guidelines for Library Services to Prisoners. 3rd ed., IFLA Headquarters. 2005, (IFLA Professional Reports, no. 92), 24p. <http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/92.pdf>, (参照 2017-01-04).
- ・ “library” . ALA Glossary of Library and Information Science. Levine-Clark, Michael.; Carter, Toni M. 4th ed., American Library Association, 2013, p. 151.
- ・ Library Association. Prison Libraries: Library Association Guidelines for Library Provision in Prison Department Establishments. Library Association Publishing, 1981, 63p.
- ・ “Library” . HMP Birmingham. <http://hmpbirmingham.co.uk/about/about-rar/about-rar-1/>, (参照 2017-01-09).
- ・ Libraries for All: Social Inclusion in Public Libraries. Department for Culture, Media and Sport, 1999, 26p. [http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20121204113822/http://www.culture.gov.uk/images/publications/Social\\_Inclusion\\_PLibraries.pdf](http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20121204113822/http://www.culture.gov.uk/images/publications/Social_Inclusion_PLibraries.pdf), (参照 2017-01-09).
- ・ “Library Services and Construction Act of 1966” (Public Law 89-511), United States Government Publishing Office の Federal Digital System より入手. <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-80/pdf/STATUTE-80-Pg313.pdf>, (参照 2016-12-31).
- ・ Library Services to People with Special Needs Section. IFLA. <http://www.ifla.org/lsn>, (参照 2017-01-04).
- ・ Locke, Joanne.; Panella, Nancy M.; Girolami, Margaret. “Prison Libraries: A Bibliography, 1970-2000” . International Resource Book for Libraries Serving Disadvantaged Persons. Henry, Carol. K.G. Saur, 2001, p. 183-231.
- ・ “Lyon Declaration on Access to Information and Development” . IFLA, <http://www.lyondeclaration.org/content/pages/lyon-declaration.pdf>, (参照 2017-01-04).

[M]

- ・ “ミレニアム開発目標” . 国連開発計画 (UNDP) . <http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sdg/mdgoverview/mdgs.html>, (参照 2016-12-27).
- ・ 村田弘. 刑務所図書館経営に関するメモ: Cory 氏と Lieberman 氏からの書翰を中心として. 図書館雑誌. 1949, vol. 43, no. 10, p. 139-141.

- ・村田弘. 刑務所図書館文献目録. 図書館界. 1952, vol. 4, no. 3, p. 60-65.
- ・MacCormick, Austin H. “The Library as an Agency of Education” . The Education of Adult Prisoners: a survey and a program. National Society of Penal Information, 1931, p. 150-179.
- ・“Making Standards Work: an International Handbook on Good Prison Practice” . Penal Reform International.  
<http://www.penalreform.org/wp-content/uploads/2013/05/man-2001-making-standards-work-en.pdf>, (参照 2016-12-26).

[N]

- ・中根憲一. 矯正施設拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン. 現代の図書館. 1994, vol. 32, no. 1, p. 51-55.
- ・中根憲一. 刑務所図書館: 受刑者の更生と社会復帰のために. 出版ニュース社, 2010, 233p.
- ・中根憲一. “図書館サービス協定の締結が進む英国の公共図書館と刑務所”. カレントアウェアネス. <http://current.ndl.go.jp/ca1004>, (参照 2017-01-10).
- ・中根憲一. 日本の刑務所図書館: 行刑施設被収容者の「本と読書」をめぐる制度と現状. 図書館研究シリーズ. 1994, p. 3-78.
- ・中根憲一. 明治監獄則下における受刑者の図書閲読(上). 参考書誌研究. 1984, vol. 28, p. 1-17.
- ・中根憲一. 明治監獄則下における受刑者の図書閲読(下). 参考書誌研究. 1985, vol. 29, p. 1-14.
- ・日本図書館協会障害者サービス委員会編. 図書館が変わる: 1998年公共図書館の利用に障害のある人々へのサービス調査報告書. 日本図書館協会, 2001, 172p.
- ・日本図書館協会障害者サービス委員会編. 障害者サービス, 補訂版. 日本図書館協会, 2003, 316p.
- ・日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. “アウトリーチ”. 図書館情報学用語辞典. 第4版, 丸善出版, 2013, p. 1.
- ・日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. “刑務所図書館”. 図書館情報学用語辞典. 第4版, 丸善出版, 2013, p. 59.
- ・“日本の刑事施設”. 法務省, 2011, p. 16,  
<http://www.moj.go.jp/content/000079580.pdf>, (参照 2017-01-03).
- ・日本犯罪社会学会編. 犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン. 現代人文社, 2009, 166p.

[O]

- ・“欧州評議会の概要” . 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/gaiyo.html>, (参照 2016-12-27).
- ・奥平康弘. 表現の自由とはなにか. 第3版, 中央公論社, 1972, 220p.
- ・小畑郁. ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化: その国際法過程の批判的考察. 信山社, 2014, 535p.

[P]

- ・ Panella, Nancy. The Library Service to People with Special Needs Section of IFLA: an historical overview. *IFLA Journal*, 2009, vol. 35, no. 3, p. 258-271.
- ・ “prison library” . *ALA Glossary of Library and Information Science*. Levine-Clark, Michael.; Carter, Toni M. 4th ed., American Library Association, 2013, p. 201.
- ・ Prison Libraries Committee. Report of the Departmental Committee on the supply of books to the prisoners in H.M. prisons and to the inmates of H.M. Borstal institutions. H.M.S.O., 1911, 33p.
- ・ “Prison Libraries Group” . CILIP.  
<http://www.cilip.org.uk/about/special-interest-groups/prison-libraries-group>, (参照 2017-01-09).
- ・ “Prison Service Order 6710: Prison Libraries” . HM Prison Service.  
[http://www.insidetime.org/download/rules\\_&\\_policies/pso\\_\(prison\\_service\\_orders\)/PSO\\_6710\\_prison\\_libraries.pdf](http://www.insidetime.org/download/rules_&_policies/pso_(prison_service_orders)/PSO_6710_prison_libraries.pdf), (参照 2017-01-06).
- ・ Prisoners Right to Read. ALA.  
<http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/prisonersrightoread>, (参照 2017-01-09).
- ・ Prisoners Right to Read: An Interpretation of the Library Bill of Rights. American Library Association.  
<http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/prisonersrightoread>, (参照 2017-01-07).
- ・ “PSI 45/2011: The Prison Library Service” . National Offender Management Office. 49p, <https://www.justice.gov.uk/offenders/psis/prison-service-instructions-2011>, (参照 2017-01-04).
- ・ “PSI 02/2015: Prison Library Services” . National Offender Management Office. 33p, <http://www.justice.gov.uk/downloads/offenders/psipso/psi-2015/psi-02-2015-prison-library-service.pdf>, (参照 2017-01-10).
- ・ “Public Libraries and Museums Act, 1964” § 7(1). [legislation.gov.uk](http://www.legislation.gov.uk),  
[http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1964/75/pdfs/ukpga\\_19640075\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1964/75/pdfs/ukpga_19640075_en.pdf), (参照



2017-01-09).

[R]

- “Recommendation No. R (87)3 of the Committee of Ministers to Member States on the European Prison Rules” . Council of Europe.  
<https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=2622640&SecMode=1&DocId=692778&Usage=2>, (参照 2016-12-27).
- “Recommendation No. R (89) 12 of The Committee of Ministers to Member States on Education in Prison” . Council of Europe Committee of Ministers  
[http://pjp-eu.coe.int/documents/3983922/6970334/CMRec+\(89\)+12+on+education+in+prison.pdf/9939f80e-77ee-491d-82f7-83e62566c872](http://pjp-eu.coe.int/documents/3983922/6970334/CMRec+(89)+12+on+education+in+prison.pdf/9939f80e-77ee-491d-82f7-83e62566c872), (参照 2016-12-29).
- “Recommendation Rec(2006) 2 of the Committee of Ministers to member states on the European Prison Rules” . Council of Europe.  
<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=955747&Site=CM&BackColorInternet=C3C3C3&BackColorIntranet=EDB021&BackColorLogged=F5D383>, (参照 2016-12-27).
- “Recommendation CM/Rec(2012)12 of the Committee of Ministers to member States concerning foreign prisoners” . Council of Europe.  
<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1989353&Site=CM>, (参照 2017-01-04).
- “Resolution (73)5 Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners” . Council of Europe.  
<https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=588982&SecMode=1&DocId=645672&Usage=2>, (参照 2016-12-27).
- Roger Parish. “Social Inclusion and Nottingham City Libraries”. Nottingham City Library and Information Service.  
[http://www.bibliotheksportal.de/fileadmin/user\\_upload/content/themen/kunden/international/dateien/Parish\\_Social\\_inclusion\\_Nottingham.pdf](http://www.bibliotheksportal.de/fileadmin/user_upload/content/themen/kunden/international/dateien/Parish_Social_inclusion_Nottingham.pdf), (参照 2017-01-23).
- Rowlinson, Penelope A. “A Survey of the Provision and Use of Library Services in Certain London Prison”. The Provision and Use of Library and Documentation Services: Some Contributions from the University of Sheffield Postgraduate School of Librarianship. Saunders, Wilfred Leonard. Pergamon Press, 1966 p. 56.
- Rubin, Rhea J. U.S. Prison Library Services and Their Theoretical Bases. Occasional Papers, University of Illinois Graduate School of Library Science, 1973, No. 110, 21p.

<https://www.ideals.illinois.edu/bitstream/handle/2142/3853/gslisoccasionalpv00000i00110.pdf?sequence=1>, (参照 2017-01-06).

[S]

- ・最大判昭和 58 年 6 月 22 日 民集第 37 卷 5 号 793 頁. 裁判所.  
[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/137/052137\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/137/052137_hanrei.pdf), (参照 2016-12-22).
- ・“再犯防止に向けた総合対策”. 犯罪対策閣僚会議.  
<http://www.moj.go.jp/content/000100471.pdf>, (参照 2016-12-20).
- ・佐藤聖一. 1 からわかる図書館の障害者サービス: 誰もが使える図書館を目指して. 学文社, 2015, 160p.
- ・佐藤貴虎. イギリスの公共図書館におけるソーシャル・インクルージョンの一考察: マンチェスター刑務所図書館を例として. 図書館情報学研究, 2002, no. 1, p. 15-28.
- ・芝原邦爾. 刑事司法と国際準則. 東京大学出版会, 1985, 281p.
- ・市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約). 外務省. 同規約の第十九条を参照.  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_004.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html), (参照 2016-12-26).
- ・“受刑者に対する釈放時アンケート 平成 26 年度分”. 法務省, p. 46,  
<http://www.moj.go.jp/content/001199058.pdf>, (参照 2016-12-23).
- ・“障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律”. 内閣府.  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law\\_h25-65.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law_h25-65.pdf), (参照 2016-12-20).
- ・“情報へのアクセスと開発に関するリヨン宣言”. 日本障害者リハビリテーション協会情報センター. 障害保健福祉研究情報システムより引用.  
[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/ifla/lyon-declaration\\_jp.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/ifla/lyon-declaration_jp.html), (参照 2016-12-29).
- ・“徒罪”. 日本国語大辞典. 小学館, ジャパンナレッジ Lib,  
<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=20020248238cm8K4Ve61>, (参照 2017-01-03).
- ・須々木主一. “刑務所”. 日本大百科全書. 小学館. ジャパンナレッジ Lib,  
<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000080532>, (参照 2017-01-03).
- ・須々木主一, 石川正興. “拘禁”. 日本大百科全書. 小学館. ジャパンナレッジ Lib,  
<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000082532>, (参照 2017-01-03).
- ・“世界人権宣言テキスト”. 国際連合広報センター.  
[http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill\\_of\\_rights/universal\\_declaration/](http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/), (参照 2016-12-26).
- ・“ソーシャルインクルージョン(social inclusion)”. 日本障害者リハビリテーション協会情報センター. 障害保健福祉研究情報システムより.

[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social\\_Inclusion.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Inclusion.html), (参照 2017-01-09).

・ 曾根威彦. 表現の自由と刑事規制. 一粒社, 1985, 264p.

・ Scott, Carrie E. Manual for Institution Libraries. American library association publishing board, 1916, 38p.

・ “Signatories” . The Lyon Declaration on Access to Information and Development. <http://www.lyondeclaration.org/signatories/>, (参照 2016-12-27).

・ Sullivan, Larry E. “Prison Libraries” . International Dictionary of Library Histories: Vol. 1. Stam, David H. Fitzroy Dearborn Publishers, 2001, p. 137-140.

[T]

・ 高橋則夫. 州は、刑務所に法律図書館を設けることによって、連邦裁判所に救済を求める受刑者の権利を保障しなければならないか: *Bounds v. Smith*, 430 U.S. 817 (1977). 判例タイムズ, 1979, vol. 30, no. 18, p. 41-42.

・ 天満隆之輔. 刑務所図書館についての一考察. 図書館界. 1987, vol. 38, no. 5, p.245-250.

・ 天満隆之輔. 刑務所図書館についての考え方〈研究例会報告(第80回)-IFLA 東京大会記念〉. 図書館界. 1987, vol. 39, no. 3, p. 122-124.

・ “図書館、情報サービス機関および知る自由に関するグラスゴー宣言” . 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ifla2002g.html>, (参照 2017-01-04).

・ “図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン” . 日本図書館協会. [http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/lsh/sabekai\\_guideline.pdf](http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.pdf), (参照 2016-12-22).

・ 図書館の自由に関する宣言. 日本図書館協会.

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>, (参照 2017-01-03).

・ “図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言” . 日本図書館協会.

<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2785>, (参照 2016-12-22).

・ “The Big Question Report”. CILIP Prison Libraries Group. 2015, 39p.

[http://www.cilip.org.uk/sites/default/files/documents/prlg\\_big\\_question\\_report\\_0.pdf](http://www.cilip.org.uk/sites/default/files/documents/prlg_big_question_report_0.pdf), (参照 2017-01-09).

・ “The History of the American Correctional Association” . American Correctional Association.

[http://www.aca.org/ACA\\_Prod\\_IMIS/ACA\\_Member/About\\_Us/Our\\_History/ACA\\_Member/AboutUs/AboutUs\\_Home.aspx?hkey=0c9cb058-e3d5-4bb0-ba7c-be29f9b34380](http://www.aca.org/ACA_Prod_IMIS/ACA_Member/About_Us/Our_History/ACA_Member/AboutUs/AboutUs_Home.aspx?hkey=0c9cb058-e3d5-4bb0-ba7c-be29f9b34380), (参照 2017-01-07).

・ “The Month at Random”. *Wilson Bulletin for Librarians*. vol. 13, no. 5. 1939, p.

334.

[U]

・ UN Daily News (Wednesday, 7 October 2015), UN NEWS CENTRE.  
<http://www.un.org/News/dh/pdf/english/2015/07102015.pdf>, (参照 2017-01-04).

[V]

・ Vogel, Brenda. “Reachin’ Behind Bars: Library Outreach to Prisoners, 1798-2000”  
The Prison Library Primer: A Program for the Twenty-First Century. Scarecrow  
Press, 2009, p.10.

[W]

・ “我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(外務省仮訳)” .  
外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>, (参照 2017-01-03).

・ “Welcom to Storybook Dads” . Storybook Dads.  
<http://www.storybookdads.org.uk/>, (参照 2016-12-29).

・ “Winner of the first ever Prison Library of the Year Award announced” . CILIP.  
<http://www.webarchive.org.uk/wayback/archive/20121115153133/http://www.cilip.org.uk/news-media/Pages/news121107.aspx>, (参照 2017-01-09).

[Y]

・ 山内薫. “塀の中の写真集” . 本と人をつなぐ図書館員：障害のある人、赤ちゃんから高齢者まで. 読書工房, 2008, 142-162.

・ “ユネスコ公共図書館宣言” . 日本図書館協会.  
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/237/Default.aspx>, (参照 2016-12-27).